

第六次 毛呂山町総合振興計画

基本構想・前期基本計画

令和7年度～令和11年度（2025～2029）



みんなでつくる 住みやすいまち
住み続けたいまち もろやま

令和7年3月
毛呂山町

第六次

毛呂山町総合振興計画

基本構想・前期基本計画

令和7年度～令和11年度
(2025～2029)



毛呂山町マスコットキャラクター

もろ丸くん



「みんなでつくる
住みやすいまち 住み続けたいまち
もろやま」の実現に向けて

本町は、平成27年に「輝く緑 輝く瞳 輝くまち もろやま」を将来像とした第五次毛呂山町総合振興計画を策定し、町民の皆様のご理解、ご協力のもとに各種施策を実施してまいりました。

この第五次毛呂山町総合振興計画が令和6年度に終了することから、このたび令和7年度を初年度とした、10年間の長期的な計画である第六次毛呂山町総合振興計画基本構想と5年間の計画である前期基本計画をお示しすることとなりました。

第六次毛呂山町総合振興計画基本構想では、町の将来像を「みんなでつくる 住みやすいまち 住み続けたいまち もろやま」と決めました。これは、本町を取り巻く社会情勢が大きく変化する中において、皆様に「毛呂山町に住みたい」「毛呂山町に住み続けたい」と思ってもらえるまちづくりを進めていくという町の姿勢を示すとともに、「毛呂山町にずっと住みたい」と思ってもらえるまちづくりを、住民の皆様と一緒に進めていきたいという想いを込めたものです。

本町は、令和7年4月1日に合併70年となります。本計画で掲げる町の将来像を実現し、本町が持続可能な町として発展していくために、住民の皆様と町が一体となって、誇りと愛着を持てるまちづくりを進めてまいります。

結びに、この計画策定にあたり住民意向調査や意見聴取の取組にご協力いただきました住民の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言を賜りました毛呂山町振興計画審議会の皆様、そして多くの町民の皆様や関係者の皆様に心から感謝とお礼を申し上げますとともに、本町がさらに飛躍する町となるよう、共にまちづくりを進めていただきますようお願い申し上げます。

令和7年3月

毛呂山町長 井上健次

第1編 はじめに

1 策定の趣旨	2
2 計画の期間・構成・推進に向けての考え方	3
3 毛呂山町の概要	4
4 人口推計	5
5 財政分析	10
6-1 住民意向調査	11
6-2 転入・転出者アンケート	13
6-3 子育て世帯アンケート	15
6-4 住民意見聴取について	17
7 町を取り巻く社会潮流	19

第2編 基本構想

1 基本構想	24
2 土地利用構想	25

第3編 前期基本計画

1 前期基本計画体系	30
2 リーディングプロジェクト	31

第1章 子育て

1-① 子育て環境の充実	42
1-② 幼児教育・保育の充実	44
1-③ 子育て世帯への支援	46
1-④ 母子保健の充実	48

第2章 教育

2-① 教育内容の充実	52
2-② 児童生徒の健全育成	56
2-③ 教育環境・学校施設の充実	60
2-④ 生涯学習環境の充実	62
2-⑤ 生涯スポーツの普及推進	64
2-⑥ 文化資源の保存継承と活用	66

第3章 健康づくり

3-① 健康づくりと疾病予防	70
3-② 健康保険制度	73

第4章 福祉

4-① 地域福祉の推進	76
4-② 高齢者への支援	78
4-③ 障害者（児）への支援	80

第5章 まちづくり

5-① 都市計画・企業誘致の推進	84
5-② 居住環境や公共交通の充実	86
5-③ 交通安全の推進	88
5-④ 憩いの場の充実	90

第6章 生活環境整備

6-① ゼロカーボンの推進	92
6-② 生活環境の保全・整備	94

第7章 産業振興

7-① 地域産業の発展	98
7-② 観光施策の推進	100
7-③ 農林業の振興	102

第8章 地域振興

8-① コミュニティの活性化	106
8-② 人権の尊重	108
8-③ 多文化共生社会の形成	110
8-④ 防犯・消費者保護	112

第9章 危機管理

9-① 防災対策と危機管理意識の向上	116
9-② 消防・救急医療体制の充実	118

第10章 行政管理

10-① 定住促進施策の推進	122
10-② 情報発信の充実・協働のまちづくり	124
10-③ 自治体DXの推進	126
10-④ 行財政運営	128

資料編

第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画 成果指標一覧	132
第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画 主要事務事業一覧	141
毛呂山町振興計画審議会条例	158
審議会への諮問・答申	160
毛呂山町振興計画審議会委員名簿	161
毛呂山町まち・ひと・しごと創生有識者会議条例	167
毛呂山町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員	168

第 1 編

はじめに



1 策定の趣旨

毛呂山町では、昭和48年に「毛呂山町総合振興計画」を策定し、住民ニーズや社会情勢に応じた変化に伴う課題に対応するため、5次にわたり計画の見直しを行い、まちづくりを推進してきました。直近の計画である第五次毛呂山町総合振興計画においては「輝く緑 輝く瞳 輝くまち もろやま」を将来像に掲げ、施策を展開しています。

この間、人口減少社会の到来、少子化・超高齢化社会の進行、自然災害への不安の高まり、感染症の流行などこれまでに経験したことのない社会情勢の急激な変化により、行政に求められる役割は非常に大きなものとなっています。

こうした町を取り巻く変化に的確に対応し、10年先を見据え、子どもから高齢者まで全ての住民が町に愛着と誇りを持つことができるまちづくりを目指し、今後の指針となる「第六次毛呂山町総合振興計画（以下、「本計画」とします。）」を策定しました。

策定にあたっては、住民意向調査のほか子育て世帯への意見聴取、中学生や大学生など若い世代と町長の意見交換会、子どもタウンミーティングなど新たな試みにより、多様な意見をもとに住民の実感や課題の把握を行うとともに、「毛呂山町振興計画審議会（以下、「振興計画審議会」とします。）」による意見についても本計画に反映しています。

本計画は振興計画審議会での審議をはじめ、意見聴取等にご協力いただいた住民の皆様、町議会、町全体で策定に取り組んだものです。また、町の課題解決を図るため、町ができること、計画期間に取り組むべきことを職員自ら考え、計画内容に反映させています。

また、本計画はこれまで「毛呂山町総合戦略」において掲げた地方創生の趣旨や内容を内包した総合計画として策定しています。本町では、人口減少社会における町の持続的な発展を実現するため、「毛呂山町総合戦略」を策定し、取組を進めてきました（第1期：平成27年度から令和元年度、第2期：令和2年度から令和6年度）。この総合戦略に掲げた4つの目標は、前期基本計画の各施策に引き継がれています。

本町においては、少子高齢化に伴う人口減少問題などの重要課題に真摯に向き合い、計画に基づいた着実な取組により、未来にわたって持続可能なまちづくりを行います。

2 計画の期間・構成・推進に向けての考え方

(1) 計画の位置づけと計画期間

総合振興計画は長期的な展望のもと、本町の目指すべき将来像とその実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりの在り方を示すものです。

基本構想 ▶▶ 計画期間：令和7年度（2025年度）～令和16年度（2034年度）

前期基本計画 ▶▶ 計画期間：令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

実施計画 ▶▶ 計画期間：3年間（ローリング方式により毎年度作成）

基本構想	基本構想は、将来を展望し、まちづくりの基本的な方向性を明らかにするものです。
基本計画	基本計画は、基本構想の計画期間である令和7年度から令和16年度までの10年間で前期基本計画、後期基本計画の各5年間に分け、基本構想に示す本町の将来像の実現に向け、各分野の施策方針や目指すべき方向性などを総合的かつ体系的に明らかにするものです。
実施計画	基本計画に定めた施策などを具体的に展開する計画です。計画期間を3年間として、1年ごとに財政的な見通しを示した見直し（ローリング方式）を行うことで、町をとりまく社会情勢などの変化に的確に対応した行政運営を目指します。

(2) 計画推進に向けての考え方

①住民に開かれたまちづくりの推進

- ▶▶ 広聴の仕組みにより住民ニーズを把握し取組に反映するとともに、各種計画の策定・改訂にあたってはパブリックコメントなどの住民参加手続きの実施により、積極的な住民参加の取組を推進します。

②行財政改革の推進

- ▶▶ 社会情勢や住民ニーズに対応し、計画的に行政改革を進めるとともに、歳入確保や歳出の見直しにより持続可能な財政運営を行います。
- ▶▶ 質の高い行政サービスの提供を目指し、職員一人ひとりの職務遂行能力を高めます。

③連携によるまちづくりの推進

- ▶▶ 住民協働、広域行政の推進、民間活力の更なる活用など多様な主体との連携により効率的で効果的なまちづくりを進めます。

3 毛呂山町の概要

毛呂山町は埼玉県の南西部に位置し、総面積は34.07km²で東西約9km、南北約7.5kmに広がるくびれた鼓状の形状をしています。山地と平野を有する多様な地形で、穏やかな気候と豊かな自然に恵まれています。

西部に広がる山地は標高約300～400mで、外秩父山地の東縁部にあたり、一部が県立黒山自然公園に指定されており、その中心に農業用貯水池の鎌北湖があります。中央部から東部にかけての平地には越辺川と高麗川が流れ、東部に広がる水田地帯を形成しています。

町内を南北に県道新飯能寄居線、東西に県道川越坂戸毛呂山線、県道川越越生線が通り、重要な幹線道路となっています。町東部からは関越自動車道坂戸西スマートインターチェンジへのアクセスが可能です。また、市街地となる中央部を東武越生線とＪＲ八高線が走り、都心から50km圏内という立地とアクセスの良さから東京都内への通勤圏に入るために宅地化が進んでいます。

毛呂山町町民憲章

毛呂山は恵まれた自然と先人の築いた歴史を持つまちです。
わたくしたちは、ふるさと毛呂山に住むことを誇りに思い、さらに住みよいまちづくりをすすめるため、ここに町民憲章を定めます。

- 1 ふるさとを愛し、緑と清流をまもります。
- 1 きまりをまもり、明るいまちをつくります。
- 1 ふれあいの輪を広げ、思いやりの心を育てます。
- 1 スポーツに親しみ、健康な家庭を築きます。
- 1 教養を深め、文化のかおりを高めます。

平成2年3月22日制定



町の鳥「めじろ」



町の木「ゆず」



町の花「菊」

4 人口推計

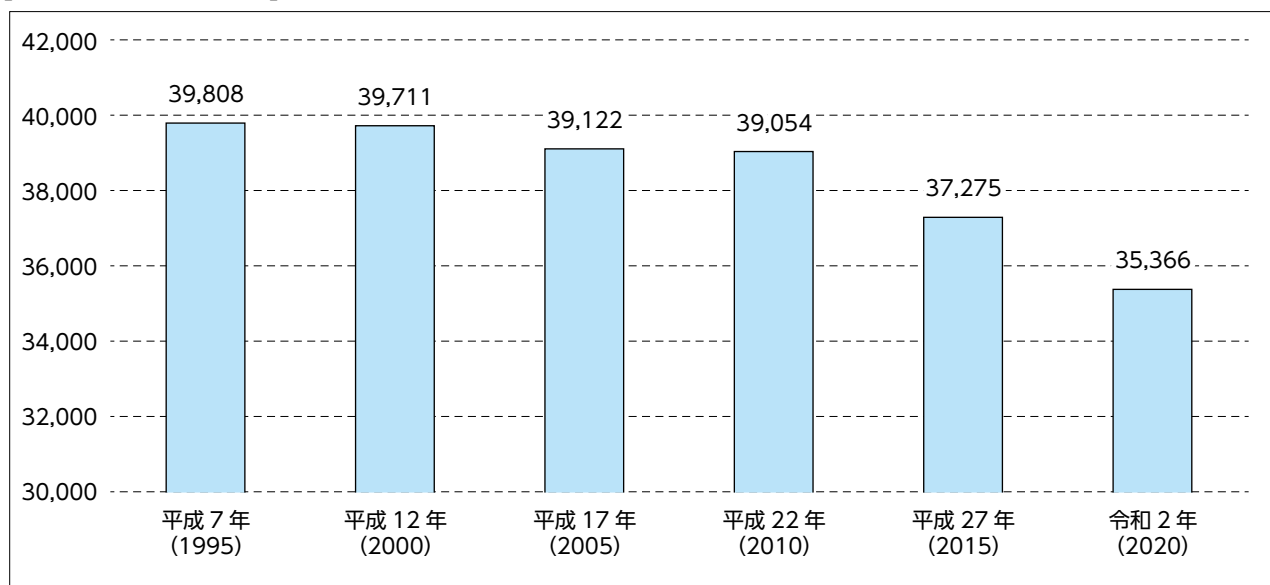
(1) 総人口の推移

本町の国勢調査人口及び住民基本台帳人口の推移は、以下のとおりとなっており、国勢調査人口及び住民基本台帳人口ともに、人口減少が進んでいます。

なお、令和2年（2020年）の国勢調査人口及び住民基本台帳人口を比較しますと、国勢調査人口が約2,000人多くなっています。

【国勢調査人口の推移】

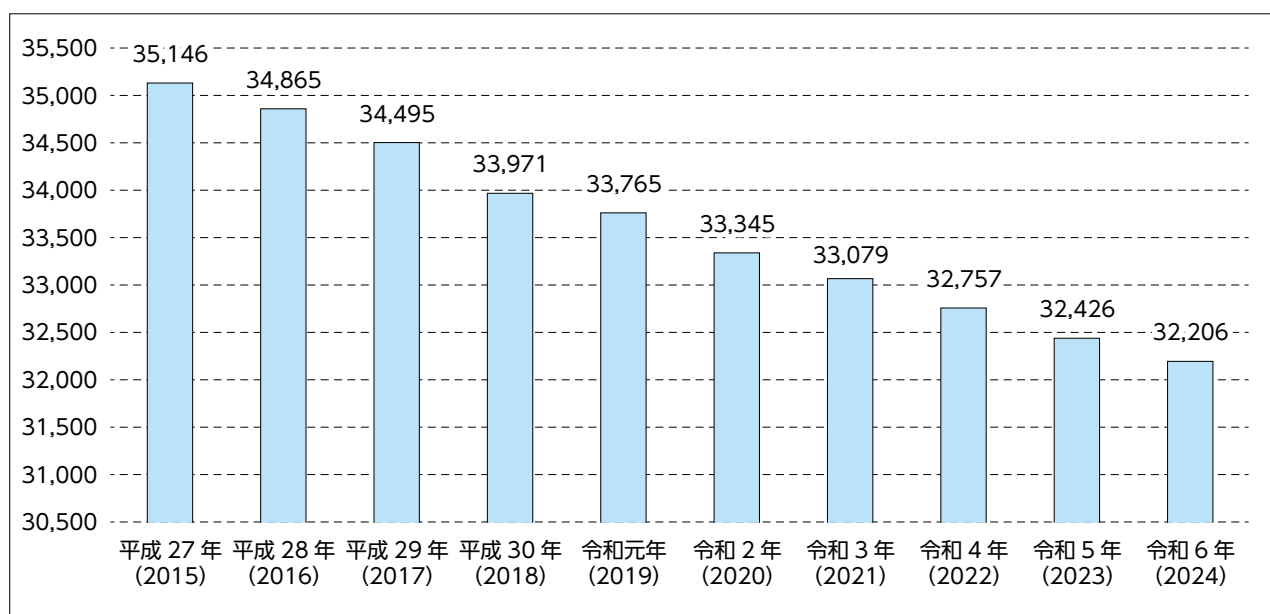
（単位：人）



※各年10月1日時点

【住民基本台帳人口の推移】

（単位：人）



※各年4月1日時点

(2) 将来人口の見通し

ア 趨勢人口と戦略人口

趨勢人口は、人口政策の取組を想定しない場合に見込まれる将来人口です。

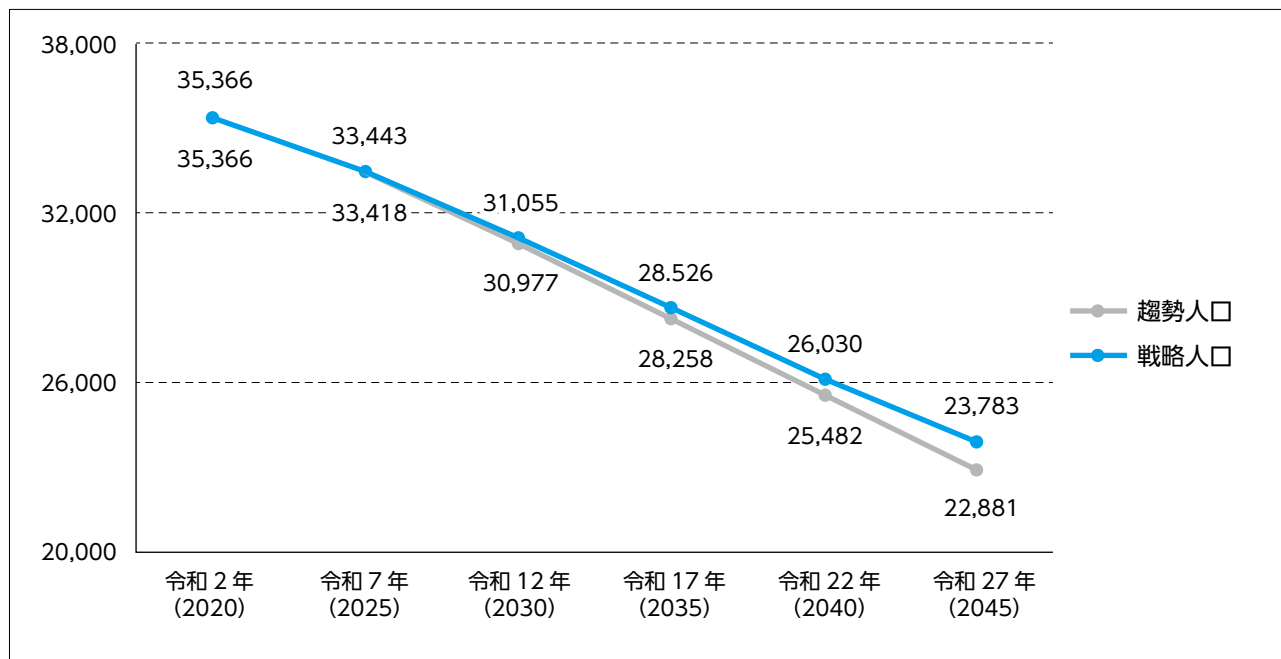
戦略人口は、人口政策の取組を想定した場合に見込まれる将来人口であり、人口政策の各種取組において目標とする人口です。

イ 毛呂山町の戦略人口

本町においては、少子高齢化などに起因する人口減少問題に対し、長期的な視点から取り組むことにより、令和27年（2045年）において国勢調査人口では23,800人程度、住民基本台帳人口では22,100人程度の人口規模を目指します。

【国勢調査人口における将来人口の見通し】

(単位：人)



(単位：人)

	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)
趨勢人口	35,366	33,418	30,977	28,258	25,482	22,881
戦略人口	35,366	33,443	31,055	28,526	26,030	23,783
戦略効果 (戦略人口－趨勢人口)		25	78	268	548	902

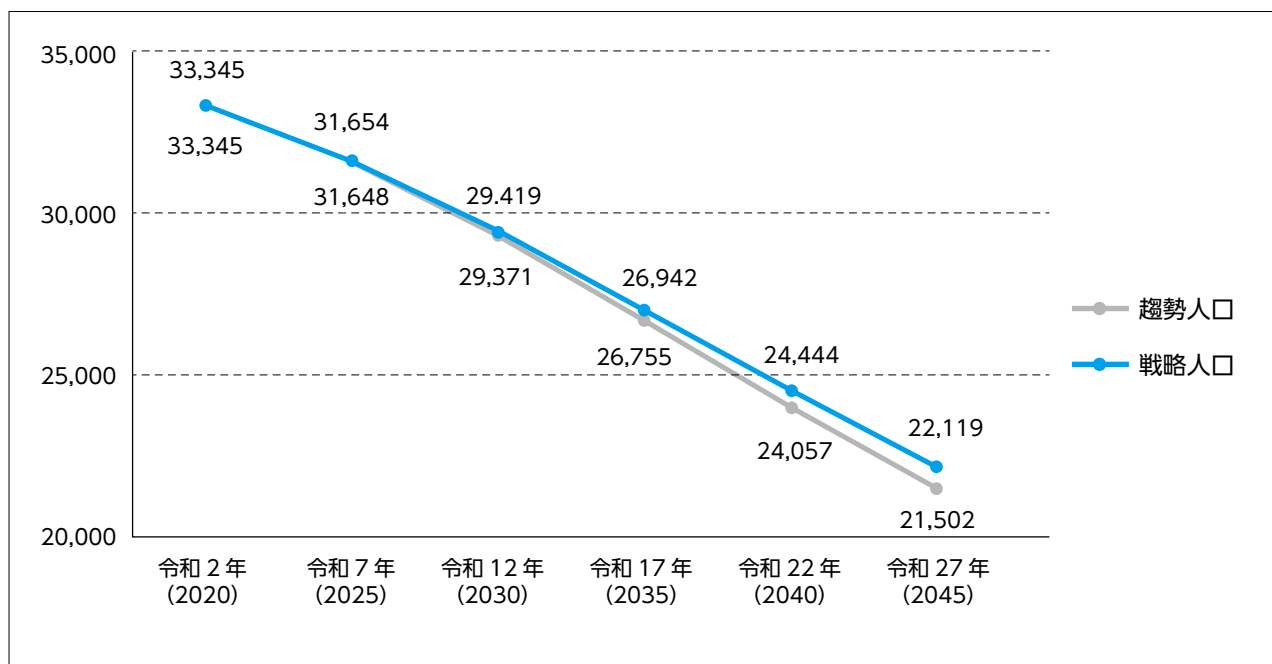
◆合計特殊出生率については、次のように仮定しています。

趨勢人口	令和4年（2022年）の本町の合計特殊出生率0.68を子ども女性比に換算して使用します。					
戦略人口	2020年～（※）	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
	0.7	0.71	0.75	0.76	0.76	0.77

※ 国の実績値（2020年～2022年）と社人研の推計値（2023年～2024年）を合わせた5年間の平均値（1.2765）から0.58（2022年の国の合計特殊出生率1.26と毛呂山町の合計特殊出生率0.68の差分）を引いて算出（住民基本台帳人口も同様）

【住民基本台帳人口における将来人口の見通し】

(単位：人)



(単位：人)

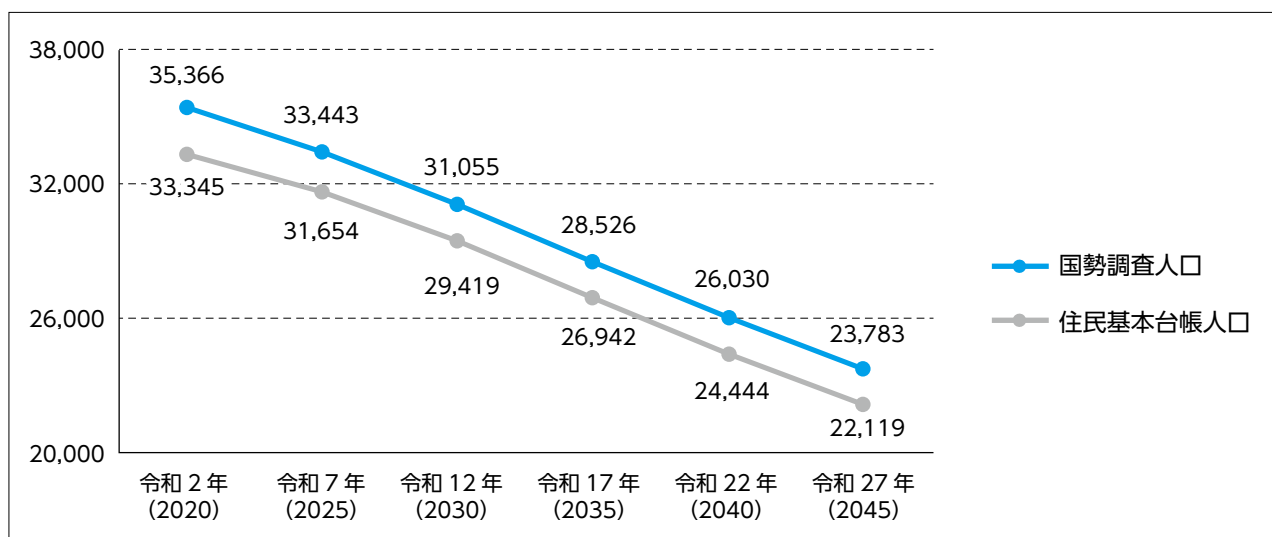
	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)
趨勢人口	33,345	31,648	29,371	26,755	24,057	21,502
戦略人口	33,345	31,654	29,419	26,942	24,444	22,119
戦略効果 (戦略人口－趨勢人口)		6	48	187	387	617

◆合計特殊出生率については、次のように仮定しています。

趨勢人口	令和4年(2022年)の本町の合計特殊出生率0.68を使用します。					
戦略人口	2020年～	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
	0.7	0.71	0.75	0.76	0.76	0.77

【参考（戦略人口における国勢調査人口及び住民基本台帳人口の比較）】

(単位：人)



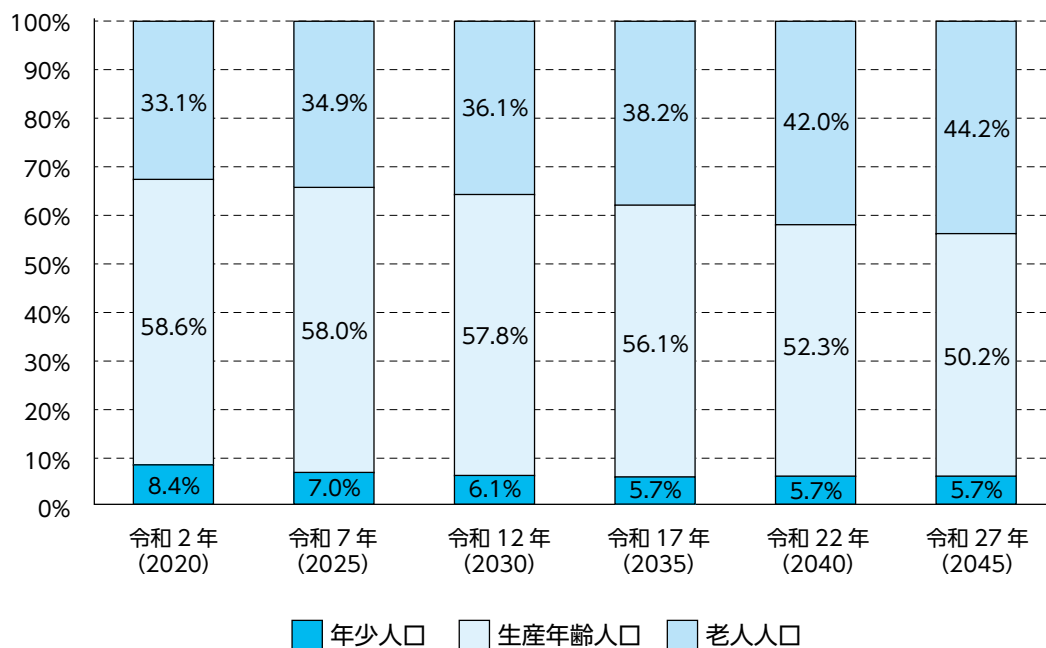
(3) 年齢3区分別人口の見通し

国勢調査人口

令和27年（2045年）における年少人口は、趨勢人口では5.7%であるのに対して、戦略人口では6.4%に増加し、また、令和27年（2045年）における65歳以上の老年人口については、趨勢人口は44.2%であるのに対して、戦略人口では42.5%に減少することが見込まれます。

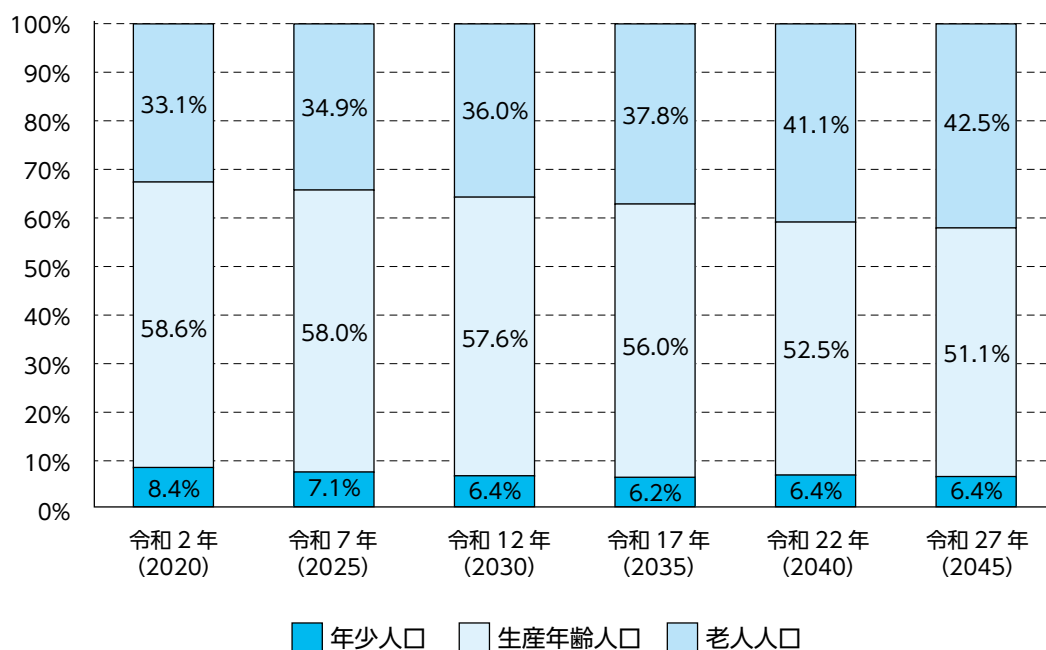
【趨勢人口】

年齢3区分別人口推移



【戦略人口】

年齢3区分別人口推移

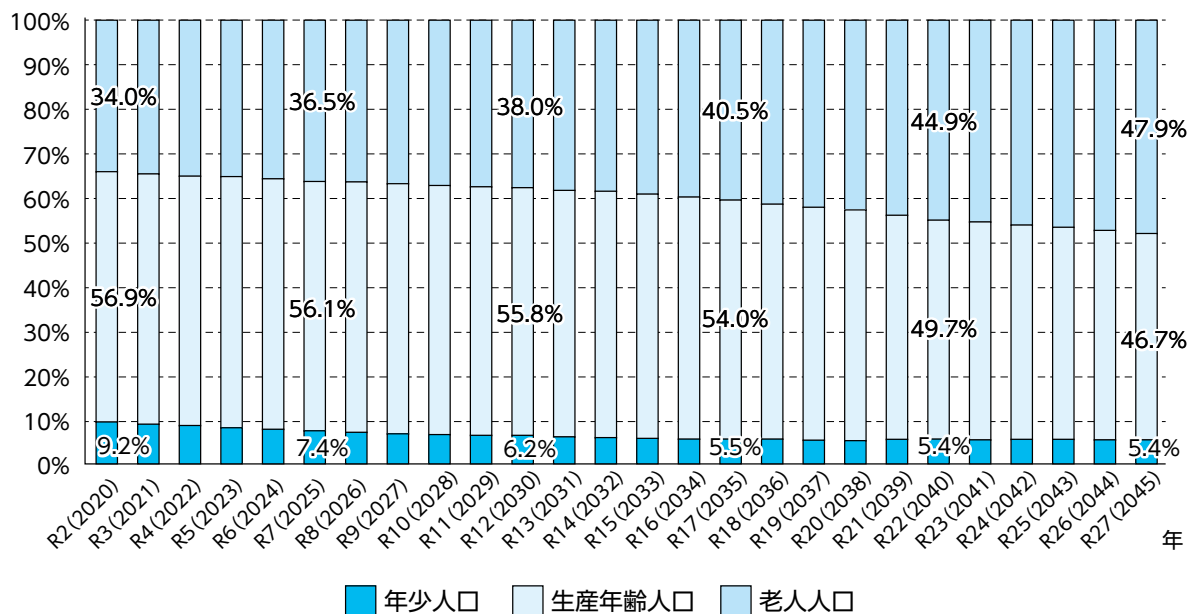


住民基本台帳人口

令和27年（2045年）における年少人口は、趨勢人口では5.4%であるのに対して、戦略人口では6.2%に増加し、また、令和27年（2045年）における65歳以上の老年人口については、趨勢人口は47.9%であるのに対して、戦略人口では46.6%に減少することが見込まれます。

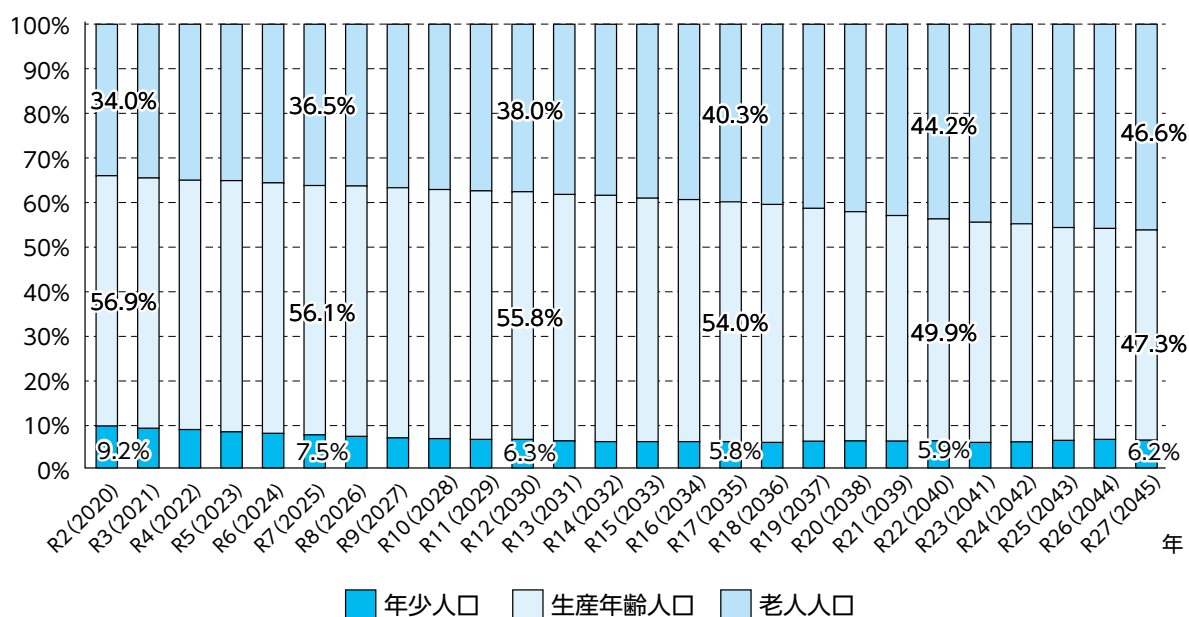
【趨勢人口】

年齢3区分別人口推移



【戦略人口】

年齢3区分別人口推移



5 財政分析

本町の一般会計における決算規模は、約 110 億円で推移しています。

歳入は、自主財源の根幹である町税の占める割合が約 30%、地方交付税などの国に依存する財源が約 50%、地方債などその他の財源が約 20%という構造で推移しています。

一方、歳出は、人件費、扶助費及び公債費で構成する義務的経費が 45%以上となっています。義務的経費の内、人件費が定年延長制度の実施に伴い増加傾向にあります。道路や施設建設などの投資的経費は実施状況によって毎年変動しますが、公共施設等の老朽化に伴う改修工事等により増加傾向にあります。

今後も本町の財政状況は非常に厳しいものであることが予想されており、引き続き義務的経費の抑制を図り、緊急性・重要性といった事業の優先順位を比較検討し、厳しく事業の選択を行っていく必要があります。

【決算額の推移】

(単位：百万円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入		14,158	11,676	11,457	12,203	10,855
	町税	3,520	3,516	3,529	3,615	3,655
	国依存財源	8,189	6,044	5,873	5,725	4,748
	その他の財源	2,449	2,116	2,055	2,862	2,452
歳出		13,702	11,231	10,975	11,805	10,855
	義務的経費計	4,944	5,698	5,387	5,555	5,200
	人件費	1,930	1,932	1,952	1,966	2,113
	扶助費	2,000	2,731	2,380	2,553	2,085
	公債費	1,014	1,035	1,055	1,036	1,002
	投資的経費	359	229	294	653	649
	その他	8,399	5,304	5,294	5,597	5,006
歳入一歳出		456	445	482	398	0

※令和6年度は当初予算額

【今後の収支の見通し額】

(単位：百万円)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
歳入		10,006	10,067	10,316	10,403	10,169
	町税	3,713	3,772	3,707	3,691	3,674
	国依存財源	4,681	4,576	4,796	4,835	4,565
	その他の財源	1,612	1,719	1,813	1,877	1,930
歳出		10,439	10,676	10,732	10,970	10,695
	義務的経費計	5,202	5,128	5,136	5,120	5,029
	人件費	2,132	2,140	2,164	2,178	2,174
	扶助費	2,087	2,097	2,108	2,118	2,129
	公債費	983	891	864	824	726
	投資的経費	562	793	813	1,009	788
	その他	4,675	4,755	4,783	4,841	4,878
歳入一歳出		▲ 433	▲ 609	▲ 416	▲ 567	▲ 526

※ 四捨五入のため、表中の数値とその合計値は必ずしも一致しません。

6-1 住民意向調査

(1) 調査概要

本計画を策定するにあたり、住民2,000人を対象として住民意向調査を実施しました。この調査の概要は以下のとおりです。

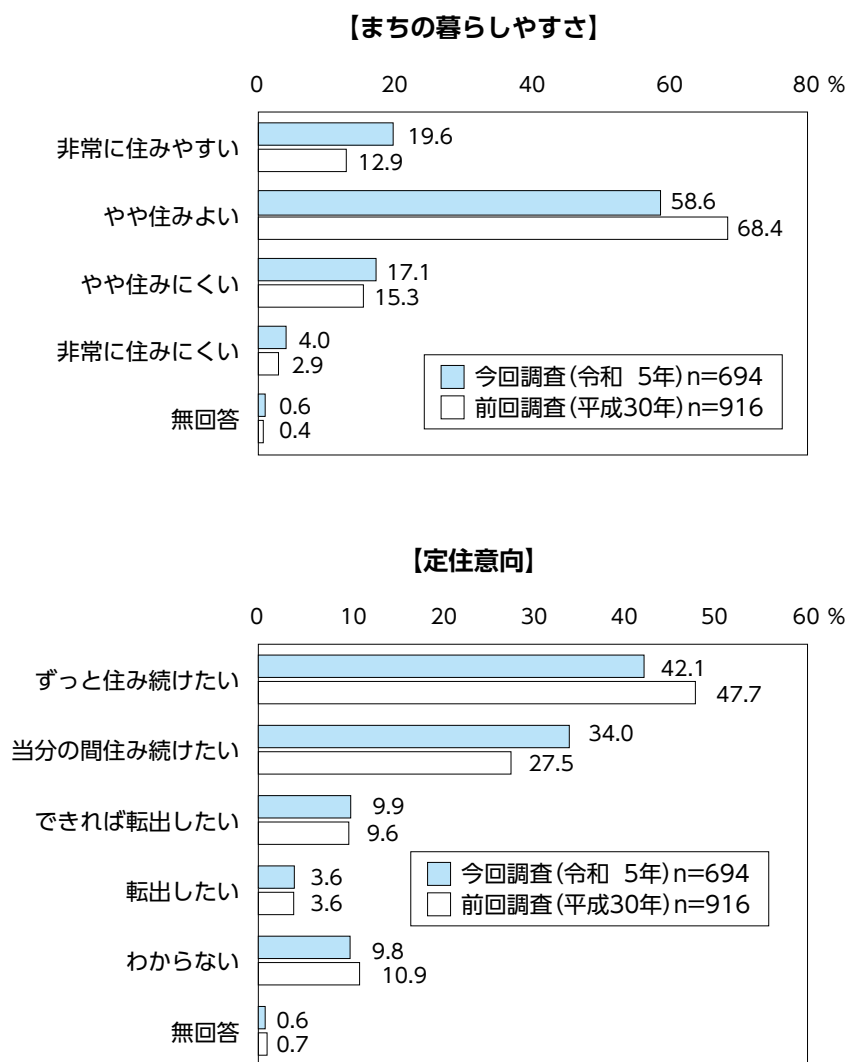
調 査 対 象	町内に居住する満18歳以上の住民
標 本 数	2,000人
抽 出 方 法	住民基本台帳から層化無作為抽出
調 査 方 法	郵送配布・郵送及びWeb回収
調 査 期 間	令和5年9月
有効回収票数	694票（郵送回収495票、Web回収199票）
有効回収率	34.7%

(2) 調査結果

ア まちの暮らしやすさ、定住意向

住民が住みよいと感じているかについてみると、「非常に住みやすい」「やや住みよい」をあわせて78.2%と多くの住民が「住みよい」と感じています。この数値は5年前に実施した前回調査の81.3%をやや下回る結果となっています。

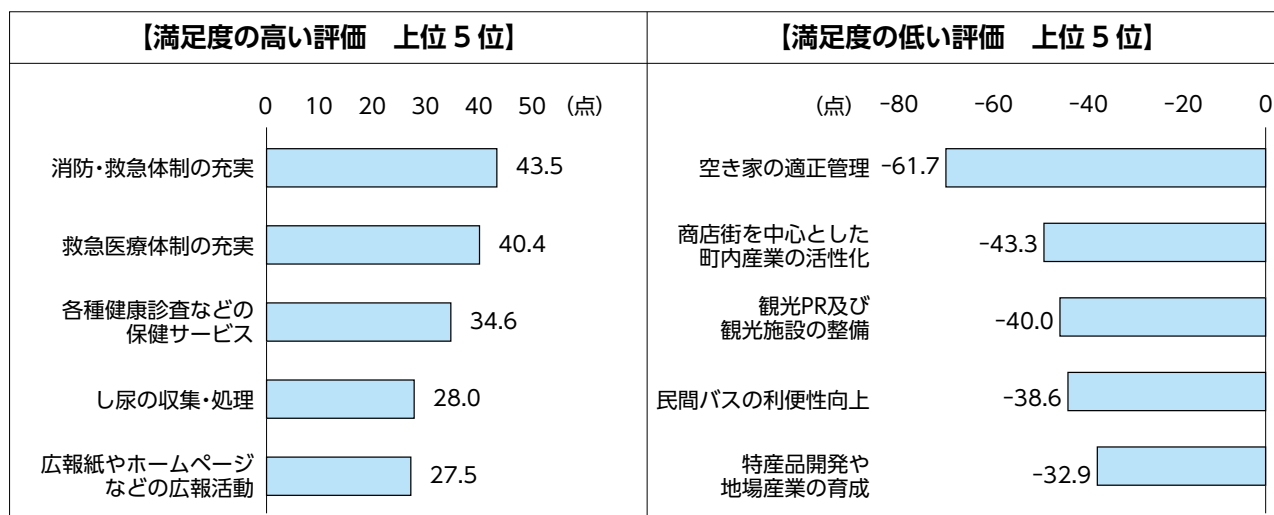
また、町に定住したいかどうかについては、「ずっと住み続けたい」「当分の間住み続けたい」をあわせて76.1%の住民が「住み続けたい」と回答しています。この数値については、前回調査を上回る数値となっています。



イ 住民による満足度

身近な生活環境やまちづくりの現状についての満足度については、「消防・救急体制の充実」「救急医療体制の充実」「各種健康診査などの保健サービス」「し尿の収集・処理」「広報紙やホームページなどの広報活動」などの項目が高い評価となりました。

一方、「空き家の適正管理」「商店街を中心とした町内産業の活性化」「観光PR及び観光施設の整備」「民間バスの利便性向上」「特産品開発や地場産業の育成」などの項目が評価の低いものとなりました。



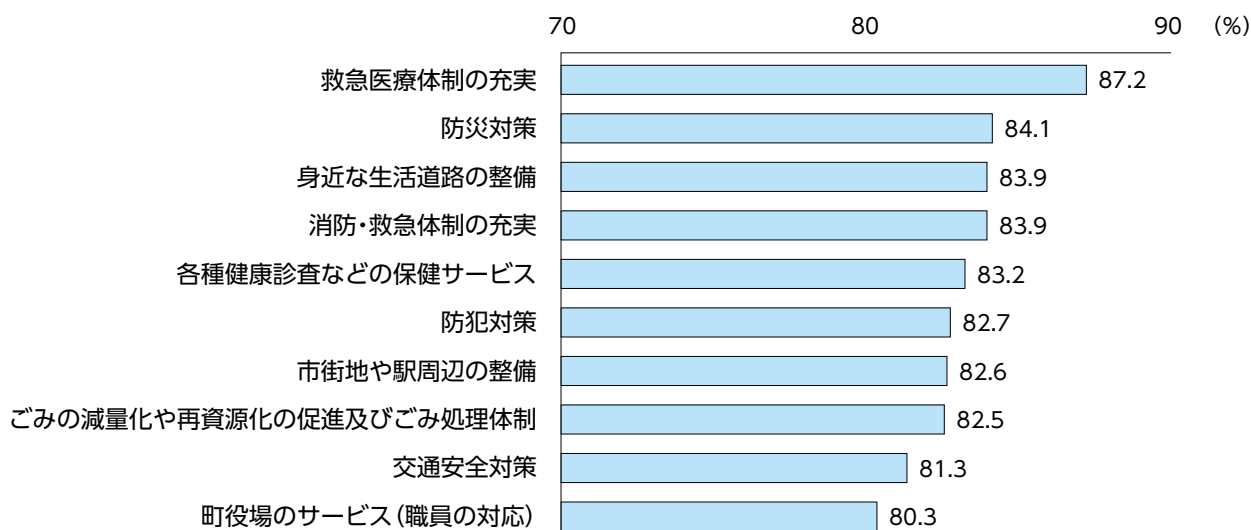
【満足度評価の点数の算出方法】

$$\text{加重平均値 (点)} = \frac{(A \times 100 \text{点}) + (B \times 50 \text{点}) + (C \times -50 \text{点}) + (D \times -100 \text{点})}{A + B + C + D}$$

※ A：「満足」の回答者数、B：「やや満足」の回答者数、C：「やや不満」の回答者数、D：「不満」の回答者数
 ※ 上記計算式による最高点は+100点、最低点は-100点、中間点が0.00点となる。

ウ 重要な施策

住民が今後重要だとする施策は、「救急医療体制の充実」「防災対策」「身近な生活道路の整備」「消防・救急体制の充実」「各種健康診査などの保健サービス」などが上位となっています。



6-2 転入・転出者アンケート

(1) 調査概要

本計画を策定するにあたり、町外からの転入者及び町外への転出者の転出入の理由などを把握し本計画策定時の基礎資料とするために、転入者及び転出者アンケートを実施しました。

調査対象	令和5年8月1日から令和5年10月31日までの間に、本町へ転入または本町から転出された方
標本数	568人（転入者333人、転出者235人）
抽出方法	全数調査
調査方法	窓口での配布・回収
調査期間	令和5年8月1日から令和5年10月31日
有効回収票数	112票（転入者77票、転出者35票）
有効回収率	転入者 23.1%、転出者 14.9%

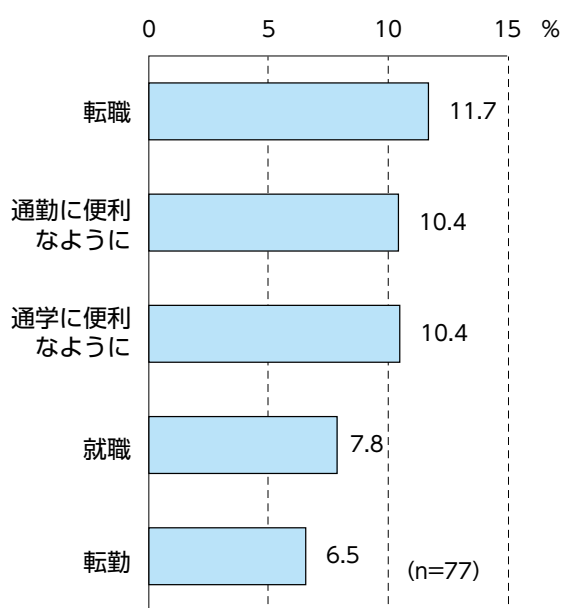
(2) 調査結果

ア 転入者アンケート結果

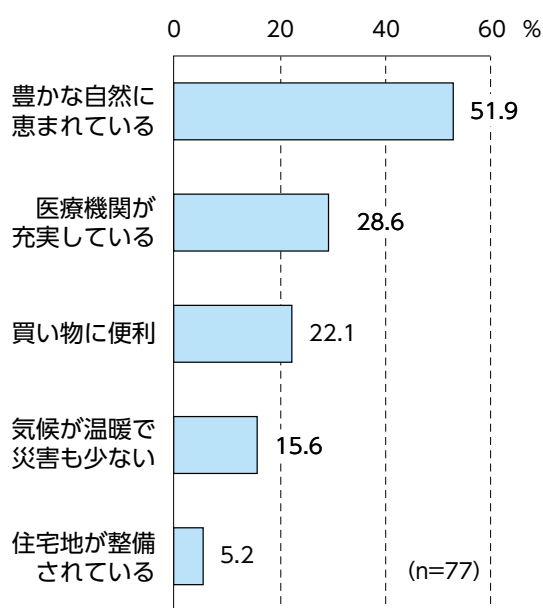
本町への転入のきっかけは「転職」が11.7%と最も多く、次いで「通勤に便利ように」「通学に便利ように」がともに10.4%となっています。

また、本町の魅力としては「豊かな自然に恵まれている」が51.9%と最も高く、次いで「医療機関が充実している」「買い物に便利」などとなっています。

【転入のきっかけ 上位5位】



【本町の魅力 上位5位】

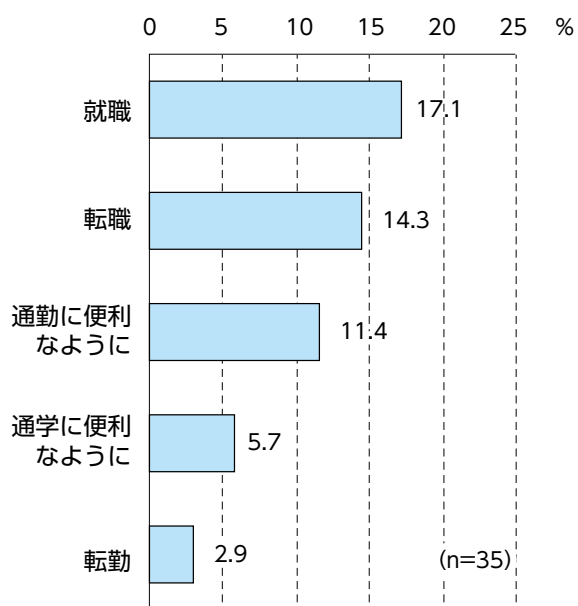


イ 転出者アンケート結果

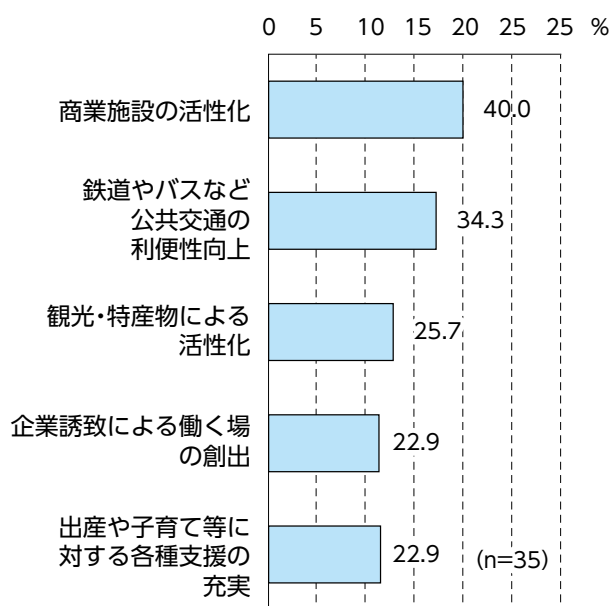
本町からの転出のきっかけは「就職」が17.1%と最も多く、次いで「転職」「通勤に便利のように」となっています。

また、町が今後どのような定住促進施策に取り組んでいけばよいかについてみると、「商業施設の活性化」が40.0%と最も高く、次いで「公共交通の利便性」「観光・特産物による活性化」などとなっています。

【転出のきっかけ 上位5位】



【定住促進施策 上位5位】



6-3 子育て世帯アンケート

本計画を策定するにあたり、町の重要課題である人口減少や少子化対策のメインターゲットである子育て世代の意見を施策に反映することを目的として実施しました。実施にあたっては、「町内4小学校に就学予定の保護者」及び「町内小中学校6校のPTA役員」をアンケート調査の対象としました。

(1) 町内4小学校に就学予定の保護者

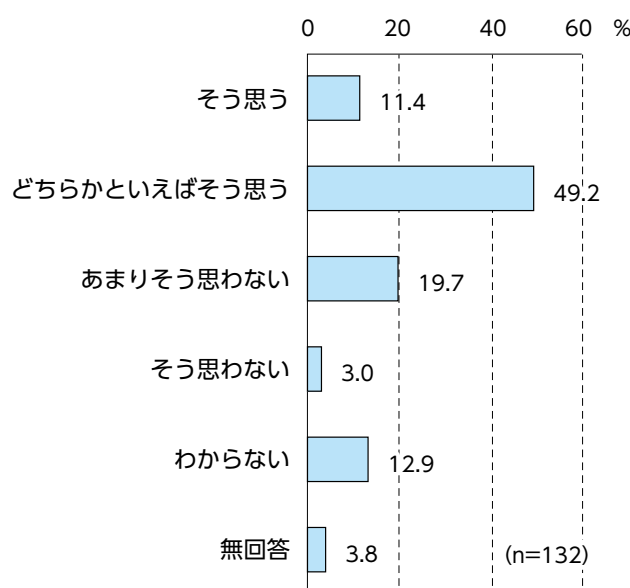
ア 調査概要

調 査 対 象	町内4小学校に就学予定の保護者
調 査 方 法	親の学習講座に来場された方（町内4小学校の就学前健診と同日に開催）に対して、アンケート調査票を直接配布・回収
調 査 期 間	令和5年10月4日、6日、11日、13日
有効回収票数	132票

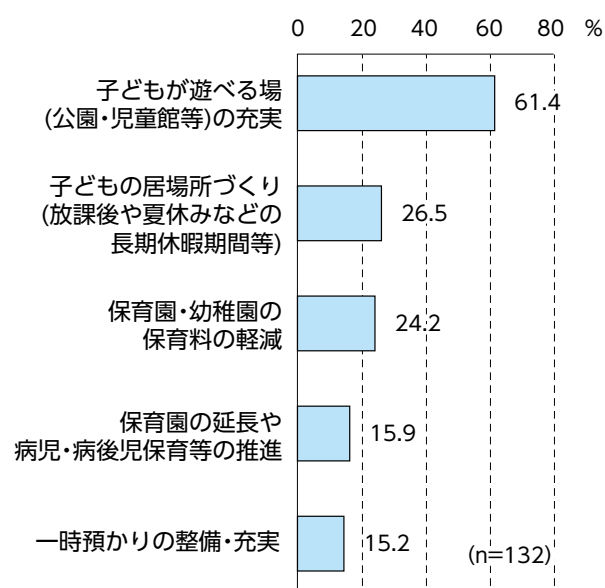
イ 調査結果概要

本町が子育てしやすいまちであるかについてみると、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせて60.6%の人が子育てしやすいと感じています。また、本町が実施している子育て支援・教育に関する取組のうち、今後どの取組を強化すべきかについてみると、「子どもが遊べる場（公園・児童館等）の充実」「子どもの居場所づくり（放課後や夏休みなどの長期休暇期間等）」「保育園・幼稚園の保育料の軽減」の順で取組を強化すべきとなっています。

【子育てしやすさ】



【強化すべき取組 上位5位】



(2) 町内小中学校6校のPTA 役員

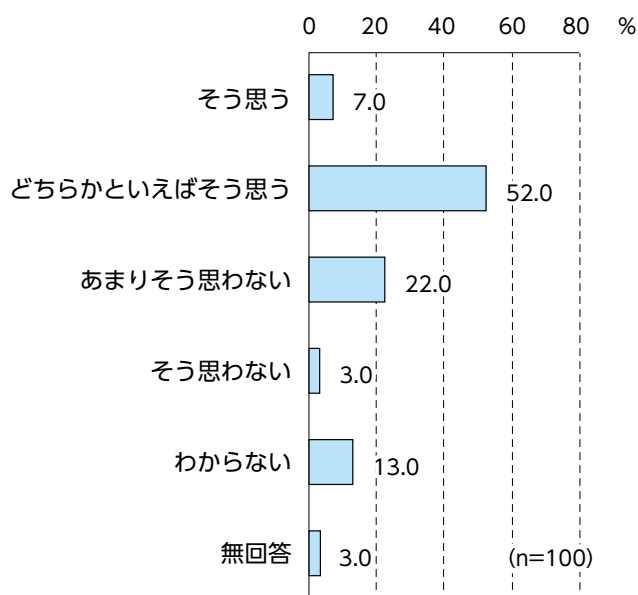
ア 調査概要

調 査 対 象	町内小中学校6校のPTA役員
調 査 方 法	PTA役員に対してアンケートを配布・回収
調 査 期 間	PTA役員会の会議日等に併せて実施
有効回収票数	100票

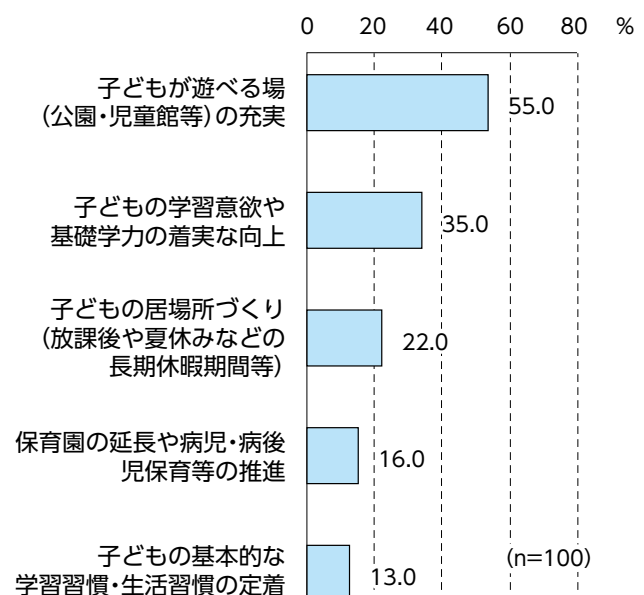
イ 調査結果概要

本町が子育てしやすいまちであるかについてみると、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」をあわせて59.0%の人が子育てしやすいと感じています。また、本町が実施している子育て支援・教育に関する取組のうち、今後どの取組を強化すべきかについてみると、「子どもが遊べる場（公園・児童館等）の充実」「子どもの学習意欲や基礎学力の着実な向上」「子どもの居場所づくり（放課後や夏休みなどの長期休暇期間等）」の順で取組を強化すべきとなっています。

【子育てしやすい】



【強化すべき取組 上位5位】



6-4 住民意見聴取について

本計画を策定するにあたり、様々な世代の意見を聴取し計画策定の基礎資料とするため、住民基本台帳からの無作為抽出による住民意向調査などに加え、小学生を対象とした「子どもタウンミーティング」、中学生を対象とした「中学生と町長との意見交換会」、大学生を対象とした「大学生と町長との意見交換会」、町内小学校PTAを対象とした「子育て世帯への意見聴取」をそれぞれ実施しました。実施した事業の概要や出された主な意見は以下のとおりです。

(1) 子どもタウンミーティング

事業概要	町内4小学校に在籍の6学年児童15名と町執行部が、より良いまちづくりに必要な取組について意見交換を行いました。
主な意見	・道の駅をつくることや、スタンプラリーなどの実施により、賑わいの創出が必要である。 ・桂木ゆずをはじめとした特産品を活用すること。 ・バリアフリーや道路整備など安全・安心なまちづくりを進めてほしい。 ・小中学校で履く上履きの指定をなくしてほしい。 ・様々な国の文化が合わさった町になればよいと思う。 ・障害者も楽しめる施設をつくってほしい。 ・地域と協力して、ごみを拾って、町をきれいにする取組を行ってほしい。 ・田舎と都会が共存する「とかいなか」な町にしてほしい。

(2) 中学生と町長との意見交換会

事業概要	毛呂山中学校と川角中学校に在籍する中学3年生全員と町長が、本町の魅力、課題、課題解決のための取組及び未来の毛呂山町について意見交換を行いました。
主な意見	・豊かな自然環境がある。 ・流鍋馬や鎌倉街道上道など古くからの歴史、伝統及び文化がある。 ・医療機関が充実している。 ・桂木ゆずをつかった特産品がある。 ・優しい人が多く、住民同士のコミュニケーションが取れている。 ・子どもや若者が楽しめる場所がない。 ・公園の整備や商業施設の整備（誘致）をしてほしい。 ・道路、ガードレール、街灯などを整備してほしい。 ・幅広い年代が住みやすい町、賑わいのある町、離れても戻ってきたくなる町になればよいと思う。

(3) 大学生と町長との意見交換会

事業概要	町内及び隣接する3大学（埼玉医科大学、城西大学、日本医療科学大学）在学中の大学生を対象に、毛呂山町の魅力、若い世代が住みたいと思うまちづくりなどをテーマとした意見交換会を行いました。
主な意見	・豊かな自然環境がある。 ・昔ながらの飲食店や商店街などレトロな雰囲気のものが残っており、若者世代には魅力的に映る。 ・町と学生が連携して子どもたちをサポートする取組は良いと思う。 ・道路のアクセスが良い。 ・若い世代が住みたいと思うまちにするためには、商業施設の充実、若年層への経済的支援、町の取組についての積極的な情報発信などが必要である。 ・地域活性化策として、地域住民や地元企業など地域を巻き込んだ特産品開発を行うことで、町を盛り上げることができるのではないか。 ・豊かな自然環境を活かしたウォーキングコースやサイクリングコースを設置してはどうか。 ・医療と福祉のまちとして、自宅から離れた病院に入院・通院中の子どもと家族のための滞在施設を設置してはどうか。

(4) 町内小学校 PTA を対象とした子育て世帯への意見聴取

事業概要	町内2小学校のPTA役員と町職員が、子育て世帯から見た毛呂山町の魅力と課題、子育て世帯が求める子育て支援と教育の取組などについて意見交換を行いました。
主な意見	・本町の魅力の一つに、人と人との距離が近いことが挙げられる。 ・子育て環境の充実が必要である。 ・安心して子どもを預けて働くことができる環境を整備してほしい。 ・学童保育を充実させてほしい。 ・公園整備が十分ではなく、子どもが遊べる場所が少ない。 ・商業施設の充実など、若い人が住みたくなるようなまちづくりを進めてほしい。 ・小中一貫教育に係る情報発信と教育の質的向上を図ってほしい。

7 町を取り巻く社会潮流

人口減少と少子高齢化

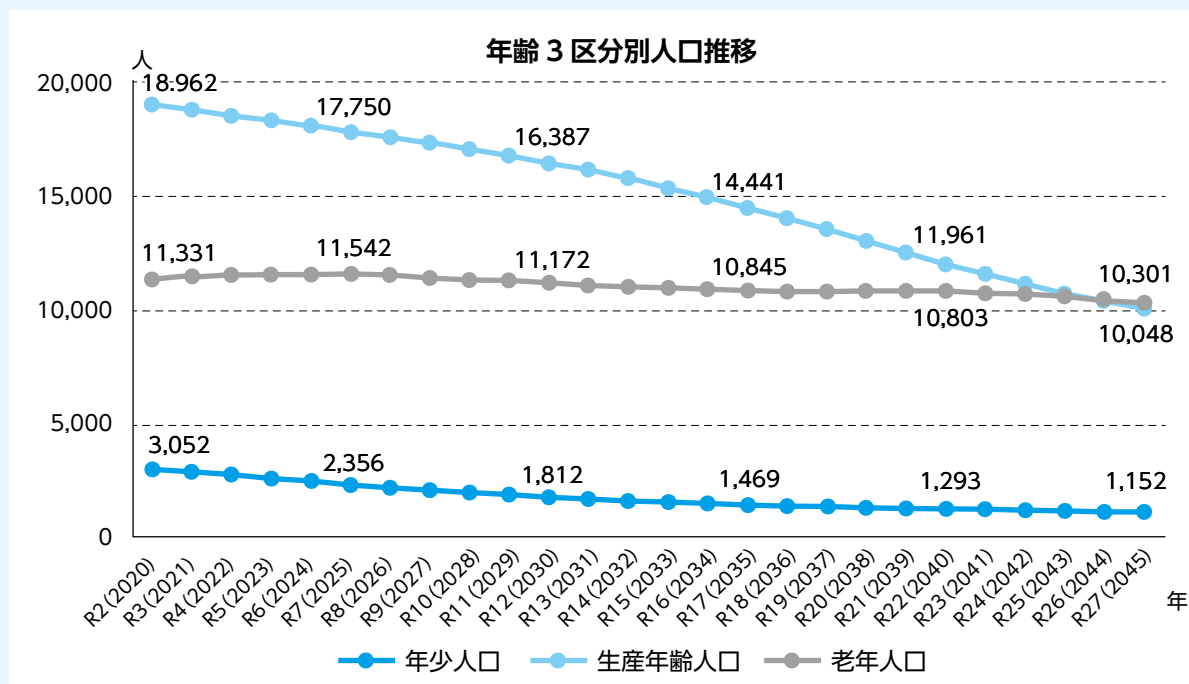
毛呂山町の人口は今後も減少する推計となっています。令和27年（2045年）の本町の人口規模（住民基本台帳人口）は約22,000人となる見込みです。この数字は、令和7年（2025年）の人口規模と比較して約10,000人の減となります。人口減少と併せて少子高齢化も進行する見込みとなっており、同時点の高齢化率は約47%まで上昇する推計となっています。一方、年少人口や生産年齢人口は徐々に減少していく推計となっています。人口減少やそれに伴う人口構成の変化に応じた行政サービスのあり方について、十分な検討が必要です。

生産年齢人口などの減少に伴う人口構造の変化により、歳入面では自主財源の根幹である町税の減少、歳出面では社会保障費の増加などが予測されます。こうした変化に対応するため、子どもから高齢者が心身ともに健康でいきいきと暮らすことができるまちづくりが求められています。

人口減少が進行する中では、地域の活力維持も課題の一つです。近年では、高齢化の進行などにより、自治会運営が困難になるなど地域コミュニティの希薄化が大きな課題となっています。住民同士の日常的な交流などにより、地域防災力や地域のつながりを深めていくことが重要です。

【住民基本台帳人口による年齢3区分別人口推移】

（毛呂山町人口推計報告書（令和6年2月）より抜粋）



SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、誰一人取り残さず、持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成27年（2015年）の国連サミットにおいて採択され、令和12年（2030年）を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

誰一人取り残さず、持続可能でより良い社会を目指すという考え方は、自治体運営の基本でもあり、行政の取組に重なる部分があります。

17のゴールに関連した近年の動向としては、平成27年（2015年）に合意されたパリ協定において「世界的な気温上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に抑制すること及び1.5℃に抑える努力を追求すること」とされました。わが国においても、「2050年カーボンニュートラル宣言」により令和32年（2050年）には温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを目指しています。こうした流れを受け、毛呂山町では令和4年（2022年）に「山並み連携ゼロカーボンシティ共同宣言」を越生町、ときがわ町、東秩父村とともにを行っています。また、令和6年（2024年）に「毛呂山町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定するなど、持続可能なまちを目指す取組を進めています。

地球温暖化対策の推進は一つの例ですが、毛呂山町では基本構想の実現に向けた取組を進めることがSDGsの達成に向けた取組になるとの考えから、各種施策の推進にあたりSDGsを意識し、課題解決に努め、持続可能なまちづくりを進めていきます。

毛呂山町×SDGs ▶▶ 持続可能なまちづくりのためにできること



毛呂山町では、SDGsの理念を念頭に各種取組を推進します。
住民一人ひとりが人や地域とつながり、いきいきと暮らすことができる町を次世代につなぎます。

SDGs17のゴール(目標) (外務省作成「持続可能な開発目標 (SDGs) と日本の取組」より抜粋)

	目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		目標10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する
	目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する		目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する
	目標4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う		目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する		目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		



第 2 編



基本構想



1 基本構想

第六次毛呂山町総合振興計画において、目指すべき毛呂山町の将来像を次のとおり定めます。
また、今後のまちづくりにおける基本的な考え方を基本理念として示します。

まちの将来像

みんなでつくる

住みやすいまち 住み続けたいまち

もろやま

住みやすさ、暮らしやすさは人によって様々です。
多くの考え方がある中で、一人ひとりの住みやすさを満たし、
「毛呂山町に住みたい」「毛呂山町に住み続けたい」と思ってもらえる
まちづくりを住民の皆さんとともに目指すことを表現しています。
また、今後目指す毛呂山町の姿として住民のみなさんと共有し、
より良いまちづくりを進めていくための共通目標とします。

基本理念 1

未来を担う子どもたちが健やかに育つまち

基本理念 2

すべての世代がいきいきと健康で幸せに暮らせるまち

基本理念 3

すべての世代が安全・安心で快適に暮らせるまち

基本理念 4

誰もが活躍できる賑わいと活力のまち

2 土地利用構想

土地利用構想を構成する要素として[ゾーン]、[エリア]、[拠点]、[軸]の4つを設定します。

(1) ゾーン別方針

現在の土地利用形態をもとに、「住居系ゾーン」、「農業系ゾーン」、「森林系ゾーン」の3つのゾーンを設定します。

①住居系ゾーン

既成市街地の快適で便利な居住環境の維持を図ります。また、中心市街地の活性化を目指し、各駅を中心とした商業機能の充実などを促進します。さらに、市街化調整区域においては、計画的で秩序ある土地利用を推進します。

②農業系ゾーン

農業生産基盤の整備や農業の担い手確保、流通体制の充実により、農地と生産環境の保全に努めます。また、幹線道路の整備など土地利用条件の変化に対応し、計画的で合理的な土地利用を進め、都市と農村の調和ある発展を目指します。

③森林系ゾーン

森林の保全と活用を進め、美しくうろおいのある地域づくりを推進します。また、豊かな自然環境と観光拠点を活用し、都市と農村の交流が活発な地域づくりを目指します

(2) エリア別方針

今後の社会経済条件の変化に対応するため「エリア」を設定し、秩序ある整備や開発、保全を図ります。

①中心市街地エリア

J R 八高線毛呂駅、東武越生線東毛呂駅、武州長瀬駅周辺など、主に市街化区域を中心とする地域を中心市街地エリアとします。中心市街地の活性化や各駅周辺整備、都市計画道路の整備や、エリア内に商業・文化などの機能を集積させ、質の高い市街地の形成を進めます。

②東部エリア

中心市街地エリアから東に広がり、東武越生線川角駅に至る地域を東部エリアとします。駅周辺整備や生活環境の整備を進めるとともに、市街化調整区域の秩序ある土地利用を推進します。

③活性化エリア

町全体の活性化を目指し、主要県道、幹線町道周辺などに活性化エリアを設定します。道路整備など土地利用条件の変化に対応し、商業や観光、製造業、流通業、教育・研究機関、最新のテクノロジーを活用した先端産業など、周辺環境と調和した土地利用を推進します。

(3) 拠点の形成

住民生活の利便性の向上や特色あるまちづくりを進めるため、既存の公共施設や特徴ある施設が立地する地域を「拠点」とします。

①生活拠点

中心市街地エリア及び東部エリアの、主に公共施設が立地する地域を位置づけます。

②生活交流拠点

町内の4駅及びその周辺を位置づけます。

③医療福祉拠点

埼玉医科大学病院及び埼玉医科大学国際医療センター周辺を位置づけます。

④歴史文化拠点

出雲伊波比神社、十社神社周辺、川角八幡神社周辺、住吉神社周辺、住吉四所神社周辺、桂木観音周辺、新しき村、鎌倉街道上道及び歴史民俗資料館周辺を位置づけます。

⑤観光拠点

鎌北湖、宿谷の滝、桂木観音・桂木川周辺、箕和田湖、鎌倉街道上道、ゆずの里オートキャンプ場周辺及び総合公園を位置づけます。

⑥スポーツ拠点

総合公園及び大類グラウンド・大類ソフトボールパーク周辺を位置づけます。

(4) 軸の形成と活用

将来のまちづくりの方向性を明確にするための「軸」を設定します。

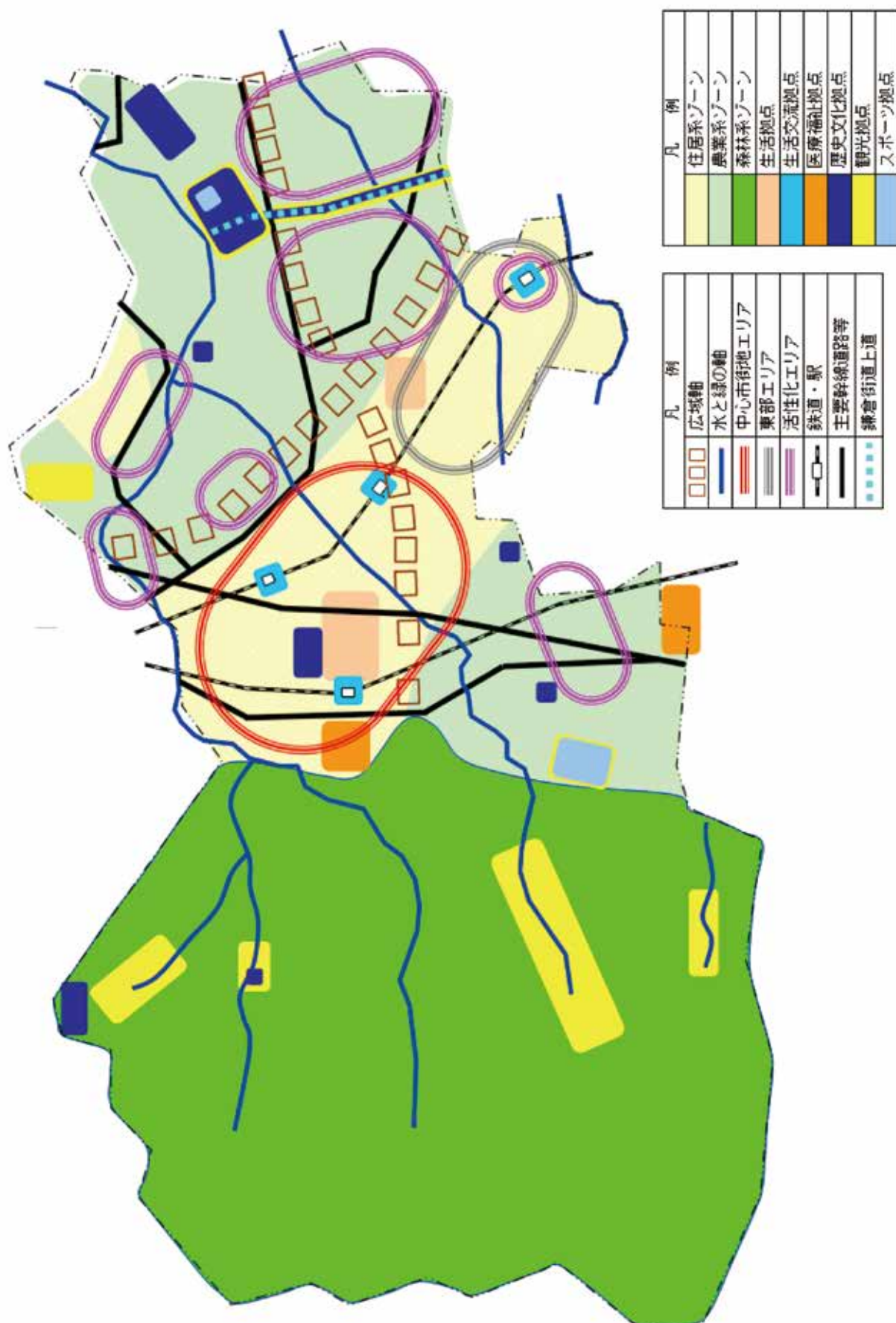
①広域軸

広域的な都市との連携を担い、本町の発展を牽引する「広域軸」を都市計画道路川越坂戸毛呂山線周辺及び（仮称）新川越越生線周辺に位置づけます。広域軸を中心として、幅広い業種の企業を誘致するとともに、周辺環境と調和した土地利用を目指します。

②水と緑の軸

越辺川、大谷木川、葛川などの河川沿線を「水と緑の軸」として位置づけ、自然災害や自然環境に配慮したうるおいと安らぎの空間づくりを目指します。

(5) 土地利用構想図





第 3 編



前期基本計画



1 前期基本計画体系

前期基本計画は、基本構想で掲げたまちの将来像「みんなでつくる 住みやすいまち 住み続けたまち もろやま」を実現するための具体的な方策を明らかにすることで計画的な行財政運営を行うための方針です。

また、各政策分野で作成される諸計画の基本となるものです。

前期基本計画の体系は以下のとおりです。

	章（政策分野）	節	
1	子育て	①子育て環境の充実	②幼児教育・保育の充実
		③子育て世帯への支援	④母子保健の充実
2	教育	①教育内容の充実	②児童生徒の健全育成
		③教育環境・学校施設の充実	④生涯学習環境の充実
		⑤生涯スポーツの普及促進	⑥文化資源の保存継承と活用
3	健康づくり	①健康づくりと疾病予防	②健康保険制度
4	福祉	①地域福祉の推進	②高齢者への支援
		③障害者（児）への支援	
5	まちづくり	①都市計画・企業誘致の推進	②居住環境や公共交通の充実
		③交通安全の推進	④憩いの場の充実
6	生活環境整備	①ゼロカーボンの推進	②生活環境の保全・整備
7	産業振興	①地域産業の発展	②観光施策の推進
		③農林業の振興	
8	地域振興	①コミュニティの活性化	②人権の尊重
		③多文化共生社会の形成	④防犯・消費者保護
9	危機管理	①防災対策と危機管理意識の向上	②消防・救急医療体制の充実
10	行政管理	①定住促進施策の推進	②情報発信の充実・協働のまちづくり
		③自治体DXの推進	④行財政運営

2 リーディングプロジェクト

前期基本計画においては、計画期間に町が重点的に推進する取組をリーディングプロジェクトとして位置づけます。

このリーディングプロジェクトは、前期基本計画5年間のまちづくりにおいて、町全体で重点的に取り組む3つのテーマです。政策分野を跨いだ横断的な取組の推進により、町の課題解決を図るとともに、前期基本計画全体を牽引します。

①▶▶ 少子化対策プロジェクト

毛呂山町の重要課題である少子化に対して包括的な取組を進めます。

結婚や出産など、若い世代の希望を叶える取組や総合的な子育て支援により「毛呂山町で子育てしたい」と思ってもらえるまちを目指します。

②▶▶ 未来を担う 子ども育成プロジェクト

未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えます。

きめ細やかな学習指導により基礎学力向上を図るとともに、多様な学びにより心の豊かさやたくましさ、自己肯定感を育みます。

「住みたい」「住み続けたい」毛呂山町へ

③▶▶ 健幸づくりプロジェクト

ウォーキングを軸とした健康増進事業、イベント・講座の充実、地域コミュニティの活性化により、自然と出歩きたくなるまちづくりなど、全ての住民が心身ともに健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

①▶▶少子化対策プロジェクト

結婚や出産など若い世代の希望をかなえられる 安心して子育てができる毛呂山町へ



町の重要課題である少子化に対応するためには、安心して出産・子育てができる環境整備や仕組みづくりなど、包括的な子育て支援が必要です。

子育てに係る経済的負担の軽減をはじめ、子育てに対する不安を保護者が抱え込まないようにする相談支援体制、子どもの安全な遊びの場の提供、安心して子どもを預けて働ける環境づくりなど、町としてできる取組を進めます。こうした子育て世代のニーズに合致した取組の推進により「毛呂山町で子どもを育てたい」と思ってもらえるまちづくりを進めます。

また、少子化問題の一因として未婚化・晩婚化や若年層の経済的不安が挙げられます。町では結婚を希望する方が、その希望をかなえられるよう、結婚支援や若年層の経済的不安の解消につながる取組を行います。

少子化問題の背景には様々な要因がありますが、町の重要課題解決を目指し、国・県・町の役割を整理し、町として実施すべき少子化対策を進めていきます。

若い世代の希望をかなえるまちづくり

ライフサイクルに応じた支援制度の充実などにより、若年層の経済的不安を解消し、就職後の経済的不安を軽減し将来の生活について展望を持てるような取組を進めます。

未来応援奨学金返還支援事業

- ▶▶大学等を卒業後、就業して町に定住する方に対して、奨学金返還に対する補助を行います。

結婚新生活支援事業

- ▶▶結婚を機に毛呂山町で新生活を始める方に対して、賃貸住宅費用等の支援を行います。

定住促進補助事業

- ▶▶町に新築住宅等を取得する若者世代や子育て世帯に対して、住宅取得費用に対する補助を行います。

子育て世帯住宅支援事業

- ▶▶町営住宅を活用した子育て世帯への住宅支援を行います。

「子育てしたいまち」として選ばれるまちづくり

こども家庭センターを中心とした切れ目のない支援体制、子育て世帯への経済的支援、安心して子どもを産み育てられる環境づくりなどにより、安心して妊娠・出産・子育てができるまちづくりを進めます。

子ども・子育てサポート事業

- ▶▶ すべての子どもとその家庭、妊産婦に対して切れ目のない支援を行うこども家庭センターを中心に、地域全体で子育てを支えます。

産前産後サポート事業

- ▶▶ 妊娠期から出産後の家事支援事業や、出産後の母親の心身の回復と育児支援を行う産後ケア事業により、妊娠期から出産後までの母親の心身や生活が大きく変化する時期をサポートします。

魅力ある遊びの場整備事業

- ▶▶ 公園遊具の更新や公共施設を活用した屋内の遊び場など、子どもの健やかな育ちを支える良質な遊びの場を整備します。



小中学校給食費無償化事業

- ▶▶ 町立小中学校給食費の保護者負担分を無償化します。

保育所等給食費無償化事業

- ▶▶ 保育所等給食費の保護者負担分を無償化します。

保育料負担軽減事業

- ▶▶ 幼児教育・保育無償化の対象外である第2子の保育料について負担軽減を図ります。

少子化対策プロジェクト成果指標

▶▶ 住民基本台帳年少人口数：1,843人（令和12年4月1日）

住民基本台帳年少人口（※1）数について、令和6年4月1日時点の2,443人に対し、施策の推進により今後予測される人口減少幅を抑制し、令和12年4月1日時点での戦略人口（※2）である1,843人を目指す指標です。

（※1）0歳から14歳までの人口

（※2）人口減少対策など各種施策の推進により目指す人口

②▶▶未来を担う子ども育成プロジェクト

充実した学習環境の提供により、
自己肯定感、将来を切り拓く力及び
心身ともに健やかな子どもを育みます



子どもたちは毛呂山町の財産です。

町では家庭・学校・地域の連携により、毛呂山町で学ぶ全ての子どもの健やかな成長を支え、変化の激しい社会を生き抜く力を育みます。

学校教育においては、全ての子どもに充実した学びを提供します。ＩＣＴの活用などによる一人ひとりの学習理解度に応じた学習支援の実施など、きめ細やかな教育により、学ぶ楽しさを子ども自身が感じ主体的な学習につなげることで基礎学力の向上を目指します。

また、不登校児童・生徒数の減少やいじめの未然防止とともに、多様な学びの機会を創出し、子どもの自己肯定感や自ら将来を切り拓く力を育みます。

学力向上を目指したきめ細やかな教育の推進

ＩＣＴの活用などによる一人ひとりの学習理解度に合わせた指導や、家庭学習の習慣づけなどにより、毛呂山町で学ぶ子どもの基礎学力向上を図ります。

毛呂山町ステップアップ教室

- ▶▶子どもたちの基礎学力向上を目指し、放課後に各学校の教室を使用し、民間教育事業者への委託により学習指導を行います。

ＩＣＴ教育推進事業

- ▶▶ＡＩ学習ドリルなどＩＣＴを活用し、家庭学習の定着による基礎学力の向上を目指します。

小中一貫教育推進事業

- ▶▶義務教育９年間で一体的に捉えた切れ目のない教育により、子どもたちの確かな学力を育くみます。



未来を生き抜く力を育む多様な学びや経験の提供

子ども自身が将来への希望を持つことができる取組を進めるとともに義務教育9年間での多様な学びや経験により、子どもたちが持つ可能性を大きく広げます。

また、多様な人間関係の構築を通して、豊かな心と健やかな身体を育成し、子どもの自己肯定感を育みます。

中学生海外留学事業

▶▶ 海外留学事業の実施により、国際理解の促進や英語力の向上を図ります。

国内交流事業

▶▶ 本町の友情都市である宮崎県木城町に小学生を派遣し、地域間の交流を促進します。
また、事業を契機に、子どもたちが毛呂山町について学び、郷土を愛する心を育みます。

中学生修学旅行費無償化事業

▶▶ 町立中学校の修学旅行費無償化により、毛呂山町で学ぶ中学生に思い出をプレゼントします。



子どもの食育・健康教育推進事業

▶▶ 栄養教育や体験型食育の実施などにより、子どもたちの健やかな成長を支えるとともに、将来にわたる健康の基礎づくりを推進します。

不登校対策推進事業

▶▶ 不登校児童・生徒の早期発見、家庭への支援強化、相談体制の充実など組織的な対応を行う環境整備を進めます。

未来を担う子ども育成プロジェクト成果指標

▶▶ 全国学力・学習状況調査における国語・算数・数学の平均正答率 ：令和11年度調査時点において県数値と同水準

全国学力・学習状況調査における国語・算数・数学の平均正答率について、令和5年度時点で小学校国語：58%（県：68%）、小学校算数：54%（県：62%）、中学校国語：65%（県：71%）、中学校数学：41%（県：52%）の数値を、令和11年度調査時点で県平均と同水準まで上昇させることを目指す指標です。

③▶▶健幸づくりプロジェクト

毛呂山町に暮らす全ての住民が心身ともに健やかに、 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちへ



町では「毛呂山町健幸づくりのまち宣言」を行っています。

この宣言では、住民一人ひとりが健康で幸せを実感できるまちを目指し、健康増進に資する取組を進めることとしています。健幸とは身体の健康だけでなく、一人ひとりがいきがいをもち、住み慣れた地域で安全・安心に生活し、幸せを感じることができる状態を表しています。

町では、健康増進事業など身体の健康につながる事業、生涯学習分野を中心とするいきがいや心の豊かさを創出する事業、住み慣れた地域での安心した暮らしを支える地域づくり事業などにより、ウェルビーイング（Well-being）（※）の向上を図ります。

（※）ウェルビーイング（Well-being）

…個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。

ウォーキングで健康増進

住民が気軽にウォーキングに取り組み健康増進を図ることができるよう、ウォーキング事業の実施やウォーキングの健康効果についての効果的な周知を実施します。また、ウォーキング環境の整備など、歩きたくなる仕組みづくりを行い、健康に対する意識改革による行動変容を促します。

健幸ウォーキング事業

▶▶ 埼玉医科大学グループとの連携により、医学的知見に基づいたウォーキングによる健康づくりを支援します。また、事業により得られたウォーキングによる健康効果について積極的な周知を行い、健康づくりのサイクルを構築します。

みんなでウォーキング事業

▶▶ ウォーキング環境の整備や、ウォーキングにより得られる健康効果に関する情報発信により、ウォーキングに取り組むきっかけづくりを行います。また、ウォーキングを軸に、健康意識を高め日々の生活で身体を動かすことができる仕組みづくりを進めます。

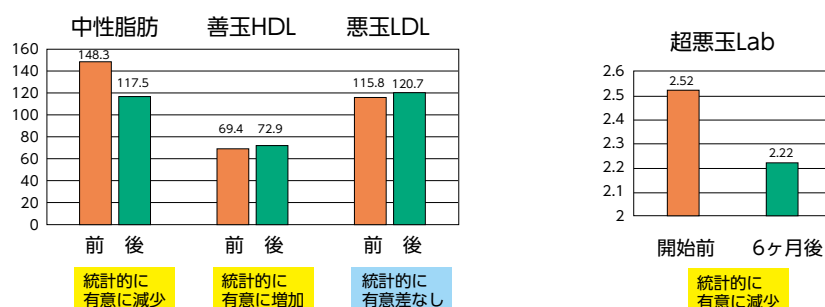
ウォーキング×健康 ― 健幸ウォーキング事業から見えるウォーキングの健康効果 ―

毛呂山町では埼玉医科大学グループとの連携により「歩こうよ！もろやま健幸ウォーキング事業」を実施しています。この事業では参加者が6か月間、1日8,000歩以上を目標に毎日歩き、1日30回の筋トレを週3回行います。参加者はウォーキング期間の前後で体力測定や血液検査を行います。

令和5年度の実施により①1日の平均歩数の増加②持久力・瞬発力の改善③中性脂肪・超悪玉コレステロール（LAB）の減少という大きく3つの効果が見られました。

【中性脂肪、超悪玉コレステロール（LAB）の減少】

6か月間のウォーキングと筋肉トレーニングにより、中性脂肪が減少し、善玉コレステロール（HDL）が増加しました。悪玉コレステロール（LDL）が増加傾向となりましたが、悪玉コレステロールが酸化して悪玉化した状態の物質である超悪玉コレステロール（LAB）が減少しました。



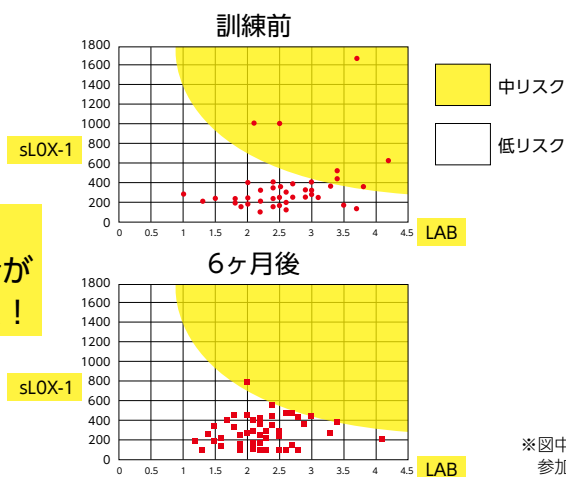
また、動脈硬化による脳卒中や心臓病のリスクを判定する指標として有用なLOX-index（ロックスインデックス）（※）の散布図では、中リスクの参加者が8人から3人に減少しました。このことから、ウォーキングと筋肉トレーニングを行うことで、中性脂肪や超悪玉コレステロールを低下させ、善玉コレステロールを上昇させることができるため、動脈硬化や心筋梗塞の予防につながると考えられます。

※LOX-index（ロックスインデックス）

国立循環器センターが解明したメカニズムを利用した検査です。数値が高いと脳梗塞や心筋梗塞を将来発症する可能性が高いと言われています。

訓練前後での LOX-index の比較

訓練後、
ほぼ全ての参加者が
低リスクとなった！



出歩きたい！と思うまちづくり

誰もが気軽に参加できるスポーツイベント、多くの世代が楽しめる講座やイベントの充実など、自然と出歩きたくなる取組の充実により、住民の健康増進とまちの賑わいづくりにつなげます。

スポーツフェスタもろやま

- ▶▶ 誰もが気軽に参加し、様々なスポーツを楽しみながら身体を動かす楽しさを体験できるイベントを開催します。

キッズチャレンジ事業

- ▶▶ 多様な体験活動や遊びの機会の提供により、子どもの健やかな成長や知的好奇心を育む事業を実施します。

鎌倉街道健幸ウォーク事業

- ▶▶ 国指定史跡である鎌倉街道上道を基点としたウォーキング事業を実施します。



健幸づくりプロジェクト成果指標

▶▶ 健康寿命の延伸：男性：19.04歳 女性：20.98歳（令和11年度）

健康寿命（※）について、令和6年度時点の最新数値である男性18.23歳、女性20.86歳を、令和11年度時点の最新数値で男性19.04歳（+0.81歳）、女性20.98歳（+0.12歳）まで上昇させることを目指す指標です。

（※）健康寿命

…健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

埼玉県では、65歳に達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間とし介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間を算出しています。

（埼玉県総務部統計課編集「統計からみた埼玉縣市町村のすがた2024」より抜粋）

前期基本計画 各節ページの記載内容

①見出し
当該ページの属する章と節名を記載しています。 【例】 1－① 子育て環境の充実 ↳ 1→第1章：子育てに属することを示しています。 ①→第1節：子育てのうち、第1節であることを示しています。 (計画体系については30ページを参照)
②目指す方向性
当該節内において計画期間の5年間で目指す状況を記載しています。 例えば【1－① 子育て環境の充実】の目指す方向性は「子どもが健やかに過ごすことができる場を提供し、子育て世帯が働きやすく、安心して子育てのできる環境を目指します」としており、当該節における計画期間内の目標となります。
③現 状
計画策定時点において、町が行っている取組や当該節における状況を記載しています。
④課 題
計画策定時点における課題を記載しています。 上記②【目指す方向性】の実現に向け、計画期間における改善や対応が必要な事項です。
⑤町が実施すること
上記②【目指す方向性】の実現に向け、計画期間で町が行う取組を施策毎に記載しています。 なお、各施策とも施策名・施策の内容・主な事務事業を記載しています。 このうち、主な事務事業については当該施策に紐づく主要事務事業を抜粋して掲載しています。 施策毎の関連事務事業一覧は巻末資料編に記載しています。資料編に掲載している事務事業については毎年度ローリング方式で策定する実施計画対象事業になります。
⑥成果指標
計画期間の5年間（令和7年度～令和11年度）の取組成果を測るための数値を示しています。 原則として、現状値は令和5年度としています（新規事業に関する指標など令和5年度の数値を持たないものを除きます）。 目標値は令和11年度時点で達成を目指す数値を記載しています。 なお、各節のほか巻末資料編に成果指標の一覧を掲載しています。



第1章

子育て



1-① 子育て環境の充実

▶▶ 目指す方向性

子どもが健やかに過ごすことができる場を提供し、子育て世帯が働きやすく、安心して子育てのできる環境を目指します。

現 状

- ◆子育ての不安感や孤立感を緩和させるため、親子の交流の場を提供するとともに、子育てにおける相談や個々のニーズに対応した情報提供・助言を行う事業を実施し、安心して子育てができる環境を整えています。
- ◆子どもが健やかに過ごせるよう、児童館などの環境整備に努めています。
- ◆保護者の就労などにより家庭が常時留守になっている児童に適切な遊びと生活の場を提供するため、学童保育所の環境整備に努めています。
- ◆多様な子育てニーズに対応した支援策を計画的に推進するための会議などを開催しています。

課 題

- ◆児童館の設備・遊具などの経年劣化が進んでおり、更新が必要です。
- ◆土日の子どもの居場所が少ない状況です。
- ◆保護者の働き方が多様化しており、学童保育所のサービスの拡充が求められています。
- ◆土日・祝日・夜間などに子どもを預けられるサービスが少ない状況です。

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
子どもの居場所の充実	子どもが健やかに過ごせるよう学童保育所や児童館の環境整備に努めます。 土日の子どもの居場所づくりを進めるとともに、子育て世帯が働きやすいよう学童保育所のサービスを拡充します。 また、子育て家庭が安心して子育てができるよう、土日・祝日・夜間などにも送迎や保育の対応ができるようファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。
この施策の主な事務事業	▶▶ ファミリー・サポート・センター事業 短期入所生活援助事業 放課後児童健全育成事業 児童館事業
子育て世帯の交流・相談の場の利用促進	子育て世帯の交流・相談環境や支援内容を充実させ、利用促進を図ります。
この施策の主な事務事業	▶▶ 地域子育て支援拠点事業

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
学童保育所の保護者満足度	91.4%	96.4%
ファミリー・サポート・センター事業（保育）利用回数	198件/年	250件/年

▶▶ 関連計画

計画名	計画期間
毛呂山町こども計画	令和7年度～令和11年度

1-② 幼児教育・保育の充実

▶▶ 目指す方向性

子育て世帯が安心して子どもを預けることができるよう、多様な保育ニーズに対応した質の高い保育サービスの提供を目指します。

現 状

- ◆子どもたちの生涯にわたる学習や人間形成の基礎を培うため、幼児期の遊びを重要な学びと位置づけ、幼稚園、保育園、認定こども園、児童館などにおいて、学習意欲や人間形成の基礎となる好奇心や探求心などを養う取組を実施しています。
- ◆保育所などの運営費の支弁、幼稚園や認可外保育施設などの利用料の給付をしています。
- ◆民間保育所などの育成及び保育の質の向上などのため、民間保育所へ補助金を交付しています。
- ◆一時預かりや病後児保育を実施し、保育の充実に努めています。
- ◆小学校へのスムーズな接続のため、就学前の幼児が小学校を訪問しています。

課 題

- ◆少子化により、多くの保育園などが利用定員未満での運営となっています。
- ◆集団活動において、支援を必要とする子どもが増えています。
- ◆病後児保育の受け入れは町立ゆずの里保育園のみとなっており、その利用者の半数以上は町立保育園の入園児となっています。(令和6年6月時点)

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
幼児教育・保育サービスの充実	幼稚園、保育園、認定こども園、児童館などにおいて、社会・文化・自然などに触れる事業を推進し、学習意欲や人間形成の基礎となる好奇心や探求心などを培います。併せて、子ども一人ひとりが持つ可能性の芽を伸ばすための環境整備を進めます。 また、子どもたちの多様な個性を尊重し、健全な心と身体を育むため、職員の配置、保育内容の工夫、研修などにより職員のスキルアップを図ります。幼稚園や民間保育園への支援などにより、ニーズに対応した幼児教育・保育の充実に図ります。 町立保育園については、入園希望者数に応じた適切な利用定員数とするため、統合などを検討していきます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 管外・管内保育委託事業 民間保育所等育成事業 施設等利用給付事業 民間幼稚園預かり保育事業	

施策名	施策の内容
病後児保育の充実	病後児保育について、私立保育園などに啓発を行い、病後児保育を必要とする保護者への利用促進を図ることにより、利用人数を増やします。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 病後児保育事業	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
病後児保育利用者数	27人/年	40人/年

▶▶ 関連計画

計画名	計画期間
毛呂山町こども計画	令和7年度～令和11年度

1-③ 子育て世帯への支援

▶▶ 目指す方向性

- ▶▶ 妊娠、出産から子育ての各時期において気軽に相談ができ、必要な支援を受けることができます。
- ▶▶ 子育て世帯への適正な経済支援とサービスの提供により、安心して子育てができるまちを目指します。

現 状

- ◆ 妊産婦や子育て世帯に対して必要な支援を行うために、関係部署と連携して相談対応を行っています。
- ◆ 子育て支援センターでは、利用者支援専門員が対面、電話、オンラインなどで相談を受け、子育ての孤立感や不安感を緩和しています。
- ◆ 町では児童手当、医療費の支給、妊娠・出産時に応援金、小学校入学時にお祝い金を支給することで、子育て世帯への経済的支援を行っています。
- ◆ 町では子育て世帯の状況などに応じて、小中学校の就学に必要な経費の一部について補助を行うことで、保護者の経済的な負担軽減を図っています。
- ◆ 令和6年度から保育所等や小中学校の給食費無償化、ファミリー・サポート・センターの利用料補助などの経済的支援を行っています。
- ◆ 出生数が減少しています。本町の合計特殊出生率についても国・県平均と比較して低い状況が続いています。

課 題

- ◆ 保護者の疾病、疲労、精神的不安、経済的困窮などにより適切な養育が行われていない子育て世帯があります。
- ◆ 困難な状況にありながら、どこにも相談できず孤立してしまう保護者がいるため、支援が必要な方の早期発見、早期対応が必要です。
- ◆ 少子高齢化の進行、女性の就業率上昇、晩婚化など、子育てを取り巻く社会情勢が変化していることから、個々のニーズに対応できるよう、子育て期における支援メニューを強化する必要があります。
- ◆ 子育て世帯の多様なニーズに対応する民間団体などが限られており、担い手の発掘・養成が必要です。
- ◆ 出生数が低い状況が続くなど少子化が進行しており、町の活力維持に課題があります。

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
子育て支援のトータルマネジメント	児童福祉部門と母子保健部門を一元化し、包括的な取組を行うこども家庭センターの運営を開始します。子育てに困難を抱える家庭だけでなく、全ての家庭に対してアプローチし、妊娠期から切れ目なく、漏れなく相談支援を実施して、子どもや世帯の状況に応じたサポートプランを作成します。サポートプランをもとに、支援メニューの体系的なマネジメントを行い、子育て世帯に必要な支援を届けます。こども家庭センターの利用促進を図るために、子育て支援センターや子育て支援室と連携し、イベントや講座を開催します。 また、多様な家庭環境などに関する支援体制の強化を図るため、支援メニューの充実や民間の支援力の発掘・養成を行います。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 利用者支援事業 子育て世帯訪問支援事業	
子育て家庭への経済的支援	育児にかかる経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを推進します。また、経済的負担の大きい多子世帯への支援を検討します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 保育所等給食費無償化事業 第2子保育料無償化事業 もろっ子はぐくみ応援金支給事業 こども医療費支給事業 ひとり親家庭等医療費支給事業 子育て世帯住宅支援事業（5-②にも同事業を掲載） 就学援助事業 小中学校給食費無償化事業	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
育児中の保護者の心身の状況について「良い」と回答した割合（※）	61.9%	68.0%

（※）町で実施する3歳児健康診査票を基に算出します。

保育園・幼稚園入園時期の保護者の心身の状況を確認することで、乳幼児期の子育ての課題について、不適切な養育の未然防止が図られているかを確認するものです。

▶▶ 関連計画

計画名	計画期間
毛呂山町こども計画	令和7年度～令和11年度

1-④ 母子保健の充実

▶▶ 目指す方向性

- ▶▶ 各種母子保健施策により、妊産婦及び子どもの健康の保持・増進を図ります。
また、安心して妊娠から出産、子育てができる環境を目指します。
- ▶▶ 妊産婦健康診査や乳幼児健康診査、各種相談事業、産後ケア事業などにより、妊産婦や乳幼児が健やかに生活できるよう支援し、育児不安の軽減を図ります。

現 状

- ◆ 母子健康手帳発行数は年々減少しており、少子化対策として不妊検査費用や不妊治療に係る費用の助成をしています。
- ◆ 母子健康手帳交付時に助産師による面接、妊娠後期の電話での相談支援を行っています。
- ◆ 妊産婦の健康管理のため妊産婦健康診査に係る費用の一部助成や産後間もない母子を支援する産後ケア事業を実施しています。
- ◆ 母子訪問指導では生後4か月までの乳児全員に訪問を実施し、発育確認や育児についての保健指導を実施するとともに、子育て支援に関する情報提供を行っています。
- ◆ 乳幼児健康診査の未受診者には受診勧奨を行い、受診を促しています。
- ◆ 発育発達相談により、子どもの発達に応じた療育の支援を行っています。

課 題

- ◆ 各種母子保健事業は、健康な次世代を育むため、全ての妊産婦や子どもに対応しており、今後も健康や発達に関する丁寧な支援が必要です。
- ◆ 不妊治療費助成や産後ケア事業などは利用が少ない状況です。必要な人が利用できるよう事業の周知を強化する必要があります。
- ◆ 周囲に悩みを相談できずに孤立している子育て世帯、身近に支援者がいない世帯、各種支援制度の活用に消極的な世帯があり、支援につなげる方策について検討が必要です。

各種診査等の状況

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦健康診査(延)	1,954	1,902	1,510	1,728	1,629
新生児聴覚検査(※1)	—	—	86	90	90
産婦健康診査(※2)	—	—	—	103	96
乳幼児健康診査	436	495	492	451	432

(※1) 令和3年度から助成を開始しています。

(※2) 令和4年度から助成を開始しています。

資料：保健センター

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
妊産婦及び子どもの健康の保持・増進	安心して出産や子育てができるよう母子保健事業の充実に努めます。 また、不妊治療費の助成や産後ケア事業など、必要な人が適切に利用できるよう、町の取組に関する周知を強化します。 さらに、子育て世帯のニーズに寄り添った細やかな支援を行うため、妊娠時からの関連機関との連携により、出産前からの助産師による連絡や出産後の訪問など、子育て世帯が孤立しないよう積極的なアプローチを行います。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 不妊検査費・不妊治療費等助成事業 妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚検査 産前産後ヘルプ事業 産後ケア事業 乳児家庭全戸訪問事業 乳幼児健康診査 母子訪問指導・健康教育	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
産後ケア事業を知っている人の割合	90.3%	100%
育児中の保護者の心身状況について「良い」と回答した割合（※3）	61.3%	67.5%

（※3）町が実施する4か月児健康診査票を基に算出します。
養育者が孤立しやすい生後間もない時期の不安感を解消できているか確認するものです。

▶▶ 関連計画

計画名	計画期間
毛呂山町こども計画	令和7年度～令和11年度
第3次毛呂山町健康増進計画・食育推進計画	令和6年度～令和17年度
第5期毛呂山町障害者福祉計画	令和6年度～令和11年度



第2章 教育



2-① 教育内容の充実

▶▶ 目指す方向性

- ▶▶ 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導により、理解度に合わせた授業やICTを活用した工夫ある授業によって基礎学力向上を目指します。
- ▶▶ コミュニティ・スクール（※1）の連携を促進し、学校、家庭、地域が協働して児童生徒を育成します。
- ▶▶ 児童生徒が地域社会での職業体験や勤労体験、また学習活動などの諸活動の経験を通じて、キャリアデザインを描き、自分自身の力で進路選択ができるよう指導・支援します。
- ▶▶ 小中一貫教育の推進により、中学校区の小・中学校で義務教育9年間を貫く共通の目標（目指す児童生徒像）、指導内容及び指導方法を設定し、小・中学校の教職員が連携を強化することにより、質の高い教育の充実を図ることで学力向上を目指します。

現 状

- ◆ 埼玉県学力・学習状況調査において、前年度に比べて学力を伸ばした児童生徒の割合は埼玉県平均と同等ですが、問題の内容を理解したり、解き方を考えたりする思考力に課題があります。
- ◆ 全国学力・学習状況調査、埼玉県学力・学習状況調査の結果を踏まえ分析・考察することで、毛呂山町全体、各学校の個別課題を把握し、授業改善等対策を検討しています。
- ◆ 家庭学習の時間が少なく、自ら学ぶ力に課題があります。
- ◆ 地域学校協働活動を通じて学校、家庭、地域の連携が徐々に図られています。
- ◆ 教育活動全体を通じた年間指導計画の作成や現状の見直しにより、進路指導・キャリア教育の充実を図っています。
- ◆ 小中一貫教育の推進のため、各学校が中学校区内で授業研究会を開催し、児童生徒の交流や小・中学校教職員が互いの学校で授業を行うなど、小中連携による教育活動の実施に向けた話し合いなどを進め、教育活動に活かしています。

課 題

- ◆ 児童生徒の基礎学力向上が最重要課題となっています。
- ◆ 学校の実態に即した方策を講じて授業改善などに取り組んでいますが、各学校で効果のあった指導事例や学習用デジタル教科書の活用方法など、様々な取組を共有化し、授業に取り入れたり、指導内容を明確にした授業を行ったりして授業改善を行う必要があります。
- ◆ 教育現場、家庭、地域社会が一体となって支援体制を整え、個々のニーズに合わせた教育環境を整備していく必要があります。
- ◆ AI学習ドリルの導入及びICT教材の活用により、個々の学習理解度に合わせた、きめ細かな指導を小中学校で連携し研究していく必要があります。
- ◆ 学習内容の確実な定着と自ら学ぶ力の育成を図るためには家庭学習を充実させる必要があります。家庭学習を通じて達成感を得られるような指導と、そのための仕組みづくりが必要です。
- ◆ コミュニティ・スクールの推進のためには、地域と学校が連携して相互のコミュニケーションを図り、協力体制を築いていくことが不可欠です。地域学校協働活動を通じて地域住民と保護者、地域団体と学校が日頃から関わり合い、定期的に情報交換を行い、地域学校協働活動推進員を中心に学校行事への参画や学習面の補助などにおいて関わりを持って接することで、相互理解を深め課題の共有化を図る必要があります。地域の教育力を活かし、「いのちの教育9年間」年

間計画による教育を推進する必要があります。

- ◆中学生の休日の部活動について、地域と連携して取り組むことで休日の活動の選択肢を広げる必要があります。
- ◆小中9年間を通じて一貫した指導ができるよう、段階ごとに異なる教育方針やプログラムの導入及び児童生徒が適切なキャリア形成を行うための年間指導計画の効果を検証しながら、家庭や地域が連携しサポート体制を構築する必要があります。
- ◆小1プロブレム（※2）、中1ギャップ（※3）など接続期における学習面や生活面などの様々な問題に対し、義務教育9年間を貫く指導内容や指導方法を設定し、学校や行事などにおける児童生徒の交流や小中学校の教職員が互いの学校で授業を行うことなどの更なる推進により、課題解決を図る必要があります。

（※1）コミュニティ・スクール

…学校運営協議会を設置している学校で、教育委員会が指定する。学校の課題に対して、広く保護者や地域住民が参画し、協働して子どもたちの健やかな成長を支えていく仕組みのこと。毛呂山町では令和元年度から毛呂山中学校区と川角中学校区に学校運営協議会を設置し、町立小中学校をコミュニティ・スクールに指定しています。

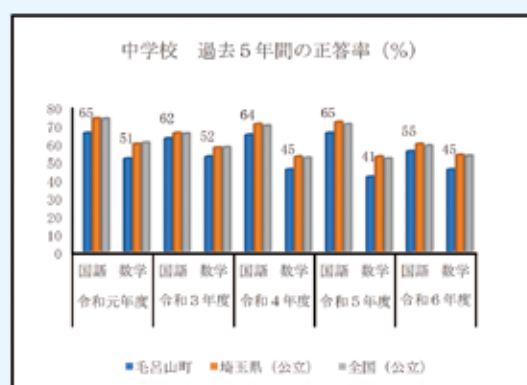
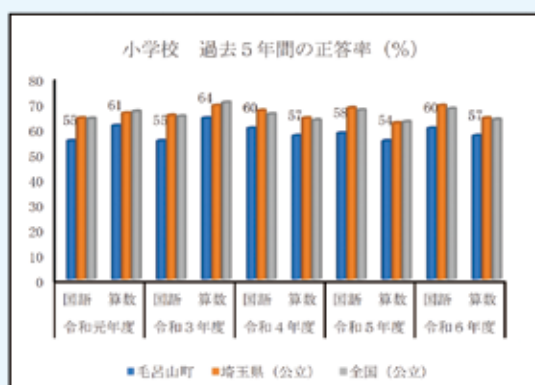
（※2）小1プロブレム

…小学校に入学した児童が、学校生活に適応できず精神的に不安定な状況が続くことで、授業を静かに受けられない状態などが継続する状況のこと。

（※3）中1ギャップ

…中学校に入学した生徒が、環境の変化や学習内容の変化に馴染むことができず、不登校などの問題が起こる状況のこと。

全国学力・学習状況調査の正答率



資料：学校教育課（全国学力・学習状況調査）

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
個別最適な学びとＩＣＴを活用した学習支援による学力向上	全国及び埼玉県学力・学習状況調査の結果を分析し、個々の学力に応じた学習支援を行うとともに、学力を伸ばした効果的な指導方法を学校及び町全体で共有し、授業改善を行うことで学力の向上を目指します。 教職員の指導力向上のための研修を実施し、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、児童生徒が学んだことを実感できる授業を実施します。 A I 学習ドリルやＩＣＴ教材を活用し、児童生徒一人ひとりの理解度や進捗状況に合わせた学習内容、難易度、過去の傾向などを分析し、効果的に基礎学力の向上を図ります。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 毛呂山町ステップアップ教室（10-①にも同事業を掲載） ＩＣＴ教育推進事業（10-①にも同事業を掲載） 支援員等配置事業	
家庭学習の充実	家庭学習の仕方や内容について学校で具体的に指導し、発達段階に応じて、計画的に学習する力を育成します。 学校での学習に合わせて、A I 学習ドリルやＩＣＴ教材の活用により、個々の理解度に応じた学習をすることで、基礎学力の向上を図ります。
この施策の主な事務事業 ▶▶ ＩＣＴ教育推進事業（10-①にも同事業を掲載） 家庭学習推進事業	
コミュニティ・スクールを活かした地域と連携した教育の推進	学校の現状や運営方針などについて地域の理解を深め、共通の認識のもと、日々の教育活動に地域住民がかかわり、子どもたちの学びや体験学習などの充実を図ることで、協働して子どもたちを育てる体制を築きます。地域住民や関係機関との連携を図り「いのちの教育9年間」年間計画による教育を推進します。 また、生徒のスポーツ文化芸術活動に親しむ機会の確保のため休日部活動の地域連携を進めます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ コミュニティ・スクール推進事業 地域学校協働活動（2-④にも同事業を掲載）	

施策名	施策の内容
進路指導・キャリア教育の推進	小・中・高等学校で活用しているキャリアパスポートを進路指導計画に位置付けるとともに、小中一貫教育合同研修会において情報を共有し、職業調べ学習などの充実を図ります。 発達段階に応じ、ゲストティーチャーによる授業や職業体験を通し、自己の将来への希望や思いを育みます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 中学生海外留学事業 国内交流事業 中学生社会体験チャレンジ事業	
小中一貫教育の充実	小中一貫教育により、中学校区の小・中学校で義務教育9年間を貫く共通の目標、指導内容及び指導方法を設定し、9年間を一体と捉え児童生徒の発達に応じた系統的な指導により、すべての児童生徒の学力の向上と学校生活への適応を図ります。 異学年児童生徒や他校との合同学習、行事などでの交流によるコミュニケーション能力の育成、教職員相互の乗り入れ授業を通じて指導の工夫や改善を図り、教育活動の充実を図ります。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 小中一貫教育推進事業	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
全国学力・学習状況調査における教科ごとの平均正答率（小学校）	国語 58%（県:68%） 算数 54%（県:62%）	令和11年度県数値（※）
全国学力・学習状況調査における教科ごとの平均正答率（中学校）	国語 65%（県:71%） 数学 41%（県:52%）	令和11年度県数値（※）

（※）本指標については、令和11年度全国学力・学習状況調査における本町児童生徒の教科ごとの平均正答率について、県数値と同水準にすることを旨とする。

▶▶ 関連計画

計画名	計画年度
第3期毛呂山町教育振興基本計画	令和3年度～令和7年度 ※令和8年度以降は第4期計画を策定予定
毛呂山町立小・中学校編成計画	令和6年度～
毛呂山町こども計画	令和7年度～令和11年度

2-② 児童生徒の健全育成

▶▶ 目指す方向性

- ▶▶ 不登校の児童生徒や保護者が安心して相談できる体制を強化し、家庭と学校、関係機関が連携して家庭支援やICTを活用した学びの継続など含めた包括的なサポートを推進します。
- ▶▶ いじめ防止の「毛呂山町いじめ防止基本方針」に基づき、道徳教育の充実や人権感覚を育成するとともに、いじめの未然防止に向けた組織的な取り組みを進めます。
- ▶▶ 人権教育の充実を図り、話し合い活動や体験活動を重視した授業を実施します。
- ▶▶ 学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の体力向上に取り組みます。
- ▶▶ 特別な支援が必要な児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を推進します。

現 状

- ◆ 不登校児童生徒の実態を把握し、適切な対応策を図りながら、学校やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携して支援しています。
- ◆ 教育センターの業務において、様々な相談に対し適切な助言を行い、増加する不登校などの課題解消のため、子どもや保護者と更なる信頼関係の構築を図っています。また、町内中学校には相談室を、令和6年度から町立小学校に校内教育支援センターを設置し、不登校児童生徒の居場所づくりや学習支援などの充実を図っています。
- ◆ いじめや児童生徒の非行問題などの課題に対し、町の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然予防として小中学校では定期的なアンケート調査や個人面談を実施しています。
- ◆ 児童生徒の人権感覚の育成を図るため、豊かな人間性や社会性を育む授業の実施や教職員研修を行っています。
- ◆ 新体力テストの結果から、小中学校共に埼玉県平均と同等の体力が身につけていますが、コロナ禍により体を動かす機会が減少したことで、体力の低下傾向が見られます。
- ◆ 児童生徒の体力向上を図るため、授業研究会などで指導者を招聘し、小中連携による体力向上対策などの指導を受け、教育活動に取り入れています。
- ◆ 小中学校と特別支援学校が連携して、専門性向上のための研修会、授業研究、各学校への巡回相談を実施しています。

課 題

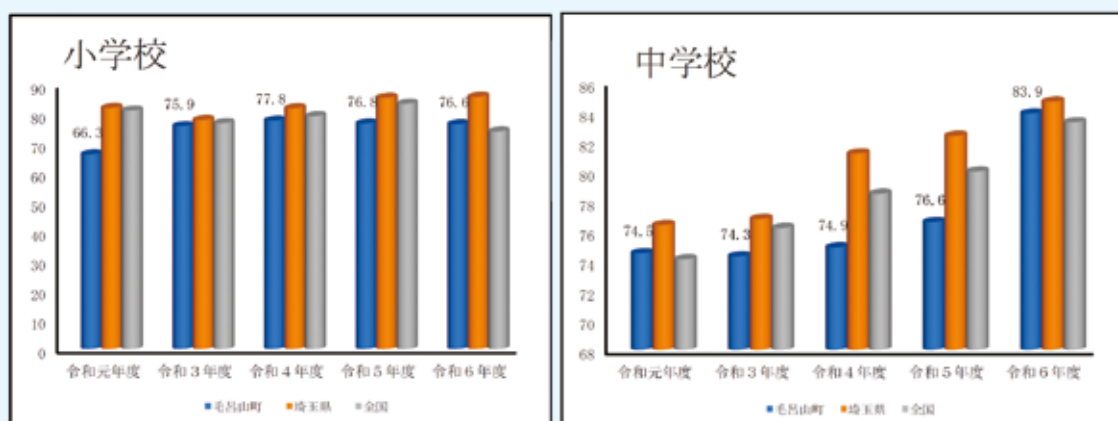
- ◆ 不登校児童生徒の早期発見と不登校の背景にある要因を分析・検証しながら、学校や関係機関が連携して対処方法や家庭への支援を含めたサポート体制の強化を図る必要があります。また、道徳教育や特別活動の充実などにより児童生徒が安心して学校生活を送れる環境整備や心の健康を促進する取組を積極的に実施し、教育を通じたウェルビーイング（Well-being。身体的、精神的に健康で、社会的、経済的に良好で満たされている状態。本計画36頁参照）の向上を図っていく必要があります。さらに、小中一貫教育により中学校への円滑な接続を図り、いじめや不登校などの解消を図っていく必要があります。
- ◆ SNSによるネットいじめなど、深刻化・複雑化するいじめ問題に対応するため、早期発見、解決に向けた取り組みを研修会などを通じて、小中学校が連携して研究を進め効果的な対策強化を図る必要があります。
- ◆ さまざまな人権問題の現状理解と課題解決を学校の教育活動の一環として位置づけ、人権教育指導者研修会などを通じて、職員個々の意識を向上させていく必要があります。また、各教科の特

質に応じて、人権意識を高めるための意見交換などにより、児童生徒が自ら考え行動する機会をつくり、価値観を尊重する取組が必要です。

- ◆小中学校ともに運動機会の減少による体力低下が課題となっており、各校の実践例や実践内容に係る効果検証を共有し、効果的な取組について学校体制で推進していく必要があります。
- ◆特別な配慮が必要な児童生徒に対して、障害の状態などに応じた、個別的な指導内容や支援方法などを検証し、改善を図り、支援していく必要があります。

全国学力・学習状況調査（児童・生徒質問紙）より

「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対する肯定的意見



資料：学校教育課（全国学力・学習状況調査）

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
不登校対策の充実	不登校児童生徒に対して、教育相談による専門的な助言やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど関係機関、学校が連携し児童生徒および家庭への支援体制の強化、充実を図ります。また、町立小学校に校内教育支援センター、中学校には相談室を設置し、配慮を要する児童生徒の学校での居場所づくり、指導員や相談員による学習支援および相談などを行います。 小中一貫教育により中学校での授業体験、中学校教員による小学校での授業などを行い、中学校への不安を軽減し、不登校生徒の減少を目指します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 不登校対策推進事業	

施策名	施策の内容
いじめの未然防止と早期対応	児童生徒の様子を観察や児童生徒へのアンケートなどにより、実態を把握し、いじめを積極的に認知して、早期発見・早期対応に努めます。また、教職員の研修を通し、児童生徒への支援の在り方についての理解を深め、適切な対応を行い、児童生徒の安全・安心な学習環境を整えます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ いじめ問題対策事業	
人権を尊重した教育の推進	児童生徒の人権感覚育成を図るとともに、豊かな人間性や社会性を育むため、各学校において「人権教育週間」「いのちの教育週間」を設定し、児童生徒の発達段階に応じた授業を実施します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 人権教育推進事業	
体力向上と学校体育活動の推進	各学校における体力向上に向けた課題と効果的な取組の共有、また、体力プロフィールシートを活用し、児童生徒一人ひとりの課題に応じてきめ細やかな指導を行い、体力向上を図ります。食育や健康教育について小中9年間を通じた一貫した指導により、児童生徒の健康増進を図ります。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 子どもの食育・健康教育推進事業	
特別支援教育の充実	就学相談などの充実を図るとともに、小学校就学前から学校と幼稚園や保育園などが連携して、発育発達状況などを情報共有し、個に応じた適切な教育環境と自立に向けた支援体制の充実を図ります。 小中学校と特別支援学校などの専門機関とが連携し、児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援体制を整備します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 就学相談 特別支援教育事業	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
不登校児童数の割合（小学生）	1.50%	0.50%
不登校生徒数の割合（中学生）	8.64%	2.50%

▶▶ 関連計画

計画名	計画年度
第3期毛呂山町教育振興基本計画	令和3年度～令和7年度 ※令和8年度以降は第4期計画を策定予定
毛呂山町立小・中学校編成計画	令和6年度～
毛呂山町こども計画	令和7年度～令和11年度

2-③ 教育環境・学校施設の充実

▶▶ 目指す方向性

学校施設や教育関連施設を整備・更新し、安全・安心な教育環境を提供します。

現 状

- ◆全ての小中学校の校舎が建築後40年以上経過しています。
また、学校給食センターは開所から20年近くが経過しており、施設設備が老朽化しています。
- ◆中学校2校の校舎は大規模改修が終了しています。
- ◆令和2年度にGIGAスクール（※）環境を整備し、タブレット端末を活用した学習を開始しています。
- ◆令和6年3月に「毛呂山町立小・中学校編成計画」が策定されています。

（※）GIGAスクール構想

…1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境の実現を目指すもの。

課 題

- ◆学校施設は今後の児童生徒数の推計や、小中一貫教育の充実などを考慮した老朽化対策を進める必要があります。
また、学校給食センターは、今後も安全・安心な学校給食を提供していくために設備や機器などの更新が必要です。
- ◆GIGAスクール環境の計画的な整備・更新を行っていく必要があります。

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
学校施設の環境整備	「毛呂山町立小・中学校編成計画」に基づき、施設の環境整備を推進します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 小中学校施設・環境整備事業	
GIGAスクール環境の整備	GIGAスクール環境の計画的な整備・更新を行います。
この施策の主な事務事業 ▶▶ GIGAスクール環境整備事業	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和11年度）
タブレット端末を活用した 家庭学習の満足度	37.4%	100%

▶▶ 関連計画

計画名	計画年度
毛呂山町公共施設等総合管理計画	平成28年度～令和37年度
毛呂山町公共施設個別施設計画	令和2年度～令和11年度
毛呂山町立小・中学校編成計画	令和6年度～
第3期毛呂山町教育振興基本計画	令和3年度～令和7年度 ※令和8年度以降は第4期計画を策定予定

2-④ 生涯学習環境の充実

▶▶ 目指す方向性

- ▶▶ 誰もが生涯にわたり学ぶことができる生涯学習環境の充実や、学習の成果を地域活動に生かすことができるまちを目指します。
- ▶▶ 将来への夢や希望を持ち、前向きに努力できる自立した青少年を育成します。

現 状

- ◆ 町では、図書館や公民館、歴史民俗資料館などの生涯学習関連施設を中心に、住民ニーズや時代の変化に対応した学習機会を提供しています。
- ◆ 図書館では指定管理者制度により民間活力を活用した施設管理・運営を行っています。利用者の利便性向上のため電子図書館を導入し、図書館に来館しなくても本を楽しむことができる環境を整備しています。
- ◆ 公民館、歴史民俗資料館では各種講座や教室などを開催し、幅広い学びの場を提供しています。
- ◆ 青少年関係団体との連携により、青少年の健全育成に取り組んでいますが、少子化などにより各地域の子ども会数については減少しています。

課 題

- ◆ 図書館の利用者数が減少傾向となっています。また、電子図書館についても利用者数、貸出冊数ともに減少傾向となっているため、利用増加のための取組を進める必要があります。
- ◆ 公民館で活動している各種サークルは、参加者の固定化や高齢化などにより会員数の減少が続いています。自主事業の強化やサークル活動につながる公民館講座の実施などにより、新たな参加者を取り込むための取組が求められます。
- ◆ 歴史民俗資料館のサークルやサポーターとの協働による事業は増えていますが、地域学校協働活動への参画など、さらに充実した活動の場を広げる必要があります。
- ◆ 少子化や地域コミュニティの希薄化などにより、子ども会活動など地域の青少年育成について早急な対応が求められます。

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
生涯学習推進体制の充実	誰もが生きがいを持ち心豊かで活力ある生活を送るために、学習ニーズに的確に対応できる生涯学習推進体制の充実を図ります。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 社会教育委員会議 地域学校協働活動（2-①にも同事業を掲載）	

施策名	施策の内容
学習機会の充実と学習活動の支援	住民の学習意欲や学びのニーズに応えるため、生涯学習関連情報の効果的な発信、「学んでみたくなる」多様な学習機会を提供します。 生涯学習の拠点である公民館において、公民館サークルの活性化や参加者増加につながる取組を行うなど広く住民の学びを支援するとともに、学びのコンテンツの充実を図ります。
この施策の主な事務事業 ▶▶ いきいき大学もろやま 公民館教室・講座 資料館展示事業 歴史民俗講座・体験教室	
学習成果の活用と地域還元	様々な学習機会により得られた成果を発表する場や、地域に還元できる仕組みづくりにより、幅広い世代の住民が生きがいを持ち地域で活躍できる環境づくりを進めます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 毛呂山町芸能音楽祭 地域学校協働活動（2-①にも同事業を掲載） 生涯学習ボランティア人材バンク 資料館サポーターとの協働事業	
子どもの居場所づくりと 青少年育成活動の充実	子どもたちの安全・安心な居場所づくりを進めます。 また、青少年関係団体の支援や各種事業の実施により、地域で子どもたちの健やかな育ちを支えます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ キッズチャレンジ事業	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
生涯学習関連事業（※1） 参加者満足度	90.1%（※2）	95.0%

（※1）対象事業はキッズチャレンジ事業、いきいき大学もろやま、公民館教室・講座、歴史民俗講座・体験教室とします。各事業の参加者アンケート結果に基づき数値を算出しています。

（※2）上記事業のうち、歴史民俗講座・体験教室については令和6年8月までのアンケート結果に基づき数値を算出しています。

▶▶ 関連計画

計画名	計画年度
第3期毛呂山町教育振興基本計画	令和3年度～令和7年度 ※令和8年度以降は第4期計画を策定予定

2-⑤ 生涯スポーツの普及推進

▶▶ 目指す方向性

いつでも、どこでも、誰もが楽しめる生涯スポーツの普及促進を図ります。

現 状

- ◆少子化による人口減少や高齢化が進み、社会環境や価値観が急激に変化する中、人々の健康志向が高まっていますが、住民意向調査によると本町の成人における週1回のスポーツ実施率は、平成30年度の37.0%に対して令和5年度は36.3%と減少しています。
- ◆高齢化が進んでおり、健康づくりや体力向上が課題となっています。身近でスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、スポーツ推進委員が中心となって軽スポーツ大会などを実施しています。
- ◆スポーツフェスタもろやまなど各種イベントの実施により、スポーツを通じたコミュニケーションづくりの場を提供しています。

課 題

- ◆健康づくりや体力向上のためには、多様化するニーズやライフステージに対応した生涯スポーツの普及や活動機会の提供を行う必要があります。
- ◆スポーツ団体の活動の場を確保するとともに、生涯スポーツやレクリエーションを通じて、地域交流の促進やコミュニティ醸成に資する機会となるよう、実施内容などを工夫する必要があります。

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
スポーツ・レクリエーション活動の普及促進	各種イベントの実施により、住民の健康意識の醸成を図るとともに、体験型イベントの開催などにより、日々の生活で取り組みやすいスポーツ・レクリエーションの周知啓発に努めます。 また、地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の発展により、地域交流の一翼を担います。
この施策の主な事務事業 ▶▶ スポーツフェスタもろやま	
スポーツ活動への支援と参加機会の充実	関係団体や指定管理者との連携により、スポーツやレクリエーション活動の活性化を図り、住民が身体を動かす楽しさやスポーツを楽しむ機会を創出します。 また、広く住民が参加することのできる各種スポーツ事業を実施する団体などへの支援を行い、住民が気軽にスポーツ活動に参加できる体制を整備します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ スポーツ団体の支援	

施策名	施策の内容
歩きたくなる仕組みづくり	住民が気軽にウォーキングに取り組み健康増進を図ることができるよう、ウォーキング教室などの各種事業や、ウォーキングの普及促進を図ります。
この施策の主な事務事業 ▶▶ ウォーキング環境づくり事業	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
スポーツ施設利用者数	118,137人/年	140,000人/年
軽スポーツ出前講座利用件数	0件/年	12件/年

▶▶ 関連計画

計画名	計画年度
第3期毛呂山町教育振興基本計画	令和3年度～令和7年度 ※令和8年度以降は第4期計画を策定予定

2-⑥ 文化資源の保存継承と活用

▶▶ 目指す方向性

毛呂山町の宝である文化資源により多くの住民が親しみを持ち、行政と住民の協働による文化財の保存と活用を進めます。

現 状

- ◆毛呂山町には東部地区、中央地区、西部地区にそれぞれ埼玉県内を代表する特徴的な文化資源があります。
- ◆現在は東部地区の史跡鎌倉街道上道の保存活用事業に取り組み、ボランティアによる史跡のガイドや文化財が残る景観保全事業を住民とともに進めています。

課 題

- ◆史跡鎌倉街道上道は保存されていますが、周辺における開発との調整が課題となっています。
- ◆史跡鎌倉街道上道のガイドボランティアの利用促進が求められています。
- ◆中央地域、西部地域の文化財を活用したボランティアとの協働事業が進んでいません。
- ◆少子高齢化に伴う民俗芸能をはじめとした無形民俗文化財の保存継承が課題となっています。
- ◆未来を担う子どもたちが郷土の歴史・文化に関心を抱き、郷土を愛する心を育んでいくことが求められます。

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
史跡鎌倉街道上道の保存活用	「史跡鎌倉街道上道保存活用計画」に則り、史跡の公有化、保存管理、整備活用を進めます。歴史民俗資料館と史跡鎌倉街道上道を中心に、歴史、自然、景観の調和のとれたエコミュージアム（※）（鎌倉街道と古墳の森エコミュージアム）を構想し、活用に取り組みます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 史跡鎌倉街道上道保存活用事業	
文化財保存活用事業の推進	文化財の保護に必要な調査を実施するとともに、無形民俗文化財保存への支援を継続的に実施します。埋蔵文化財発掘調査事業は、早期に学術調査報告書を刊行し、出土文化財の積極的な活用を進めます。また、地域住民の参画による文化財の継承を進めるため「文化財保存活用地域計画」を作成します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 文化財保存・管理・活用事業	

施策名	施策の内容
学校教育との連携による「ふるさと学」の推進	流鍋馬、毛呂氏をはじめとした郷土の人物、鎌倉街道上道などの文化資源を小中学校の郷土学習に活用し、郷土を愛する心を育成します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 「ふるさと学」推進事業	

(※) エコミュージアム

…エコロジー (Ecology・生態学) とミュージアム (Museum・博物館) を結び付けた造語で、従来の博物館のように建物内で完結せず、一定の地域に残る歴史、自然、文化的な遺産を展示物に位置づけ、野外博物館としてとらえる考え方で、1980年代にICOM (国際博物館会議) の元会長アンリ・リヴェールらによって広く知られるようになりました。

▶▶ 成果指標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
文化財保護ボランティアの活動満足度	80.0%	95.0%

▶▶ 関連計画

計画名	計画年度
第3期毛呂山町教育振興基本計画	令和3年度～令和7年度 ※令和8年度以降は第4期計画を策定予定



3-① 健康づくりと疾病予防

▶▶ 目指す方向性

- ▶▶ いつまでも健康で生き活きと幸せに暮らすために、生活習慣病や介護予防について一人ひとりが関心を持ち、健康を守る生活を送ることで健康寿命の延伸を図ります。
- ▶▶ 本町の強みである埼玉医科大学グループとの連携強化により、医療と福祉のまちづくりを推進します。

現 状

- ◆ 疾病の早期発見、早期治療及び予防につなげるため、各種健（検）診を実施し、健（検）診結果を踏まえた保健指導を実施しています。
- ◆ 特定健康診査については無料化や未受診者への受診勧奨通知、がん検診との同日実施を行っていますが、受診率が伸び悩んでいます。
また、各種がん検診は特定の年齢の一部無料化や、前回検診から間隔が空いた人への受診勧奨通知を行っています。
- ◆ 健康づくり推進の取組として、健幸ウォーキング事業や健康マイレージ事業を実施しており、幅広い年代の方に参加を促しています。

課 題

- ◆ 働き盛りの世代では、忙しさや時間の確保が難しいことにより、運動習慣のある人の割合や各種健（検）診の受診率が比較的低い傾向にあります。
- ◆ 特定健康診査においては、高血圧や糖尿病の検査結果について、生活習慣改善や医療機関受診が必要な人の割合が高くなっています。高血圧や糖尿病が悪化すると、将来的には脳卒中や心疾患、人工透析につながり、医療費も増大するため、中高年の予防対策が重要となります。
- ◆ 健（検）診の結果、血糖・血圧・脂質が基準値より大きく外れた人には、医療機関の受診勧奨や生活習慣改善を促す保健指導を強化し、重症化予防を目指す必要があります。

各種診査等の状況

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査	2,866	2,330	2,680	2,504	2,429
特定保健指導	177	143	122	154	172
後期高齢者健康診査	1,247	1,140	1,323	1,377	1,331
がん検診	5,518	5,164	5,774	5,661	6,097
健康相談(精神の相談含む)	708	804	829	799	635
健康教育	1,071	736	616	589	664

資料：保健センター

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
健康づくりの推進	運動や栄養面について、スマートフォンアプリの啓発やウォーキングの効果について周知し、健康づくりを推進するとともに、町イベントなどを活用した周知を行い、働く世代の健康への意識改革から行動変容を促します。 また、食を通じて健全な身体と豊かな心を育むため、食育推進や食生活改善につながる取組を進めます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 健幸ウォーキング事業 健康マイレージ事業 食育推進事業	
生活習慣病の発症予防と重症化予防	健（検）診受診率の向上を目指し、受診につながる啓発や体制づくりに努めます。 また、がんを含む生活習慣病の早期発見、早期治療につなげるとともに、保健指導により重症化予防の取組を進めます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 特定健診・特定保健指導・健康診査 各種検診・がん検診 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	
こころの健康支援	こころの健康づくりのため相談事業を行います。 また、「自殺対策いのちまもろー計画」に基づき、庁内関係各課と連携して包括的な支援を推進します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ こころの健康相談 自殺対策推進事業	
感染症の予防	予防接種法による定期接種等の実施及び感染症予防対策の啓発を行います。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 予防接種	
献血の推進	計画的な血液の確保のため、献血活動を推進します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 献血活動推進事業	
がん患者への支援	がん治療により外見の変化に悩みのある方を対象にした補整具購入費用の助成や、若年がん患者の在宅療養支援のための事業を行います。 また、白血病等の治療に係る骨髄移植の推進を図るため、骨髄などを移植したドナーに対し助成金を交付します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ がん患者ウィッグ・胸部補整具等購入費助成事業 若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業 骨髄移植ドナー助成金交付事業	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和５年度）	目標値（令和11年度）
特定健康診査受診率 ※同指標を３－２でも使用しています。	47.8%	60.0%
特定保健指導実施率	45.4%	60.0%

▶▶ 関連計画

計画名	計画年度
第３期毛呂山町国民健康保険保健事業実施計画	令和６年度～令和11年度
第４期毛呂山町特定健康診査等実施計画	令和６年度～令和11年度
第３次毛呂山町健康増進計画・食育推進計画	令和６年度～令和17年度
第５期毛呂山町障害者福祉計画	令和６年度～令和11年度
第９期毛呂山町高齢者総合計画	令和６年度～令和８年度
第２次毛呂山町自殺対策いのちまもろー計画	令和６年度～令和10年度

3-② 健康保険制度

▶▶ 目指す方向性

国民健康保険の被保険者が安心して医療サービスを受けることができるよう取り組みます。

現 状

- ◆診療報酬明細書（レセプト）の点検、被保険者の資格確認、医療費通知などにより、医療給付の適正化を図っています。
- ◆「第3期毛呂山町国民健康保険保健事業実施計画」をもとに、健康・医療情報を活用して効果的な保健事業を推進しています。

課 題

- ◆国民健康保険の被保険者一人あたりの医療費は、被保険者の高齢化や医療の高度化などの影響により年々増加し、国民健康保険の財政を圧迫しています。
- ◆保険制度を安定して運営していくためには、生活習慣病などの健康水準の向上に資する取組を進め、特定健康診査等の保健事業による病気の予防と早期発見に努めることにより、医療費の適正化を図っていくことが必要です。
- ◆国民健康保険は広域化により埼玉県と共同運営をしていますが、引き続き、埼玉県や埼玉県国民健康保険団体連合会と共に適正な運営に努める必要があります。

国民健康保険運営状況の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被保険者の状況（年間平均）					
世帯数（戸）	5,603	5,553	5,464	5,276	5,060
一般被保険者（人）	8,716	8,506	8,255	7,803	7,332
退職被保険者等（人）	6	0	0	0	0
療養（医療）の給付の費用額（千円）					
一般被保険者	3,610,816	3,531,485	3,603,824	3,414,106	3,348,566
退職被保険者等	3,524	△ 5	0	0	0
被保険者1人当たりの費用額（円）					
一般被保険者	414,274	415,176	436,563	437,538	456,706
退職被保険者等	587,387	0	0	0	0

資料：住民課

後期高齢者医療被保険者の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
65～74歳	77	78	72	67	51
75歳以上	5,369	5,479	5,691	6,059	6,365
合計	5,446	5,557	5,763	6,126	6,416

資料：高齢者支援課

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
医療給付の適正化	診療報酬明細書（レセプト）の点検や第三者行為求償事務（※1）により、適正な保険給付に努めます。また、医療費通知、ジェネリック医薬品利用促進、重複・多剤服薬、頻回受診対象者への通知や個別指導などの実施により、医療費の適正化を目指します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 医療費適正化事業（レセプト点検） 医療費通知	
保健事業の推進	埼玉県健康ウォーキング事業（コバトンALKOOマイレージ）への参加や特定健康診査受診勧奨、予防検診（人間ドック・脳ドック）受検者補助、生活習慣病重症化予防対策事業を実施し、被保険者の病気の早期発見や予防と健康増進を図ります。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 予防検診（人間ドック・脳ドック）受検者補助 生活習慣病重症化予防対策事業	
後期高齢者医療の運営	埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の理解や保険料の収入確保などに努めます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 埼玉県後期高齢者医療広域連合実施事業	

（※1）第三者行為求償事務

…交通事故など、第三者（加害者）の不法行為によって生じた保険給付について、保険者（市町等）が立て替えた医療費などを加害者に対して損害賠償請求すること。

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
特定健康診査受診率	47.8%	60.0%
ジェネリック医薬品数量シェア	84.1%	85.5%

▶▶ 関連計画

計画名	計画年度
第3期毛呂山町国民健康保険保健事業実施計画	令和6年度～令和11年度
第4期毛呂山町特定健康診査等実施計画	令和6年度～令和11年度



第4章

福祉

4-① 地域福祉の推進

▶▶ 目指す方向性

住民相互に支え合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指します。

現 状

- ◆町では「人とひとがともに支え合い、安心して暮らせる地域づくり」を基本理念とした「第5期毛呂山町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を目指しています。
- ◆行政に寄せられる福祉的な相談件数は増加の一途を辿り、その内容も多様化・複雑化しています。

課 題

- ◆高齢化や地域コミュニティの希薄化により、地域福祉活動の重要な担い手である民生委員・児童委員などの負担の増加や担い手不足が課題です。
- ◆従来からの福祉課題に加えて、生活困窮・若年性を含む認知症・ひきこもり・DV・ケアラーなどの課題が重複し、複雑化した世帯に対する支援には、行政及びフォーマルな制度のみでは対応できないことも多くなっています。
- ◆複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、地域や関係機関と連携して「誰一人取り残さない」セーフティネットの強化を図る必要があります。

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
住民が支え合い活躍できる地域づくり	民生委員・児童委員などへの「支援の強化」と「活動の活発化」を図り、行政との連携を強化することにより、課題が複雑化する前に「気づき」、適切に「つながり」、ゆるやかに「見守る」ことのできる体制づくりに努めます。 また、公的な福祉サービスでは対応できないことや、いわゆる「制度のはざま」にいる要支援者に対する支援など、行政だけでは対応しきれない地域課題に対して、社会福祉協議会と連携してボランティアなどインフォーマルな社会資源の開発・育成を含めた、地域住民が活躍できる環境づくりを進めます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 民生委員・児童委員協議会の支援	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
民生委員・児童委員の定員充足率	94.9%	100%

▶▶ 関連計画

計画名	計画期間
第5期毛呂山町地域福祉計画	令和5年度～令和9年度

4-② 高齢者への支援

▶▶ 目指す方向性

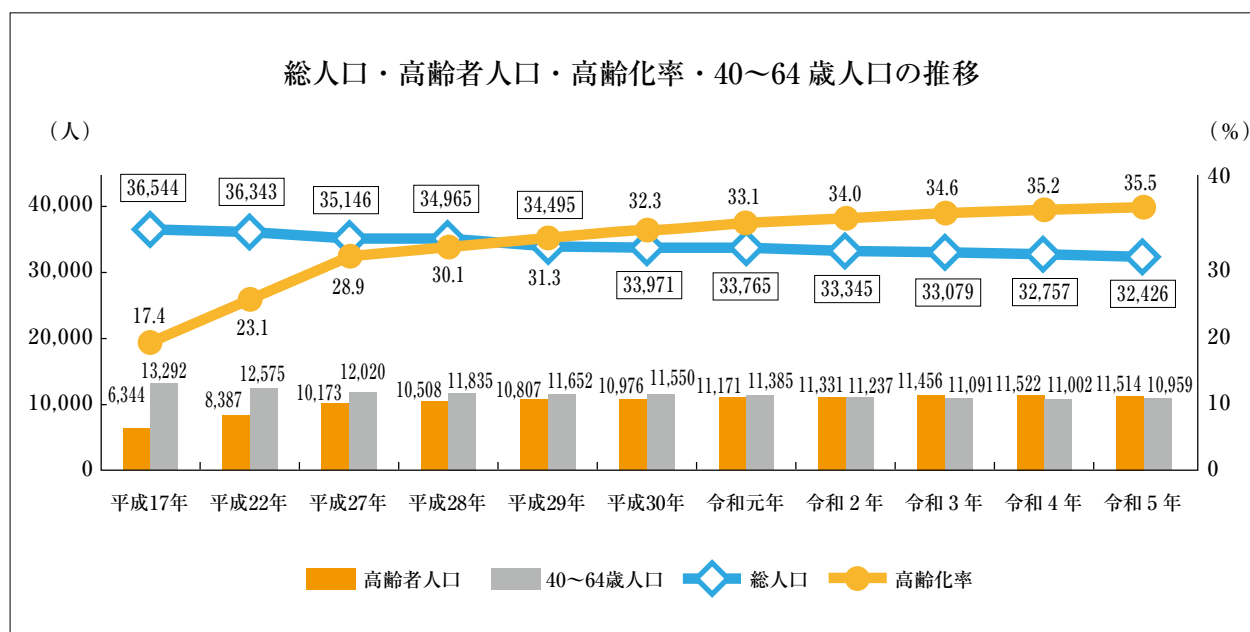
- ▶▶ 従来の制度、分野の枠、「支えられる側」と「支える側」という関係性を超えて、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共につくり高め合う「地域共生社会」の実現を目指します。
- ▶▶ 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を送れるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

現 状

- ◆ 介護予防を目的として平成26年度よりスタートした「ゆずっこ元気体操」は、令和6年4月1日現在、41地区44か所で実施されており、健康維持だけではなく参加者同士のリレーションシップ（※）の維持にも効果を発揮しています。
 - ◆ 高齢化の進行により、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。本町における令和6年4月1日現在の高齢化率は35.8%、ひとり暮らしの高齢者世帯は2,272世帯（19.0%）、高齢者夫婦のみの世帯は3,086世帯（14.0%）となっています（令和6年4月1日時点の町内世帯数は16,278世帯）。
- （※）リレーションシップ…関係性、結び付き、人間関係 など

課 題

- ◆ 「ゆずっこ元気体操」については、体操をサポートするリーダー（ゆずフィット）の後継者不足が懸念されており、計画的な育成が必要です。
- ◆ 高齢者の孤立を防ぐため、人と人とのつながりを生み出す地域住民などを中心とした支え合いによる地域づくりが必要です。
- ◆ 認知症高齢者の増加に伴い、認知症の人やその家族が安心して日常生活が送れるよう、情報発信や相談体制の充実、権利擁護の推進を図っていく必要があります。



資料：高齢者支援課（第9期毛呂山町高齢者総合計画）

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
生きがいづくりと社会参加の促進	年齢や心身の状況などによって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて生きがいや役割を持って生活できる地域づくりを推進します。 また、要支援、要介護になる前からの介護予防を目的とした通いの場である「ゆずっこ元気体操」について、内容の充実を図りながら今後も推進していきます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 連合寿会・単位老人クラブの支援 シルバー人材センターの支援	
安心して暮らせるまちづくりの推進	ひとり暮らしの高齢者が増加していることから、生活を支援するサービスの充実や支え合いによる地域づくりを推進し、住み慣れた地域で安心して暮らしていくための支援体制の充実を図ります。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 緊急通報システム事業 生活支援体制整備事業	
地域包括ケアシステムの深化・推進	地域包括支援センターを中心に、相談支援体制の充実と権利擁護を推進し、高齢者本人に対する支援のみでなく、家族介護者にも目を向けた支援体制を構築します。 また、認知症に対する理解を深めるための啓発事業を継続し、認知症の人とその家族が地域の中で安心して暮らせる地域づくりを推進します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ オレンジカフェ（認知症カフェ）の運営 認知症初期集中支援チームの配置 認知症検診事業 介護予防・生活支援サービス事業 一般介護予防事業	
介護保険事業の安定した運営	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことを公的に支える仕組みである介護保険事業の運営の安定化を図り、健全な制度運営を行います。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 介護保険事業 介護保険運営審議会の運営 市町村特別給付	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
ゆずフィットの養成数	15人/年	35人/年
ゆずっこ元気体操の参加者数	801人/年	1,000人/年

▶▶ 関連計画

計画名	計画期間
第9期毛呂山町高齢者総合計画	令和6年度～令和8年度

4-③ 障害者（児）への支援

▶▶ 目指す方向性

- ▶▶ 相談が多様化・複雑化する中、一人ひとりに対してきめ細やかな支援を行うために相談支援体制の充実が図られ、適切な障害福祉サービスが提供されて安心して暮らしていける地域づくりを目指します。
- ▶▶ 障害者の自立を支援するため、就労や社会参加の促進を目指します。
- ▶▶ 障害特性に応じた多様な媒体や機会を提供し、情報提供やコミュニケーション支援体制の充実を目指します。

現 状

- ◆適切な障害福祉サービスを提供するため、計画相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成が望まれています。
- ◆計画相談支援事業者によるサービス等利用計画作成率は障害者87.4%、障害児67.0%となっています。
- ◆近隣自治体と共同で障害者就労支援センターを設置し、就労に関する相談や助言、職場への定着支援や雇用する事業所の開拓を行っています。

課 題

- ◆障害福祉サービス利用者は増加が続いていますが、計画相談支援事業者が増加していません。
- ◆相談支援専門員が受け持つ個々の案件が長期的であり、新規ケースを受け持つことができるタイミングが少ないことも課題です。特に、障害児のサービス受給が増加を続ける中、障害児を受け持つことができる計画相談支援事業者に限りがあることが課題となっています。
- ◆障害福祉サービスの利用を続ける中で、ステップアップの機会が少ないため、相談支援専門員が持つケースが長期にわたることが多くなっています。

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
相談支援体制の充実	多様化・複雑化する相談ニーズに対応し、自らが望む日常生活や社会生活を営むことができるよう相談支援体制の充実に努めます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 障害者相談支援センター事業	
障害者の就労支援の充実	障害者の雇用確保と就労環境の整備について啓発に努めるとともに、訓練や生産活動、地域交流の機会を通じて就労や社会参加の促進を図ります。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 障害者就労支援センター事業	
障害者の福祉医療施策	障害者の福祉医療に対する経済的負担の軽減を図ります。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 重度心身障害者医療費支給事業 自立支援医療（更生医療・育成医療）給付事業	

施策名	施策の内容
情報提供・コミュニケーション支援体制の充実	障害特性に応じて多様な媒体により情報提供を行うよう努めます。 また、手話奉仕員の確保や養成、手話の普及啓発に努めます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 手話講習会及び意思疎通支援事業	
広報・啓発の充実	障害についての正しい知識の普及や障害のある人の立場の理解、障害を理由とする差別の解消、障害者虐待や成年後見制度についての啓発広報活動の充実を図ります。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 権利擁護支援センター事業	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
計画相談支援事業者による障害児のサービス等利用計画作成率	67.0%	85.0%

▶▶ 関連計画

計画名	計画期間
第5期毛呂山町障害者福祉計画	令和6年度～令和11年度



5-① 都市計画・企業誘致の推進

▶▶ 目指す方向性

- ▶▶ 土地利用構想に基づき、自然、環境、景観などの地域特性を活かし、社会経済情勢の変化に対応した調和のある土地利用を図ります。
- ▶▶ 中心市街地エリア及び市街化調整区域の秩序ある土地利用を促進し、利便性の高い活力あるまちづくりを推進します。

現 状

- ◆「毛呂山町都市計画マスタープラン」及び「毛呂山町立地適正化計画」に基づき、調和のとれた土地利用の推進を図っています。
- ◆建築物の不燃化促進により中心市街地の価値向上を推進しています。
- ◆川角駅周辺地区整備事業については、地区整備構想に基づき事業を推進しています。
- ◆これまでに町が指定した企業誘致指定エリアについては進出企業が決定し、順次操業が開始されています。

課 題

- ◆立地適正化計画は、空き家率の減少、公示地価の上昇、人口密度の維持について、都市計画マスタープランは今後の土地利用の適正化をそれぞれ課題としています。
- ◆密集市街地の防災性向上が課題です。
- ◆川角駅周辺地区整備事業においては、学園口が新設された駅南側について早期の道路整備が必要とされています。
- ◆企業誘致については、正規雇用を含めた雇用の創出が拡大されるよう、進出企業への働きかけが必要です。また、町内事業所との共存が求められます。

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
中心市街地エリアの整備	中心市街地不燃化促進事業による老朽建築物の除却や建て替えを推進します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 中心市街地不燃化促進事業	
東部エリアの整備	川角駅周辺地区の整備を推進します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 川角駅周辺地区整備事業	
活性化エリアの整備	地域の実情に応じた土地利用の規制・誘導を図ります。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 産業系土地利用区域（※1）の新規指定	
企業誘致の推進	毛呂山町企業誘致促進条例に基づき、町内進出企業に対し、町内在住者の雇用や従業員の転入に係る支援を行います。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 企業誘致推進事業	

施策名	施策の内容
良好な景観の形成	景観地区の指定など、景観やまちづくり推進に関する施策の調査検討を行うとともに、屋外広告物の許可・指導事務、違反簡易広告物の除去を行います。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 景観制度の周知 屋外広告物対策	
都市集約型の誘導	毛呂山町立地適正化計画に基づき、中心市街地活性化事業を進めるとともに、毛呂山町都市計画マスタープランに基づき、定住促進や地域活性化に向けた土地利用の適正化検討を行うなど、コンパクト・プラス・ネットワーク（※2）を推進しエリアの価値向上を目指します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 毛呂山町都市計画マスタープラン・毛呂山町立地適正化計画の推進	

（※1）産業系土地利用区域

…市街化を抑制すべき区域内においても、地区計画などの手法を用いて開発が行えるように指定した区域。

（※2）コンパクト・プラス・ネットワーク

…人口減少・高齢化が進む中でも、地域公共交通と連携しながら医療・福祉・商業などの生活機能を地域拠点に確保することで、地域の活力を維持することを目的としたまちづくりの方向性。

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
産業系土地利用区域の面積	18.2ha	35.0ha
企業誘致促進条例に基づく 町内在住者雇用奨励金交付件数	0件	6件

▶▶ 関連計画

計画名	計画期間
毛呂山町立地適正化計画	平成27年度～令和17年度
毛呂山町都市計画マスタープラン	平成29年度～令和18年度
毛呂山町住宅市街地整備計画	平成30年度～令和9年度

5-② 居住環境や公共交通の充実

▶▶ 目指す方向性

- ▶▶ 適切な道路整備により生活道路の安全な利用や、町内や近隣市町への移動の円滑化を図ります。
- ▶▶ 公共交通網の充実により、だれもが公共交通を気軽に利用できる、出歩きやすいまちづくりを推進します。
- ▶▶ 町営住宅の計画的な改修により、安全な居住環境を確保します。

現 状

- ◆道路整備計画に基づいた道路改良整備や、協働による美化活動を実施しています。また、毛呂山町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の計画的な補修を行っています。
- ◆安全・安心なまちづくりのため、既存建築物の耐震化を促進しています。
- ◆住民の移動手段確保のため、町では毛呂山町コミュニティバス（もろバス）を運行しています。また、民間事業者により鉄道をはじめとした各種公共交通が運行されています。
- ◆町営住宅は老朽化が進んでおり、空室も多い状況です。

課 題

- ◆道路修繕は計画的に実施する必要がありますが、突発的な修繕箇所の発生などにより、計画通りに整備が進まないことが課題です。
- ◆既存建築物の耐震化については、耐震改修工事などに対する支援を行っていますが、耐震化がなかなか進まない状況です。

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
道路の整備・管理	広域的な幹線道路の整備を促進するとともに、道路整備計画に基づいて路線整備を進めます。また、県施行の都市計画道路については、交通需要データ等の情報収集を行い、引き続き要望活動の展開に備えます。老朽化した都市基盤の計画的な維持修繕を図るとともに、町内団地など生活道路の側溝整備などの事業においては、他事業との調整によるコスト削減を図ります。 また、美化サポート事業の参加者拡大に努め、住民との協働により道路の美化活動を進めます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 道路照明施設等整備事業	
建築物の耐震化	既存建築物の耐震化に関する制度等を広く住民に周知し、耐震化を促進します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 既存建築物耐震診断・耐震改修補助事業	

施策名	施策の内容
町が運行する公共交通の利便性向上	町が運行するコミュニティバスの利便性向上を図ります。運行ルートなどの周知、バス待ち環境の向上などコミュニティバスを快適に利用できる取組を進めます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 毛呂山町コミュニティバス運行事業	
公共交通網の充実による住民移動手段の確保	鉄道沿線自治体との連携により、鉄道事業者への要望活動を実施します。 また、毛呂山町地域公共交通計画に基づき、交通事業者や各種団体との連携による多様な移動手段の確保・維持を目指します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 毛呂山町地域公共交通活性化協議会	
町営住宅の適正な管理運営	予防保全措置を計画的に進めるために、町営住宅長寿命化計画を更新します。 また、子育て世代が町営住宅を利用しやすくなるよう、入居要件の見直しを行うとともに、子育て世帯のニーズに合わせた住宅改修を検討します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 町営住宅改修事業 子育て世帯住宅支援事業（1－③にも同事業を掲載）	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
町内団地側溝整備率	79.0%	82.0%
コミュニティバス利用者数	82人/日	100人/日
町営住宅入居率	55.1%	78.3%

▶▶ 関連計画

計画名	計画年度
道路整備計画	平成27年度～
毛呂山町橋梁長寿命化修繕計画	平成27年度～
毛呂山町地域公共交通計画	令和6年度～令和10年度
第2期町営住宅長寿命化計画	令和7年度～令和16年度

5-③ 交通安全の推進

▶▶ 目指す方向性

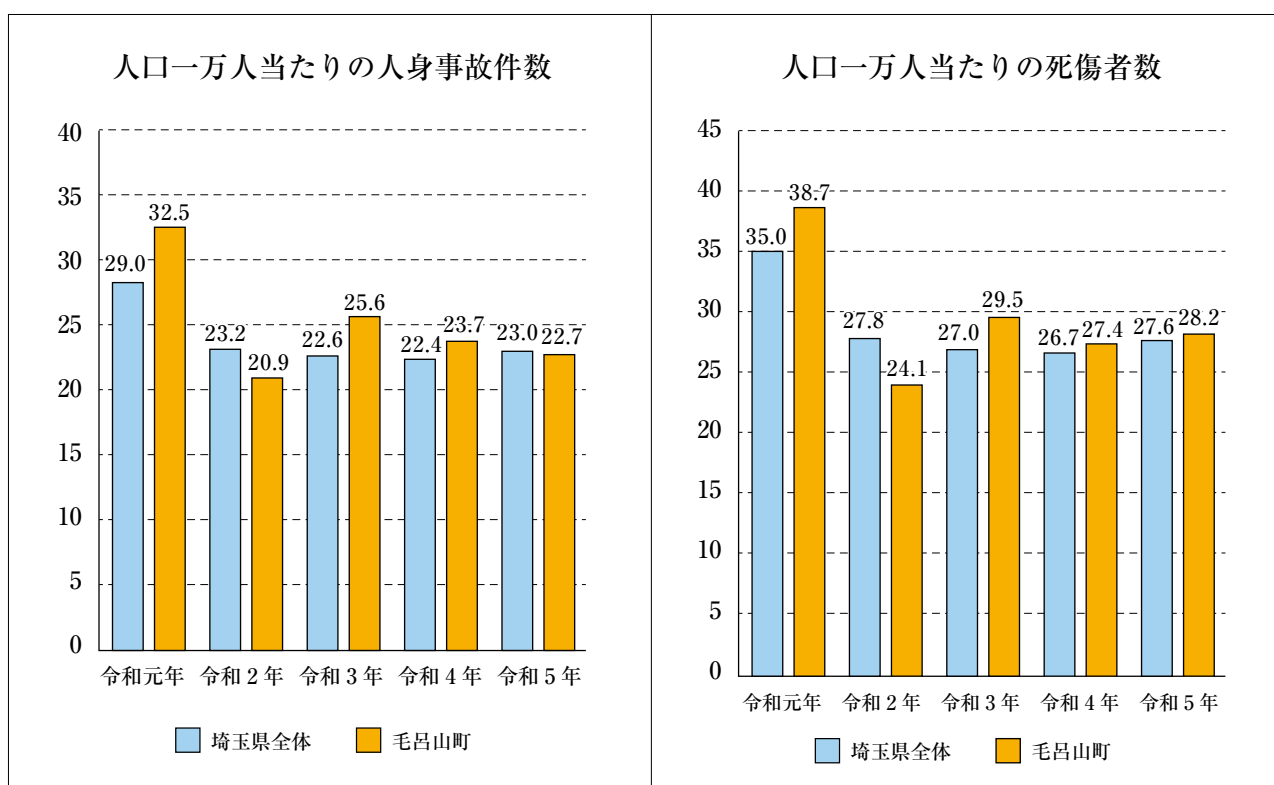
交通安全施設を整備するとともに、住民の交通安全意識を高め、交通事故の発生を抑制します。

現 状

- ◆交通量の増加や道路状況が変化する中、安全で円滑な交通環境を整備することが求められています。
- ◆道路反射鏡や道路標示などの交通安全施設の整備や、児童生徒の登下校時の交通指導員の配置などの交通安全対策を実施しています。
- ◆交通安全関係団体との連携により、啓発活動などを進めています。

課 題

- ◆交通事故をなくすためには、継続した交通安全啓発活動を行う必要があります。
- ◆道路反射鏡や道路標示などの交通安全施設については、直接事故のリスク軽減につながることから、適切な維持管理とともに計画的な整備を行う必要があります。



資料：埼玉県警察

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
交通安全施設の整備	交通事故のない安全な地域社会の実現を目指し、道路反射鏡や道路標示など、交通安全施設の整備や維持管理を行います。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 交通安全施設整備事業	
通学路安全対策の推進	「埼玉県通学路整備計画」に基づき、通学路に防護柵やグリーンベルトの整備を行うなど通学路の安全対策を計画的に実施します。 また、児童生徒の登下校時の立哨指導の実施など、子どもたちの安全確保策を推進します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 交通安全支援事業	
交通安全推進体制・交通安全意識の向上	交通安全関係団体との連携や歩行者・自転車利用者の安全確保策などの実施により、安全な生活環境を目指します。 また、交通安全教育の実施や交通安全関係団体による交通安全活動により、住民の交通安全意識向上に努めます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 交通安全関係団体の支援 自転車ヘルメット購入費補助事業 自転車通学用等ヘルメット補助事業	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
人身事故発生件数	74件/年（※）	69件/年
人身事故による死傷者数	92件/年（※）	87件/年

（※）令和5年1月～12月の合計数です。

5-④ 憩いの場の充実

▶▶ 目指す方向性

- ▶▶ 住民ニーズをとらえた計画的な公園整備や緑地の保全により、地域住民の憩いや交流の場を創出します。
- ▶▶ 都市公園をはじめとした公園遊具の充実により、子どもたちに安全な遊び場を提供します。

現 状

- ◆ 町には毛呂山総合公園をはじめ、防災機能を備えた都市公園や地域の公園など様々な公園があります。
- ◆ 都市公園をはじめとして、子ども向けの遊具が老朽化している公園が多くなっています。
- ◆ 町では令和4年度に毛呂山総合公園の遊具整備を行いました。また、令和5年度から都市公園の遊具整備を計画的に実施しています。
- ◆ 健康づくりのまち推進の観点から、公園遊具の整備と併せて健康遊具やベンチの設置を進めています。

課 題

- ◆ 健康遊具やベンチなどの設置により、多世代が集う公園づくりが必要です。
- ◆ 住民意向調査では「公園・緑地の整備及び管理」について更なる取組が求められています。
- ◆ 子どもの遊び場に対するニーズが高くなっており、公園遊具整備などにより子どもたちの安全な遊び場を確保する必要があります。

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
計画的な公園整備と緑地の保全	老朽化した公園遊具の計画的な更新や健康遊具などの設置により、多世代が集う公園づくりを実現します。遊具更新にあたっては、子育て世代のニーズを考慮し、町の魅力向上を図ります。 また、緑地の保全により暮らしの中に緑があることによる生活の豊かさを創出するとともに、二酸化炭素排出量の削減に寄与します。
この施策の主な事務事業 ▶▶▶ 都市公園遊具等整備事業	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
遊具等整備箇所数	2公園	7公園



第6章

生活環境整備



6-① ゼロカーボンの推進

▶▶ 目指す方向性

深刻化する自然災害、熱中症や感染症による健康被害などから住民の命と安全・安心な生活を守る「持続可能でレジリエント（※1）なまち」の実現を目指します。

現 状

- ◆町では、温室効果ガスの排出量削減などを推進するために、令和6年3月に「毛呂山町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しています。
- ◆町の太陽光発電設備導入容量は8,902kW（令和4年度時点）です。
また、太陽光発電設備導入割合は7.4%となっていますが、日本国内の導入割合である10.6%を下回っている状況です（数字はいずれも令和4年度時点）。
- ◆ゼロカーボンに向けた取組については、住民一人ひとりが気候変動の問題などについて正しい知識を得て、行動につなげていくことが必要です。

課 題

- ◆町が実施した地球温暖化対策についてのアンケートによると、太陽光発電設備等の地球温暖化対策設備機器を導入しない理由として、約半数が初期コストの高さを挙げており、町による支援制度などが求められます。
- ◆太陽光発電設備の導入メリットだけでなく、廃棄問題などのデメリットについても正しい情報発信を行うことが必要です。
- ◆ゼロカーボン推進のために住民一人ひとりが正しい知識を得ることが必要ですが、環境問題などを学ぶことができる機会がまだまだ少ない状況です。
- ◆町の温室効果ガス排出量削減に向け、公共施設照明設備のLED化や公用車の次世代自動車（※2）化などの取組を進める必要があります。

（※1）レジリエント

…英語で回復力、立ち直る力、強靭さといった意味の言葉で、自然災害や人口減少などの様々な危機に対してしなやかに対応し、将来にわたり町の活力を維持することを目指すもの。再生可能エネルギーの導入や蓄電池の活用など、災害時でもエネルギーが途絶えない仕組みの構築を推進します。

（※2）次世代自動車

…電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車などのこと。
災害発生時における電源として活用ができる電気自動車への転換を推進します。

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
再生可能エネルギーの利用拡大	再生可能エネルギー設備などの普及により、温室効果ガスの排出抑制を図るため、太陽光発電などの地球温暖化対策設備機器の導入に対する支援を行います。また、設備の導入に関するメリット・デメリットを含め、太陽光発電設備に関する正しい理解のため、町ホームページなどで周知を行います。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 家庭用再生可能エネルギー設備等設置補助事業	
町の温室効果ガス排出量削減	温室効果ガス排出量削減のため、ごみの減量化をはじめ、エコドライブや4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）などの取組を推進するとともに、環境学習講座や子どもたちへの環境教育の実施などにより、住民が気候変動の問題について正しい知識を得て、環境に優しい生活を実践できるよう周知を進めます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ ごみの減量化・資源化事業	
公共施設等における脱炭素化の推進	公共施設における再生可能エネルギー事業をはじめとする事業実施により、町の脱炭素化に向けた取組を推進します。 また、公共施設照明設備のLED化や、役場庁舎等で使用する公用車を次世代自動車に更新するなど、温室効果ガスの削減につながる取組を進めます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 公共施設照明LED化事業 公用電気自動車整備事業	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
家庭系燃やせるごみの排出量	6,077 t	5,774 t
公用車における電気自動車の割合	1.4%	15.9%

▶▶ 関連計画

計画名	計画期間
毛呂山町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	令和6年度～令和14年度

6-② 生活環境の保全・整備

▶▶ 目指す方向性

- ▶▶ 住民との連携による環境保全の取組により、豊かな自然環境や良好な生活環境が保たれたまちづくりを進めます。
- ▶▶ 町内の老朽空き家の解消による生活環境の保全を図り、安全で安心なまちづくりを進めます。
- ▶▶ 都市下水路内の安全管理、清掃など適切な維持管理を行い、雨水の排除や水質浄化など都市環境の向上を図ります。
- ▶▶ 計画的な水道施設整備により、安全な水を安定的に供給します。
- ▶▶ 下水道など生活基盤の整備により、衛生的で快適な生活を支えます。

現 状

- ◆ 町では豊かな自然環境や良好な生活環境を守るために、住民との協働による環境美化活動などを実施しています。
- ◆ 町が実施した空き家等実態調査（※）では、令和2年時点で623軒であった空き家等の件数は、令和3年時点では527軒となっており、減少傾向が見られます。一方で、空き家等に関する町への相談は増加傾向にあります。
- ◆ 都市下水路内の清掃活動については、地域住民の協力を得ながら定期的に行っています。
- ◆ 水道施設の老朽化に伴う更新工事や、配水池から各家庭に至る配水管（地域防災計画で定めている避難所など重要給水施設を含む）の耐震化を推進しています。

（※）町が実施する空き家等実態調査と住宅・土地統計調査の空き家数について

町が実施する空き家等実態調査は空き家等の現状把握を目的に、空き家の可能性がある建築物全てを対象とする全数調査ですが、住宅・土地統計調査は統計法に基づき国が5年ごとに実施する抽出調査です。

また、空き家等実態調査における空き家の定義は「概ね1年以上居住または使用の実態がない」建築物としています。住宅・土地統計調査では調査時点で「人が住んでいない」「3か月にわたって住む予定の人もいない」住宅としています。

このように、2つの調査における空き家の定義は異なります。こうしたことから、空き家等実態調査と住宅・土地統計調査の空き家数や空き家率は乖離することになります。

課 題

- ◆ 各地区で定期的な清掃活動が実施されていますが、町内ではごみなどのポイ捨てが見られることから環境美化意識の高揚を図る必要があります。
- ◆ 空き家等の老朽化が進み、管理不全となっている空き家の軒数が多くなっています。
- ◆ 空き家所有者へのアンケート調査結果によると、管理不全となっている空き家所有者のうち約半数の人が遠方に住んでいるため、維持管理や管理費用に課題があると回答しており、維持管理等についてどのような対応ができるか検討が必要です。
- ◆ 高齢化の進行などにより、地域住民による清掃活動が減少しており、担い手不足などの課題があります。
- ◆ 水道事業については、今後、給水人口及び使用水量の減少に伴う給水収益の減少が続くことにより、更新工事や耐震化の推進に影響が出る恐れがあります。

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
環境保全の推進・公害防止	環境美化意識の高揚や環境美化活動の推進により、総合的な環境保全を図り、快適な生活環境を維持します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 環境美化活動事業 不法投棄防止パトロール	
老朽空き家の解消	生活環境の保全のため「空家等対策計画」に基づき、老朽化した空き家の除却など総合的な取組を進めます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 空き家等解体補助事業	
新たな空き家の発生抑止	埼玉県が実施する空き家予防支援事業などの活用により、新たな空き家の発生を抑止します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 空き家等予防支援事業	
水路等の整備・管理	定期的な維持管理の実施に加え、地域住民が積極的に清掃活動に参加する仕組みづくりを進めます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 都市下水路・調整池管理事業	
上水道施設の基盤強化	計画的な上水道施設の改修や石綿セメント管などの老朽管の更新により、安心して安全な水の安定供給を行います。 また、「水道事業経営戦略」に基づき、適切な事業運営を行います。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 水道施設改修事業 老朽管更新事業 重要給水施設配水管整備事業	
農業集落排水施設の管理	農村地域における生活環境整備と水質保全を図るため、供用開始区域内の水洗化を促進します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 農業集落排水施設管理事業	
暮らしを支える生活基盤の整備	浄化槽の普及促進や下水道の整備により、河川の水質保全や公衆衛生の向上を図ります。 また、ごみやし尿の適切な処理など、衛生的で快適に暮らせる町をつくります。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 浄化槽施設設置補助事業 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合実施事業 埼玉西部環境保全組合実施事業 坂戸地区衛生組合実施事業	
斎場施設の整備	斎場施設の適切な維持管理に努めるとともに、火葬炉の計画的な修繕を行います。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 広域静苑組合実施事業	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
町内空き家数	527軒	500軒
管路に占める石綿セメント管の割合	8.3%	4.0%

▶▶ 関連計画

計画名	計画年度
第2次毛呂山町空家等対策計画	令和5年度～令和9年度
毛呂山町水道ビジョン	平成27年度～令和10年度
毛呂山町水道事業経営戦略	令和6年度～令和15年度
毛呂山町生活排水処理基本計画	平成29年度～令和7年度 ※令和8年度以降は次期計画を策定予定



第7章

産業振興



7-① 地域産業の発展

▶▶ 目指す方向性

- ▶▶ 町内産業の活性化により、町の住みやすさや賑わいの創出を図ります。
- ▶▶ ふるさと納税制度の活用により、町の魅力や特産品を全国にアピールし、観光や地域産業の振興を図るとともに、寄附金を財源とした町の課題解決につながるビジネス創出などの地域振興施策を推進します。

現 状

- ◆ 町内には複数のスーパーマーケットなどが立地しています。
- ◆ 商店街などの賑わい創出や活性化を目指し、町内の空き店舗の活用により新たな事業を開始する場合の支援を行っています。
- ◆ 毛呂山町創業支援計画に基づき、毛呂山町商工会と連携して新規開業を希望する方や開業して間もない方を対象とした創業塾を実施しています。
- ◆ 令和2年に創設した株式会社もろやま創成舎を通じ、ふるさと納税返礼品の開発を進めるとともに、サイトを通じた地域の魅力や特産品のPRなどにより、寄附金額の増加に努めています。
- ◆ ふるさと納税寄附金を財源としたビジネスコンテスト（※）を開催し、新たなビジネスの創出を推進しています。

（※）ビジネスコンテスト

…地域課題をビジネスによって解決するためのアイデアを持つ事業者を広く募集し、若者が「使いたい」、「働きたい」と思えるビジネスを毛呂山町につくることを目的として、株式会社もろやま創成舎が開催するコンテスト

課 題

- ◆ 個人事業主の高齢化により事業の継続が難しくなっており、町内商店街を中心に空き店舗の増加が見られます。
- ◆ 住民意向調査によると「商店街を中心とした町内産業の活性化」が求められています。
- ◆ 若年層を中心とした意見聴取では、遊びや娯楽の場が不足しているなどの意見が寄せられ、町内産業の活性化に向けて検討すべき課題が多くあります。
- ◆ 創業塾を受講しても創業に至らないケースが多く見受けられます。創業塾受講生の創業意識を向上させる方策を検討する必要があります。
- ◆ 過去数年間ふるさと納税額は増加傾向でしたが、近年では伸び悩みが見られます。新規寄附者が増えないことやリピーターが定着しないことが要因と考えられます。PRや魅力的な返礼品の充実が求められます。

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
商工業の振興	商店街や町商工会が行う環境整備やイベントの開催などを支援します。 また、町内空き店舗の利活用や町商工会との連携により創業を支援し、商店街の活性化を図ります。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 商工会の支援	
経営体質の強化	経営の安定化を図るため、融資制度などの活用を促進します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 中小企業融資対策事業	
起業・創業の支援（若者の就労促進）	町内で起業、創業を志す方を対象に、商工会による創業塾の開催や商工会との連携による相談窓口の開設、情報提供を行います。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 創業支援対策事業	
ふるさと納税の推進	町内事業者の協力を得て、魅力ある返礼品の開発、SNSやイベントを活用した情報発信を行います。
この施策の主な事務事業 ▶▶ ふるさと納税推進事業	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
毛呂山町商工会の会員数	591事業者	591事業者
ふるさと納税寄附金額	36,320千円/年	50,000千円/年

7-② 観光施策の推進

▶▶ 目指す方向性

- ▶▶ 町内の観光施設の魅力を高めるとともに、町の名所や見どころについて効果的な周知を行うことで、来訪者の増加を図ります。
- ▶▶ 観光施設の魅力向上により、毛呂山町を訪れた人が町の観光地を巡り、1日楽しむことができる町を目指します。

現 状

- ◆ 町内には鎌北湖や箕和田湖などの自然資源、流鏑馬や史跡鎌倉街道上道などの歴史文化資源、ゆずの里オートキャンプ場などの観光資源があります。
- ◆ 日本最古のゆずである「桂木ゆず」は町の特産品であり、販路が拡大しています。
- ◆ 特産品や加工品開発を支援しています。
- ◆ 町を訪れる入込観光客数は、感染症拡大以前の水準までの回復には至っていない状況です。

課 題

- ◆ 町内には多くの観光資源がありますが、来訪者の町内滞在時間が短く、賑わいの創出や経済活動への影響といった点で課題があります。
- ◆ 住民意向調査では「観光PR及び観光施設の整備」について更なる取組が求められています。
- ◆ 「桂木ゆず」は長い歴史があり、近年では販路も拡大していますが、後継者育成に課題があります。
- ◆ 特産品や加工品開発の支援を行っていますが、開発された特産品や加工品の販路開拓や拡大については、更なる取組が必要です。
- ◆ 入込観光客数はピーク時と比較して減少しており、観光資源の効果的な周知や観光地整備など多くの人に町を訪れたいと思ってもらうための取組が必要です。

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
観光PRの推進	町ホームページ、パンフレットの作成、各種媒体への積極的なPR活動を推進します。 また、川越都市圏まちづくり協議会をはじめとする他自治体との連携により広域的な周知を行い、町の知名度を高め、関係人口の創出につなげます。
この施策の主な事務事業	▶▶ 観光情報の発信 毛呂山町観光協会の支援
観光施設やルートの整備	観光施設や観光ルートの整備により、町内観光資源の魅力向上を図り、来訪者の増加を目指します。
この施策の主な事務事業	▶▶ 観光拠点整備事業

施策名	施策の内容
特産品開発や地場産業の育成支援	新たな特産品や加工品の開発を支援します。 また、町特産品のP Rや販路拡大に向けた取組により、地場産業の育成や地域経済の活性化を図るとともに、観光資源として有効活用を図ります。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 桂木ゆずの支援	
協働による観光の推進	町内の各種団体やボランティアとの協働により、各種観光事業を実施します。 また、多くの方に関わりを持ってもらう過程の中で町の歴史や文化などに対する理解を深め、郷土愛の醸成に寄与します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 観光地美化清掃活動の支援	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
入込観光客数	48.3万人/年	55万人/年

7-③ 農林業の振興

▶▶ 目指す方向性

- ▶▶ 新たな農業の担い手や認定農業者により農地の集積化を進め、遊休農地の活用や農業の活性化を図ります。
- ▶▶ 森林の適正管理により、水源涵養機能や地球温暖化防止など多面的な機能の向上を図ります。

現 状

- ◆ 農業の担い手の高齢化などにより農家数が減少し、遊休農地が増加しています。
- ◆ 町内山林については、間伐などの手入れがされず、多面的機能が低下する森林が増加しています。

課 題

- ◆ 農業の持つ多面的な機能が発揮できるよう、優良農地の保全と有効活用を図る必要があります。
- ◆ 農地の集積化を進める必要があります。
- ◆ 地域の農業について担い手の確保や育成に課題があります。
- ◆ 森林資源の保全のために、造林や除間伐を推進するとともに、林道の適切な維持管理を行う必要があります。

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
優良農地の保全	食糧の安定供給や洪水の抑制など農業の持つ多面的な機能が発揮できるよう、優良農地の保全と有効活用を推進します。 また、農作物の鳥獣被害対策を推進します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 中山間地域等直接支払制度 多面的機能支払制度	
農業生産基盤の整備及び維持管理	かんがい用排水路や農業用ため池など、農業生産基盤の整備や維持管理に努めます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ かんがい排水事業	
遊休農地の集積化	農地バンクを活用して、耕作されていない農地（遊休農地等）をまとめて有効活用できるよう支援します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 農地中間管理事業 地域計画の策定	
農業の担い手の育成と確保	地域農業者の担い手として町が認めた認定新規就農者や認定農業者を育成し、農業の担い手を確保します。 また、ＩＣＴなど新技術の活用を促し、省力化・効率化を図ります。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 新規就農支援事業 明日の農業担い手育成塾	

施策名	施策の内容
森林の保全	森林資源を維持・保護し、水資源を保全するため、森林環境譲与税を活用し、造林、徐間伐、林道の維持管理を行います。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 林道維持管理事業 森林整備事業	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
遊休農地集積面積	15ha	25ha
森林整備面積	0ha	5ha



第8章

地域振興



8-① コミュニティの活性化

▶▶ 目指す方向性

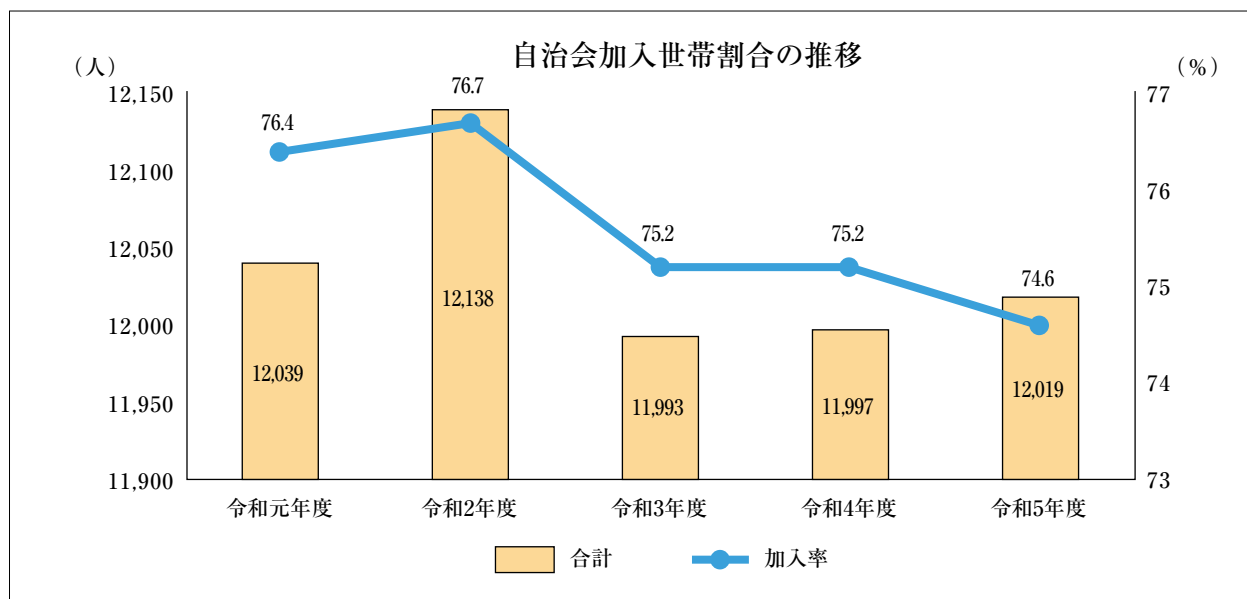
- ▶▶ 地域の特徴を活かした住民主体のまちづくりを推進します。
- ▶▶ 多世代が相互に理解、尊重、交流することにより、持続可能なコミュニティづくりを推進します。
- ▶▶ 若者から高齢者、全ての世代が活躍できる地域社会の構築を目指します。

現 状

- ◆自治会は自分たちが暮らす地域を安全・安心な住みよいまちにするために、地域住民により自主的に運営されている組織です。
- ◆各自治会では地域の見守り、防犯活動、美化活動などが行われています。
- ◆町では、行政運営を円滑に行うために行政区を設置し、町からの情報周知や各種照会に対する回答を依頼しています。
- ◆住民のコミュニティ意識の希薄化や自治会に対する意識・理解の低下により、近年の自治会加入率は75%前後で推移しています。
- ◆少子高齢化・定年延長等の影響もあり、役員の高齢化や固定化に伴う担い手不足により、自治会運営の存続が難しい地区が出てきています。
- ◆ライフスタイルの変化により、世代間のギャップが生まれています。

課 題

- ◆町は行政区に対して、広報もろやまの配布、各種回覧を依頼していますが、これらの業務について負担軽減策を検討する必要があります。
- ◆ライフスタイルの変化や価値観の多様化から、コミュニティ意識の希薄化が加速しており、自治会活動や自治会運営に苦慮されている地区もあります。
- ◆単身高齢者の増加により、地域の見守り活動や災害時における近隣住民との共助関係など、コミュニティの役割や重要性が問われています。



資料：総務課（区運営費補助金世帯数一覧表）

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
持続可能なコミュニティの形成	地域コミュニティは住民主体の安全・安心な地域づくりや活性化に向けた取組によって支えられています。その活動支援として、自治会や地域に関する困りごとや相談に対応し、課題解決の糸口となるよう支援を行います。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 相談支援事業	
地域活動の支援強化	自治会への財政的支援とともに、地域課題への相談体制の強化や地域活動をサポートする体制について検討を行います。広報の配布方法や配布書類の軽減など、自治会内の負担軽減策を進めていきます。また、多様な価値観が存在する中で、自治会離れを抑制するために、自治会の意義を周知していきます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 相談支援事業 区運営費補助事業	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
自治会加入割合（※）	74.6%	75.0%

（※）自治会加入割合

…自治会費や区費を納めている世帯数を住民基本台帳の世帯数で除した割合。

8-② 人権の尊重

▶▶ 目指す方向性

- ▶▶ 女性、子ども、高齢者、障害者など様々な人権問題について住民一人ひとりが理解を深め、互いの人権を尊重する機運を高めます。
- ▶▶ 性別、国籍、障害の有無に関係なく、その人らしさを尊重し、個性と能力を発揮することができる社会の実現を目指します。
- ▶▶ 犯罪による被害者やその家族が再び平穏な生活を営むことができるよう支援を行い、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

現 状

- ◆平成28年に差別を解消するための人権三法が施行され、令和4年には部落差別の解消の推進に関する県条例が施行されました。
- ◆町では令和3年に「毛呂山町パートナーシップ宣誓制度」、令和6年に「毛呂山町ファミリーシップ宣誓制度」を開始しました。
- ◆町では人権相談や各種講座を実施し、人権相談窓口の充実や人権に関する理解が深まるよう努めています。
- ◆犯罪等による被害者やその家族または遺族（以下「犯罪被害者等」とします）への総合的な支援のため、町では、令和6年4月に毛呂山町犯罪被害者等支援条例を制定しています。

課 題

- ◆法令等の整備は一定程度進んでいますが、今なお、様々な人権問題が存在しています。インターネット社会の現在では、全国的に差別の書き込みなど人権問題が多様化、複雑化しています。
- ◆住民を対象にした人権関連講座の参加者が減少しています。また、参加者の固定化や若年層の参加がないことが課題となっています。
- ◆犯罪被害者等に対しては、生命や身体への危害といった直接的な被害に加え、誹謗中傷などの二次的な被害が生じることがあります。こうしたことから、毛呂山町犯罪被害者等支援条例に基づき、条例の趣旨、犯罪被害者等が置かれている状況や心情、二次的な被害について多くの人が理解できるよう周知を進める必要があります。

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
人権教育・啓発活動の充実	住民が様々な人権問題について正しく理解し、お互いの人権を尊重する社会を実現するために、人権教育、相談業務、各種研修や講座など啓発活動の充実に努め、誰一人取り残さない社会の実現を目指します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 人権擁護委員による人権相談事業 生涯学習人権教育講座	

施策名	施策の内容
男女共同参画の意識づくり	男女共同参画の視点に立った政策立案を実施するとともに、各種事業の実施により「意識づくり」の醸成に努め、男女共同参画社会の実現を目指します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 男女共同参画推進会議	
犯罪被害者等の支援と適切な情報発信	「毛呂山町犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等に寄り添い、平穏な日常生活を取り戻せるよう支援を行います。 犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について住民理解を深め、二次的な被害が生じることのないよう適切な情報発信を行います。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 犯罪被害者等支援事業	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
人権に関する研修会における理解度	74.0%	80.0%

▶▶ 関連計画

計画名	計画年度
毛呂山町人権同和行政の基本方針実施計画	令和5年度～令和9年度
第四次もろやま男女共同参画プラン	令和7年度～令和16年度

8-③ 多文化共生社会の形成

▶▶ 目指す方向性

日本人、外国人がともに暮らしやすい地域づくりを目指します。

現 状

- ◆埼玉県より委嘱された多文化共生キーパーソン（※１）が外国人と行政とのパイプ役を務めています。行政情報を「やさしい日本語」や多言語を用いて外国人に提供するとともに、行政や就学に関する手続きなど日常生活で困っている外国人の相談に応じ、行政につないでいます。
- ◆日本の家庭で過ごす体験ができる埼玉県のワンナイトステイ事業（※２）は、国外で日本語を教えている外国人にとって魅力的で希望者が多いですが、コロナ禍が長引いたことにより、受け入れは停滞しています。

（※１）多文化共生キーパーソン

…埼玉県知事から委嘱を受け、外国人住民と埼玉県や市町村などとの橋渡しをする人のこと。

（※２）ワンナイトステイ事業

…外国の研修生を家庭に招き、１泊２日の宿泊を行う埼玉県の事業。

課 題

- ◆外国人と日本人の生活習慣の違いにより生じる地域のトラブルを防ぐために、一方的に日本の文化を押し付けるのではなく、外国人の文化的背景を理解するために、あいさつなどのコミュニケーションを図りながら居住地域のルールを伝えていく必要があります。
- ◆外国人が地域社会を構成する一員として安心して生活できるようにニーズを把握し、わかりやすい方法で情報を提供する必要があります。

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
多言語での行政情報の提供	行政サービスや生活に関する情報を「やさしい日本語」や多言語により提供し、外国人住民が安全・安心に生活できるよう支援します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ わかりやすい言語に対応した情報媒体の提供	
地域の多文化共生の推進	地域で活動する多文化共生キーパーソンを増員するとともに情報交換を充実させ、外国人が地域の構成員として日本人とともに活躍できるよう、ニーズの把握と課題の解決に取り組みます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 多文化共生キーパーソン活用事業	

施策名	施策の内容
国際交流活動の支援	ワンナイトステイ事業の利用、協定締結大学との連携により留学生と住民の交流機会を設けるなど、身近な国際交流活動を支援します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ ワンナイトステイ事業	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
多文化共生キーパーソン的人数	3人	9人

8-④ 防犯・消費者保護

▶▶ 目指す方向性

- ▶▶ 地域住民との協働により活発な防犯活動を行い、犯罪の発生を抑制します。
- ▶▶ 住民から消費生活に係る問題について相談があった場合に、的確に対応することで早期解決に導くことができる体制を整備します。

現 状

- ◆ 町内における街頭犯罪発生件数は増加傾向にあります。
- ◆ 地域の防犯ボランティア団体が安心して活動できるよう支援を行っています。
- ◆ 近隣自治体との連携により、それぞれの住民が交互に利用できる消費生活相談を開催しています。詐欺、架空請求、多重債務、クーリングオフなどの相談が多くなっています。

課 題

- ◆ 犯罪が複雑化していることから、関係機関との連携により、防犯体制の強化と防犯意識の高揚を図る必要があります。
- ◆ 埼玉県においても消費生活相談を行っています。住民の相談機会を多く設けるためにも更なる周知が必要です。

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
防犯体制の確立と住民の防犯意識の向上	関係団体の育成や防犯ボランティア団体との連携強化により、防犯組織の強化や住民の防犯意識の向上を図るとともに、住民との連携による防犯体制の確立に努めます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 防犯ボランティア活動支援	
防犯対策の推進	防犯カメラの設置などにより、犯罪の抑止や防犯力向上を図ります。 また、夜道の安全対策として防犯灯の維持管理や計画的な設置を進めます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 防犯灯整備事業 防犯カメラ整備事業	
消費者相談体制の充実	契約トラブルや商品の苦情など多様化する住民の不安を解消するために、消費生活相談の充実を図ります。 また、相談窓口の開設状況や注意喚起の情報提供など、住民への積極的な周知に努めます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 消費生活相談事業	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
街頭犯罪発生件数	74件/年（※）	69件/年
消費生活相談件数	97件/年	110件/年

（※）令和5年1月～12月の合計数です。



第9章

危機管理



9-① 防災対策と危機管理意識の向上

▶▶ 目指す方向性

安全・安心なまちづくりの観点から、防災に対する「自助」「共助」「公助」の理念に基づき、それぞれの取組の更なる推進により地域防災力を向上させ、災害に強いまちを目指します。

現 状

- ◆地域の防災体制の確立を目的とした自主防災組織を設立している行政区は、令和5年度末時点で58行政区（45組織）となっています。
- ◆指定避難所の環境向上を推進するとともに、災害時への対応として食料品、飲料水、トイレ、避難所用間仕切りなどの備蓄を行っています。
- ◆総合的な防災訓練のほか、土砂災害防災訓練、水防訓練、避難所開設訓練を定期的に行っています。

課 題

- ◆災害の教訓を踏まえると「公助」には限界があるため、地域防災力の向上を図る必要があります。
- ◆災害資機材の備蓄、避難行動要支援者の支援体制の整備を推進する必要があります。
- ◆指定避難所施設の機能強化、高齢者・女性・子どもに配慮した避難所環境の整備、ペット同伴の避難者対応などについて検討していく必要があります。

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
防災体制の充実	近年の災害発生現場での課題を参考に、本町での災害発生に備え、避難所環境の向上や各種備蓄品の確保などを進めます。 「毛呂山町地域防災計画」に基づき、各種防災マニュアルの情報共有など、庁内体制の構築を図ります。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 避難行動要支援者支援体制の整備	
防災意識の高揚	自主防災組織への支援の充実や、全行政区での組織結成に向けた取組を強化していきます。 また、指定避難所を会場とした訓練の実施や、各家庭における非常食や防災用品の備蓄など住民の防災意識の高揚に努めます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 自主防災組織の育成	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
自主防災組織の設置行政区数	58地区	68地区

▶▶ 関連計画

計画名	計画年度
毛呂山町地域防災計画	令和4年度～
国民保護に関する毛呂山町計画	令和5年度～
国土強靱化地域計画	令和7年度～令和11年度

9-② 消防・救急医療体制の充実

▶▶ 目指す方向性

- ▶▶ 多発化する災害時に対応できる消防力の充実や機能強化を図ります。
- ▶▶ 医療機関が休診となる休日夜間において、住民が医療機関を受診できる医療体制が整備されていることは、健康で安心な暮らしにつながります。
- ▶▶ 関係機関の協力を得ながら、初期救急医療体制（※1）及び第二次救急医療体制（※2）のもとに、救急患者の医療を確保します。

現 状

- ◆ 町の消防体制は毛呂山町、越生町、鳩山町で構成する西入間広域消防組合と、町内の5つの分団で構成する消防団により担われています。
- ◆ 初期救急医療体制により、祝日や年末年始における診療を毛呂山・越生地区の14診療所が交代で行い、令和5年度は22日間実施しています。
- ◆ 第二次救急医療体制により、休日（日曜日や祝日等）と夜間における診療を近隣4市3町の9病院が輪番制で行い、令和5年度は休日73日、夜間366日実施しています。

課 題

- ◆ 住民が健康で安心して暮らせるまちづくりのため、救急医療体制については関係機関の協力を得ながら、今後も継続して実施する必要があります。
- （※1）初期救急医療体制
 - …入院や手術を必要としない軽症の救急患者に対応する医療
- （※2）第二次救急医療体制
 - …緊急な治療や入院の必要な重症患者を対象とした医療

火災・救急の状況

（単位：件）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
火災件数						
	建物	8	5	7	2	10
	林野	1	2	2	1	1
	その他	4	5	3	6	2
	合計	13	12	12	9	13
救急出動件数		1,874	1,725	1,775	2,101	2,295

資料：西入間広域消防組合（消防統計）

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
消防力の強化と火災予防啓発	消防組合や消防団の装備・体制の強化や防火水槽などの施設整備により、多発化、多様化する災害に対応するための消防力の充実を図ります。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 西入間広域消防組合実施事業	
救急医療体制の確保	医療機関との連携により、迅速な救急活動や休日夜間における救急医療体制を確保します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 救急医療対策事業	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
祝日・年末年始の医療体制充足率	100%	100%
休日及び夜間の医療体制充足率	100%	100%



第10章 行政管理



10-① 定住促進施策の推進

▶▶ 目指す方向性

毛呂山町に現在住んでいる方が「毛呂山町に住み続けたい」と思うまちづくり、毛呂山町と関わりを持った方が「毛呂山町に住みたい」と思うまちづくりを進めます。

現 状

- ◆ 少子高齢化に伴う人口減少が進行しています。少子化の背景には、未婚化・晩婚化の影響があると考えられています。
- ◆ 出生数の減少により、年少人口割合が減少しています。合計特殊出生率が低い状況も継続しています。
- ◆ 進学や就職の際に町外への転出を希望する若者が多くなっています。また、40歳以下の若い世代で転出が多くなっています。
- ◆ 大学等が複数立地していることから、通学のため若い世代の往来が多くあります。
- ◆ 定住促進施策として、若い世代や子育て世代への住宅取得に対する支援や奨学金返還支援を実施しています。

課 題

- ◆ 町ではこれまでも少子化対策や定住促進施策を実施してきましたが、人口減少や少子化の抑制には至っていません。若い世代の定住促進を進めるうえでは、子どもの安全な遊び場の確保など、子育て世代のニーズの取組を進める必要があります。
- ◆ 大学等が立地していることで若い世代の転入が見られるものの、若年層の定住に至らないことが課題です。
- ◆ 町の活力を維持するためには、若い世代の転出を抑制し、転入を促進する必要があります。若い世代のニーズに合致した取組を進めることはもちろんですが、町の魅力や注目される取組を効果的に発信し、毛呂山町に関心を持つ人を増やすことが必要です。
- ◆ 少子化の要因の一つとして未婚化・晩婚化が考えられます。結婚支援事業など若い世代の希望を叶えるための取組が求められます。
- ◆ 進学や就職を契機とした転出を抑制するため、若い世代が住み続けたいと思う魅力あるまちづくりを進める必要があります。

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
ライフサイクルに応じた支援制度の充実	若い世代の転出を抑制するとともに、町外からの転入促進を図るため、各種支援制度の充実により、若い世代のライフスタイルに合わせた定住促進事業を実施します。 また、結婚支援制度の充実など、若い世代の結婚の希望を叶えるための取組を進めます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 未来応援奨学金返還支援事業 定住促進補助事業 婚活支援事業 結婚新生活支援事業	
子育てしたいまちづくりの推進	若い世代や子育て世代に「毛呂山町で子育てをしたい」と思ってもらえる町を目指します。 安心して子育てができる子育て環境の整備や子どもたちの教育環境・教育内容の充実を図ります。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 子ども・子育てサポート事業 魅力ある遊びの場整備事業 毛呂山町ステップアップ教室（2-①にも同事業を掲載） ICT教育推進事業（2-①にも同事業を掲載）	
町の魅力の効果的な発信と交流の促進	町の魅力や特徴的な事業について、積極的な情報発信を行うことで町の知名度やイメージ向上につながるシティプロモーションを推進し、若い世代を呼び込み、定住促進につなげます。 また、友情都市をはじめとした他自治体との地域間交流を行い、関係人口の増加による町の活性化を図ります。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 地域間交流事業	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
住民基本台帳人口	32,304人	29,419人

10-② 情報発信の充実・協働のまちづくり

▶▶ 目指す方向性

住民への積極的な情報発信や行政参画機会の拡大を進めることで、住民と行政の相互理解による信頼関係の構築、協働のまちづくりを目指します。

現 状

- ◆「広報もろやま」、町公式ホームページ、LINE、X、Instagramなどを活用した情報発信を行っています。
- ◆行政計画策定に際するアンケート調査、各種委員会委員の公募、パブリックコメント制度（※1）などにより、住民参画機会の拡大に努めています。
- ◆直接、町長に提言できる「町長への手紙」、「町民の声」、「電子メール」及び「LINE」により、町政に対する意見聴取を行っています。
- ◆住民との協働によるまちづくりを推進するため、タウンミーティングを開催しています。
- ◆若い世代の意見聴取の取組として、小学生を対象とした子どもタウンミーティング、中学生と町長の意見交換会、大学生との意見交換会などを開催しています。

課 題

- ◆より多くの人に町の魅力をPRするとともに、住民へ行政情報の周知を図るため、SNS（※2）を活用した情報発信の強化が必要です。
- ◆「広報もろやま」や町ホームページの作成においては、情報を住民に分かりやすく伝える工夫が求められています。
- ◆住民との協働のまちづくりを推進するため、広く住民の意見を聴き町政に反映させることが必要ですが、そのための取組の一つであるタウンミーティングについては開催回数が少なく、地域の実情を把握できていない状況です。
- ◆少子化対策や定住促進施策を進めるうえで重要となる若い世代や子育て世代の意見聴取については、継続的に実施し、寄せられた意見を取組に反映することが必要です。

（※1）パブリックコメント制度

…計画などの策定において、策定前における案を一般に公表し意見を求め、その意見を計画へ反映させる制度。

（※2）SNS

…ソーシャルネットワーキングサービスの略。友人・知人間のコミュニケーションの円滑化や、新たな人間関係を構築するための場を提供するインターネット上の会員制サービスの一種。

住民などから寄せられた意見の数の推移

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町長への手紙	23	34	32	13	14
町民の声投書箱	52	33	27	19	31
電子メール	38	91	91	50	34
LINE	—	—	—	—	7
合 計	113	158	150	82	86

資料：秘書広報課

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
広報の充実	「広報もろやま」や町ホームページの魅力を向上させるとともに、情報を届けたい人に適切な情報が届くよう広報事業の充実を図ります。 また、SNS（LINE、Instagram、X、YouTube）の即時性、双方向性、拡散性といったそれぞれの媒体の特長を活かした情報発信の強化に努めます。 さらに、積極的なプレスリリースにより町外の人々の関心を高めるとともに、住民が毛呂山町をより好きになり、町に誇りを持つことができるまちづくりを目指します。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 広報もろやま等発行事業	
積極的な住民意見聴取と住民参画機会の拡大	SNSを活用したアンケート調査、タウンミーティング、パブリックコメント制度などを通じ、住民の意見を的確に把握するとともに、多様な意見聴取の取組を実施します。 また、積極的な情報発信により住民のまちづくりへの関心を高め、住民参画につなげます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 広聴事業 パブリックコメント制度の運用 子どもタウンミーティング	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
「広報もろやま」の満足度	50.3%	70.0%
子どもタウンミーティングにおける提案の取組反映数（延べ）	1件	7件

10-③ 自治体DXの推進

▶▶ 目指す方向性

これまでの「書面」、「押印」、「対面」の考え方から、「書かせない」、「待たせない」、「行かせない」を基本とする考え方に移行し、天候、移動、時間、感染症などの影響を受けることなく、住民が役場に来庁しなくても、自宅や職場などどこでも行政サービスを楽しむ状況を実現します。

現 状

- ◆令和5年7月20日からLINEを活用したオンライン申請サービスをスタートさせ、100以上の申請手続きを実施しています。
- ◆各種証明書を取得するために来庁された方の利便性向上のため、マイナンバーカードとタブレット端末を活用した「書かない窓口」(※1)を導入しています。
- ◆一部証明書についてはマイナンバーカードを活用したコンビニ交付を実施しています。

課 題

- ◆LINEを活用したオンライン申請サービスについて、町立保育園及び町立小中学校の欠席連絡などでの利用件数は非常に多くなっていますが、一般的な行政手続きに係る申請についての利用件数は少ない状況です。
- ◆町公式LINEの登録者数は7,681人(令和6年3月31日時点)となっていますが、情報発信力の強化のため、更なる登録者の増加を図る必要があります。
- ◆「書かない窓口」を導入したものの、利用が進んでいない状況です。

(※1) 書かない窓口

…来庁者が申請書に記入せずに、各種証明書の発行や住民異動届などの手続きができる自治体の窓口サービスのこと。窓口で職員が来庁者から本人確認や申請に必要な情報を聞き取り、タブレットを用いてシステムに入力することによって、「書かない窓口」を実現しています。

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
自治体フロントヤード改革の推進	LINEを活用したオンライン申請サービスの更なる普及を目指し、町公式LINEの登録者数を増やすため、広報もろやまや町ホームページなどで周知していくとともに、オンライン申請が可能な手続き数を増加させていきます。 また、来庁者の利便性を向上させるため、タブレット端末を活用した「書かない窓口」の更なる推進を図ります。
この施策の主な事務事業 ▶▶ SNS オンライン申請サービス事業	

施策名	施策の内容
情報セキュリティ対策の徹底	生成AI（※2）など新技術の登場やLINEを活用したオンライン申請など新たなサービスの提供、またサイバーセキュリティの高度化・巧妙化などを踏まえ、住民が安心して安全にデジタル社会の恩恵を受けることができるよう、情報セキュリティ対策の徹底に取り組めます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ セキュリティの強靱化	

（※2）生成AI

…文章や画像、動画、音楽など様々なコンテンツを自動で新たに生み出すことができる技術のこと。

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
町公式LINE登録者数	7,681人	11,000人
オンライン手続きが可能な申請件数	111件	150件

▶▶ 関連計画

計画名	計画年度
毛呂山町DX推進計画	令和4年度～令和7年度 ※令和8年度以降は次期計画を策定予定

10-④ 行財政運営

▶▶ 目指す方向性

- ▶▶ 少子高齢化に伴う人口減少が進行していく現代社会において、効率的で効果的な行政運営や組織構築を推進します。
- ▶▶ 住民満足度の向上を目指し、住民の期待に応えるまちづくりを進めます。

現 状

- ◆ 生産年齢人口の減少により税収の大幅な増加は望めないこと、高齢化に伴う社会保障経費の増額などにより、厳しい財政状況が続くことが見込まれます。
- ◆ 高度経済成長期に建設された施設の老朽化が進み、今後一斉に更新の時期を迎えます。
- ◆ 円滑な行政運営のためには職員の能力向上が不可欠であることから、「毛呂山町人材育成基本方針」に基づき、各種研修会への参加やＯＪＴを通じた専門性の向上に努めています。

課 題

- ◆ 人口減少などにより厳しい財政状況が続くと見込まれる中、町の重要課題や費用対効果の観点から、優先順位に基づく事務事業の選択を行う必要があります。
- ◆ 公共施設の長寿命化や将来的に予測される人口規模に応じた公共施設の適正化が望まれます。
- ◆ 町単独では対応できない行政需要に対応し、より良い行政サービスを提供するため、近隣自治体との連携により効率的な業務推進を目指す必要があります。
- ◆ 限りある財源の中でより良い行政のサービス提供を行うためには、職員一人ひとりの能力を最大限に発揮できる組織体制、人材育成、適切な人事評価制度が不可欠です。

▶▶ 町が実施すること

施策名	施策の内容
未来につなぐ行財政運営	今後予測される人口減少や財政的な課題を踏まえ、町が今後も住民サービスを維持しながら行財政運営を継続できるよう、計画的かつ効果的な行財政運営を進めます。 また、複雑化した行政課題への対応や住民サービスの向上を図るため、人材育成の推進、デジタル技術の活用などによる業務改善、適切な人員配置と組織機構の見直しなどを行います。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 能力・組織力向上を目指す人材育成 実施計画の策定 毛呂山町行政改革推進委員会	

施策名	施策の内容
公共施設マネジメントの推進	「毛呂山町公共施設等総合管理計画」などに基づき、施設の適正管理を行います。また、今後予測される人口減少や財政状況を踏まえ、住民サービスの維持を図るとともに、将来の公共施設のあり方や効率的な施設管理について検討します。 また、各公共施設について安全に施設を利用できるよう適切な維持管理を行います。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 毛呂山町公共施設等総合管理計画・個別施設計画の推進	
適正かつ公平な賦課徴収による税収確保	多様な納税手段の提供や納税相談の充実などにより、特に現年分の納税を強化し、滞納繰越発生を抑止に努めます。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 毛呂山町町税収納向上計画	
広域行政による施策の推進	広域的な連携により行政効果が得られる取組について、近隣自治体との連携による効果的な手法などを検討します。 また、広域での取組により、限りある行政資源を効果的に活用し、住民サービスの向上を図ります。
この施策の主な事務事業 ▶▶ 広域行政推進事業	

▶▶ 成果指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
町役場の窓口（行政）サービスに対する満足度	53.2%	70.0%
現年分の納税率	99.1%	99.7%

▶▶ 関連計画

計画名	計画年度
第四次毛呂山町行政改革大綱	平成28年度～令和7年度 ※令和8年度以降は次期計画を策定予定
毛呂山町行財政改革プラン2020	令和3年度～令和7年度 ※令和8年度以降は次期計画を策定予定
毛呂山町人材育成基本方針	令和7年度～令和16年度
第三次毛呂山町定員管理計画	令和5年度～令和9年度
毛呂山町公共施設等総合管理計画	平成28年度～令和37年度
毛呂山町公共施設個別施設計画	令和2年度～令和11年度
毛呂山町町税収納向上計画 ソリューションプランⅣ	令和3年度～令和7年度 ※令和8年度以降は次期計画を策定予定
埼玉県川越都市圏まちづくり基本構想・基本計画 （レインボープラン）	平成28年度～令和7年度 ※令和8年度以降は次期計画を策定予定

資料編

第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画 成果指標一覧

前期基本計画で掲げた成果指標を以下に示します。

現状値は令和5年度の数値、目標値は令和11年度の数値を用いることを原則としています（新規事業などにより令和5年度の数値がないものなどを除きます）。

1章 子育て

節	指標	現状値	目標値
1	学童保育所の保護者満足度	91.4%	96.4%
	学童保育所利用者の保護者満足度について、5年間で96.4%（+5%）まで増加させることを目指します。		
	担当：子ども課		
	ファミリー・サポート・センター事業（保育）利用回数	198件/年	250件/年
	ファミリー・サポート・センター事業（保育）の延べ利用回数について、5年間で年250件（+52件）まで増加させることを目指します。		
2	担当：こども家庭センター		
	病後児保育利用者数	27人/年	40人/年
	各年度の病後児保育利用者数の延べ人数について、5年間で年40人（+13人）まで増加させることを目指します。		
3	担当：子ども課		
	育児中の保護者の心身の状況について「良い」と回答した割合（※）	61.9%	68.0%
	育児中の保護者の心身の状況について「良い」と回答した割合について、5年間で68.0%（+6.1%）まで上昇させることを目指します。		
	（※）町で実施する3歳児健康診査票を基に算出します。保育園・幼稚園入園時期の保護者の心身状況を確認する項目です。		
4	担当：こども家庭センター		
	産後ケア事業を知っている人の割合	90.3%	100%
	産後ケア事業を知っている人の割合について、5年間で100%まで上昇させることを目指します。		
	担当：保健センター		
	育児中の保護者の心身の状況について「良い」と回答した割合（※）	61.3%	67.5%
	育児中の保護者の心身の状況について「良い」と回答した割合について、5年間で67.5%（+6.2%）まで上昇させることを目指します。		
	（※）町で実施する4か月児健康診査票を基に算出します。養育者が孤立しやすい生後間もない時期の不安感を解消できているか確認する項目です。		
	担当：こども家庭センター		

2 教育

節	指標	現状値	目標値
1	全国学力・学習状況調査における教科ごとの平均正答率（小学校）	国語 58% (県:68%) 算数 54% (県:62%)	令和11年度 県数値
	全国学力・学習状況調査における教科ごとの平均正答率（中学校）	国語 65% (県:71%) 数学 41% (県:52%)	令和11年度 県数値
	全国学力・学習状況調査における教科ごとの平均正答率について、令和11年度時点の当該年度結果を県数値まで上昇させることを目指します。 担当：学校教育課		
2	不登校児童数の割合（小学生）	1.50%	0.50%
	不登校生徒数の割合（中学生）	8.64%	2.50%
	不登校児童・生徒数の割合について、5年間で小学生では0.50%（－1.0%）、中学生では2.50%（－6.14%）まで減少させることを目指します。 なお、目標値については令和5年度以前の5年間で不登校児童・生徒が最も少なかった平成30年度の数値を根拠としています。 担当：学校教育課、教育センター		
3	タブレット端末を活用した家庭学習の満足度	37.4%	100%
	タブレット端末を活用した家庭学習の満足度について、5年間で100%まで上昇させることを目指します。 担当：教育総務課		
4	生涯学習関連事業参加者満足度	90.1%（※）	95.0%
	生涯学習関連事業の参加者満足度について、5年間で95%（＋4.9%）まで上昇させることを目指します。 キッズチャレンジ事業、いきいき大学もろやま、公民館教室・講座、歴史民俗講座・体験教室を対象とし、参加者アンケート結果により算出します。 （※）上記事業のうち、歴史民俗講座・体験教室については、令和6年8月までのアンケート結果に基づき数値を算出しています。 担当：生涯学習課、公民館、歴史民俗資料館		
5	スポーツ施設利用者数	118,137人/年	140,000人/年
	スポーツ施設（町公共施設）利用者数について、5年間で140,000人（＋21,863人）まで増加させることを目指します。 担当：生涯学習課		
	軽スポーツ出前講座利用件数	0件/年	12件/年
	軽スポーツ出前講座利用件数について、5年間で12件（＋12件）まで増加させることを目指します。 担当：生涯学習課		
6	文化財保護ボランティアの活動満足度	80.0%	95.0%
	文化財保護ボランティアの活動満足度について、5年間で95%（＋15%）まで上昇させることを目指します。 担当：歴史民俗資料館		

3 健康づくり

節	指標	現状値	目標値
1	特定健康診査受診率	47.8%	60.0%
	特定健康診査の受診率について、5年間で60%（+12.2%）まで上昇させることを目指します。		
	担当：保健センター、住民課		
	特定保健指導実施率	45.4%	60.0%
	特定保健指導の実施率について、5年間で60%（+14.6%）まで上昇させることを目指します。		
	担当：保健センター		
2	特定健康診査受診率	47.8%	60.0%
	特定健康診査の受診率について、5年間で60%（+12.2%）まで上昇させることを目指します。		
	担当：住民課、保健センター		
	ジェネリック医薬品数量シェア	84.1%	85.5%
	ジェネリック医薬品の数量シェアについて、5年間で85.5%（+1.4%）まで上昇させることを目指します。		
	担当：住民課		

4 福祉

節	指標	現状値	目標値
1	民生委員・児童委員の定員充足率	94.9%	100%
	民生委員・児童委員の定員充足率について、毎年度100%を目指します。		
	担当：福祉課		
2	ゆずフィットの養成数	15人/年	35人/年
	ゆずフィットの養成数について、5年間で35人（+20人）まで増加させることを目指します。		
	担当：高齢者支援課		
	ゆずっこ元気体操の参加者数	801人/年	1,000人/年
	ゆずっこ元気体操の参加者数について、5年間で1,000人（+199人）まで増加させることを目指します。		
担当：高齢者支援課			
3	計画相談支援事業者による 障害児のサービス等利用計画作成率	67.0%	85.0%
	計画相談支援事業者による障害児のサービス等利用計画作成率について、5年間で85%（+18%）まで上昇させることを目指します。		
	担当：福祉課		

5 まちづくり

節	指標	現状値	目標値
1	産業系土地利用区域の面積	18.2ha	35.0ha
	産業系土地利用区域の面積について、5年間で35ha（+16.8ha）まで増加させることを目指します。		
	担当：まちづくり整備課		
	企業誘致促進条例に基づく 町内在住者雇用奨励金交付件数	0件	6件
	企業誘致促進条例に基づく町内在住者雇用奨励金交付件数について、5年間で6件（+6件）とすることを目指します。		
2	担当：企画財政課		
	町内団地側溝整備率	79.0%	82.0%
	町内団地側溝整備率について、5年間で82%（+3%）まで増加させることを目指します。		
	担当：まちづくり整備課		
	コミュニティバス利用者数	82人/日	100人/日
	コミュニティバスの利用者数について、5年間で1日あたり100人（+18人）まで増加させることを目指します。		
	担当：企画財政課		
3	町営住宅入居率	55.1%	78.3%
	町営住宅入居率について、5年間で78.3%（+23.2%）まで上昇させることを目指します。		
	担当：管財課		
	人身事故発生件数	74件/年（※）	69件/年
	人身事故発生件数について、5年間で69件（－5件）まで減少させることを目指します。（※）令和5年1月～12月の合計数となります。		
4	担当：生活環境課		
	人身事故による死傷者数	92件/年（※）	87件/年
	人身事故による死傷者数について、5年間で87件（－5件）まで減少させることを目指します。（※）令和5年1月～12月の合計数となります。		
	担当：生活環境課		
	遊具等整備箇所数	2公園	7公園
4	都市公園の遊具整備箇所数について、5年間で延べ7公園での整備を目指します。		
	担当：管財課		

6 生活環境整備

節	指標	現状値	目標値
1	家庭系燃やせるごみの排出量	6,077 t	5,774 t
	家庭系燃やせるごみの排出量について5年間で5,774 t（－303 t）まで減少させることを目指します。 なお、本指標は「毛呂山町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に掲載されており、1年度あたりでは0.83%減少させる目標となっています。		
	担当：生活環境課		
	公用車における電気自動車の割合	1.4%	15.9%
	公用車における電気自動車の割合について、5年間で15.9%（＋14.5%）まで上昇させることを目指します。		
2	担当：管財課		
	町内空き家数	527軒	500軒
	町内空き家数について、5年間で500軒（－27軒）まで減少させることを目指します。なお、本指標については、町が実施する「空き家等実態調査」の数値を使用します。		
3	担当：生活環境課		
	管路に占める石綿セメント管の割合	8.3%	4.0%
	管路に占める石綿セメント管の割合について、5年間で4.0%（－4.3%）まで減少させることを目指します。		
	担当：水道課		

7 産業振興

節	指標	現状値	目標値
1	毛呂山町商工会の会員数	591事業者	591事業者
	毛呂山町商工会の会員数について、5年間で減少傾向を抑制し、会員数を維持することを目指します。		
	担当：産業振興課		
	ふるさと納税寄附金額	36,320千円/年	50,000千円/年
	ふるさと納税寄附金額について、5年間で50,000,000円（+13,680,000円）まで増加させることを目指します。		
	担当：まちづくり整備課		
2	入込観光客数	48.3万人/年	55万人/年
	入込観光客数について、5年間で55万人（+6.7万人）まで増加させることを目指します。		
	担当：産業振興課		
3	遊休農地集積面積	15ha	25ha
	遊休農地集積面積について、5年間で10haを集積することを目指します。		
	担当：産業振興課		
	森林整備面積	0ha	5ha
	森林整備面積について、5年間で5haを整備することを目指します。		
	担当：産業振興課		

8 地域振興

節	指標	現状値	目標値
1	自治会加入割合	74.6%	75.0%
	自治会加入割合について、加入割合を維持することを目指します。		
	担当：総務課		
2	人権に関する研修会における理解度	74.0%	80.0%
	人権に関する研修会における理解度について、5年間で80%（+6%）まで上昇させることを目指します。		
	担当：総務課、生涯学習課		
3	多文化共生キーパーソンの人数	3人	9人
	多文化共生キーパーソンの人数について、5年間で9人（+6人）まで増加させることを目指します。		
	担当：秘書広報課		
4	街頭犯罪発生件数	74件/年（※）	69件/年
	街頭犯罪発生件数について、5年間で69件（-5件）まで減少させることを目指します。（※）令和5年1月～12月の合計数となります。		
	担当：生活環境課		
	消費生活相談件数	97件/年	110件/年
	消費生活相談件数について、5年間で110件（+13件）まで増加させることを目指します。		
	担当：産業振興課		

9 危機管理

節	指標	現状値	目標値
1	自主防災組織の設置行政区数	58地区	68地区
	自主防災組織の設置行政区数について、5年間で68地区（+10地区）まで増加させることを目指します。		
	担当：総務課		
2	祝日・年末年始の医療体制充足率	100%	100%
	祝日・年末年始の医療体制充足率について、100%を維持します。		
	担当：保健センター		
	休日及び夜間の医療体制充足率	100%	100%
	休日及び夜間の医療体制充足率について、100%を維持します。		
	担当：保健センター		

10 行政管理

節	指標	現状値	目標値
1	住民基本台帳人口	32,304人	29,419人
	住民基本台帳人口について、5年間で減少傾向を抑制し、29,419人を維持することを目指します。		
	担当：企画財政課		
2	「広報もろやま」の満足度	50.3%	70.0%
	「広報もろやま」の満足度について、5年間で70%（+19.7%）まで増加させることを目指します。		
	担当：秘書広報課		
	子どもタウンミーティングにおける提案の取組反映数（延べ）	1件	7件
	子どもタウンミーティングにおける提案内容について、5年間で延べ7件を施策に反映させることを目指します。		
3	担当：企画財政課		
	町公式LINE登録者数	7,681人	11,000人
	町公式LINEについて、5年間で11,000人（+3,319人）まで増加させることを目指します。		
	担当：企画財政課		
	オンライン手続きが可能な申請件数	111件	150件
4	オンライン手続きが可能な申請件数について、5年間で150件（+39件）まで増加させることを目指します。		
	担当：企画財政課		
	町役場の窓口（行政）サービスに対する満足度	53.2%	70.0%
	町役場の窓口（行政）サービスに対する満足度について、5年間で70%（+16.8%）まで上昇させることを目指します。		
	担当：総務課		
	現年分の納税率	99.1%	99.7%
	現年分の納税率について、5年間で99.7%（+0.6%）まで上昇させることを目指します。		
	担当：税務課		

第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画 主要事務事業一覧

第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画各章に掲げる施策に係る主要事務事業は以下のとおりです。前期基本計画内においては、以下の事業を中心に実施計画を策定します。

なお、前期基本計画 5 年間の中で追加となる事業もしくは廃止となる事業があります。

第1章 子育て

節	施 策	事務事業	担当
1	子どもの居場所の充実	ファミリー・サポート・センター事業	こども家庭センター
		短期入所生活援助事業	こども家庭センター
		放課後児童健全育成事業	子ども課
		児童館事業	児童館
	子育て世帯の交流・相談の場の利用促進	地域子育て支援拠点事業	こども家庭センター
2	幼児教育・保育サービスの充実	管外・管内保育委託事業	子ども課
		民間保育所等育成事業	子ども課
		施設等利用給付事業	子ども課
		民間幼稚園預かり保育事業	学校教育課
		補足給付事業	子ども課
	病後児保育の充実	病後児保育事業	子ども課
3	子育て支援のトータルマネジメント	利用者支援事業	こども家庭センター
		要保護児童対策地域協議会	こども家庭センター
		子育て世帯訪問支援事業	こども家庭センター
		子ども・子育て会議	こども家庭センター
	子育て家庭への経済的支援	保育所等給食費無償化事業	子ども課
		第2子保育料無償化事業	子ども課
		もろっ子はぐくみ応援金支給事業	子ども課
		こども医療費支給事業	子ども課
		ひとり親家庭等医療費支給事業	子ども課
		児童手当支給事業	子ども課
		妊婦のための支援給付	こども家庭センター
		未熟児養育医療費支給事業	こども家庭センター

節	施 策	事務事業	担当
		子育て世帯住宅支援事業	管財課
		就学援助事業	学校教育課
		就学奨励費支給事業	学校教育課
		町立中学校修学旅行費補助事業	学校教育課
		特別支援学校給食費補助事業	学校教育課
		小中学校給食費無償化事業	学校給食センター
4	妊産婦及び子どもの健康の保持・増進	不妊検査費・不妊治療費等助成事業	こども家庭センター
		妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚検査	こども家庭センター
		低所得妊婦に対する初回産科受診料助成事業	こども家庭センター
		産前産後ヘルプ事業	こども家庭センター
		産後ケア事業	こども家庭センター
		乳児家庭全戸訪問事業	こども家庭センター
		乳幼児健康診査	こども家庭センター
		母子訪問指導・健康教育	こども家庭センター
		発育発達相談支援事業	こども家庭センター

第2章 教育

節	施策	事務事業	担当
1	個別最適な学びとＩＣＴを活用した学習支援による学力向上	毛呂山町ステップアップ教室	学校教育課
		ＩＣＴ教育推進事業	学校教育課 教育総務課
		支援員等配置事業	学校教育課
		外国語指導助手（ＡＬＴ）配置事業	学校教育課
		小中学生英語検定受験料補助事業	学校教育課
		学校教育指導員配置事業	教育センター
	家庭学習の充実	ＩＣＴ教育推進事業	学校教育課 教育総務課
		家庭学習推進事業	学校教育課
	コミュニティ・スクールを活かした地域と連携した教育の推進	コミュニティ・スクール推進事業	学校教育課
		地域学校協働活動	生涯学習課
	進路指導・キャリア教育の推進	中学生海外留学事業	教育センター
		国内交流事業	学校教育課
		中学生社会体験チャレンジ事業	学校教育課
		子ども議会	学校教育課
	小中一貫教育の充実	小中一貫教育推進事業	学校教育課
		生徒指導・教育相談に関する研修事業	教育センター
2	不登校対策の充実	不登校対策推進事業	教育センター
		教育支援センター指導員配置事業	教育センター
		生徒指導・教育相談に関する研修事業	教育センター
	いじめの未然防止と早期対応	いじめ問題対策事業	学校教育課
	人権を尊重した教育の推進	人権教育推進事業	教育センター
		生徒指導・教育相談に関する研修事業	教育センター
	体力向上と学校体育活動の推進	子どもの食育・健康教育推進事業	学校教育課 学校給食センター
		地場産物を活用した特色ある献立の導入	学校給食センター
	特別支援教育の充実	就学相談	教育センター
		特別支援教育事業	教育センター
		特別支援教育支援員配置事業	学校教育課

節	施 策	事務事業	担当
3	学校施設の環境整備	小中学校施設・環境整備事業	教育総務課
	G I G Aスクール環境の整備	G I G Aスクール環境整備事業	教育総務課
4	生涯学習推進体制の充実	社会教育委員会議	生涯学習課
		地域学校協働活動	生涯学習課
	学習機会の充実と学習活動の支援	いきいき大学もろやま	公民館
		公民館教室・講座	公民館
		寿大学	生涯学習課
		親の学習講座	生涯学習課
		世代間交流事業	公民館
		資料館展示事業	歴史民俗資料館
		歴史民俗講座・体験教室	歴史民俗資料館
		歴史民俗調査等事業	歴史民俗資料館
	学習成果の活用と地域還元	文化関係団体の支援	生涯学習課
		公民館まつり/ふれあい文化祭	公民館
		毛呂山町芸能音楽祭	公民館
		地域学校協働活動	生涯学習課
		生涯学習ボランティア人材バンク	生涯学習課
		資料館サポーターとの協働事業	歴史民俗資料館
	子どもの居場所づくりと青少年育成活動の充実	キッズチャレンジ事業	生涯学習課
		青少年関係団体の支援	生涯学習課
		二十歳のつどい	生涯学習課
		彩の国21世紀郷土かるたの普及	生涯学習課
5	スポーツ・レクリエーション活動の普及推進	スポーツフェスタもろやま	生涯学習課
		軽スポーツ大会・教室	生涯学習課
	スポーツ活動への支援と参加機会の充実	スポーツ団体の支援	生涯学習課
	歩きたくなる仕組みづくり	ウォーキング環境づくり事業	生涯学習課
6	史跡鎌倉街道上道の保存活用	史跡鎌倉街道上道保存活用事業	歴史民俗資料館
	文化財保存活用事業の推進	文化財保存・管理・活用事業	歴史民俗資料館
		埋蔵文化財発掘調査事業	歴史民俗資料館
	学校教育との連携による「ふるさと学」の推進	「ふるさと学」推進事業	歴史民俗資料館

第3章 健康づくり

節	施 策	事務事業	担当
1	健康づくりの推進	健幸ウォーキング事業	保健センター
		健康マイレージ事業	保健センター
		食育推進事業	保健センター
		健康体操普及事業	保健センター
	生活習慣病の発症予防と重症化予防	特定健診・特定保健指導・健康診査	保健センター
		各種検診・がん検診	保健センター
		高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	保健センター 高齢者支援課
		成人健康教育・成人健康相談	保健センター
	こころの健康支援	こころの健康相談	保健センター
		自殺対策推進事業	保健センター
	感染症の予防	予防接種	保健センター
	献血の推進	献血活動推進事業	保健センター
	がん患者への支援	がん患者ウィッグ・胸部補整具等購入費助成事業	保健センター
		若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業	保健センター
		骨髄移植ドナー助成金交付事業	保健センター
2	医療給付の適正化	医療費適正化事業（レセプト点検）	住民課
		医療費通知	住民課
		ジェネリック医薬品差額通知	住民課
	保健事業の推進	埼玉県健康ウォーキング事業（コバトンALKOOマイレージ）への参加	住民課
		予防検診（人間ドック・脳ドック）受検者補助	住民課
		生活習慣病重症化予防対策事業	住民課
	後期高齢者医療の運営	埼玉県後期高齢者医療広域連合実施事業	高齢者支援課

第4章 福祉			
節	施 策	事務事業	担当
1	住民が支え合い活躍できる地域づくり	民生委員・児童委員協議会の支援	福祉課
		社会福祉協議会の支援	福祉課
		要援護者カードの作成	福祉課
2	生きがいづくりと社会参加の促進	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	高齢者支援課 保健センター
		連合寿会・単位老人クラブの支援	高齢者支援課
		シルバー人材センターの支援	高齢者支援課
	安心して暮らせるまちづくりの推進	緊急通報システム事業	高齢者支援課
		生活支援体制整備事業	高齢者支援課
	地域包括ケアシステムの深化・推進	在宅医療・介護連携推進事業	高齢者支援課
		オレンジカフェ（認知症カフェ）の運営	高齢者支援課
		認知症初期集中支援チームの配置	高齢者支援課
		認知症検診事業	高齢者支援課
		介護予防・生活支援サービス事業	高齢者支援課
		一般介護予防事業	高齢者支援課
	介護保険事業の安定した運営	介護保険事業	高齢者支援課
		介護保険運営審議会の運営	高齢者支援課
		市町村特別給付	高齢者支援課
3	相談支援体制の充実	障害者相談支援センター事業	福祉課
		介護給付・訓練等給付事業	福祉課
		障害児通所給付事業	福祉課
		補装具費支給事業	福祉課
		地域生活支援事業	福祉課
		生活サポート事業	福祉課
		福祉タクシー利用料金助成事業	福祉課
		自動車燃料費助成事業	福祉課
		在宅重度心身障害者手当支給事業	福祉課
		発達支援巡回事業	こども家庭センター

節	施 策	事務事業	担当
	障害者の就労支援の充実	障害者就労支援センター事業	福祉課
	障害者の福祉医療施策	重度心身障害者医療費支給事業	福祉課
		自立支援医療（更生医療・育成医療） 給付事業	福祉課
		療養介護医療事業	福祉課
	情報提供・コミュニケーション 支援体制の充実	手話講習会及び意思疎通支援事業	福祉課
	広報・啓発の充実	権利擁護支援センター事業	福祉課

第5章 まちづくり			
節	施 策	事務事業	担当
1	中心市街地エリアの整備	中心市街地不燃化促進事業	まちづくり整備課
	東部エリアの整備	川角駅周辺地区整備事業	まちづくり整備課
	活性化エリアの整備	産業系土地利用区域の新規指定	まちづくり整備課
	企業誘致の推進	企業誘致推進事業	企画財政課 まちづくり整備課
	良好な景観の形成	景観制度の周知	まちづくり整備課
		屋外広告物対策	まちづくり整備課
	都市集約型の誘導	毛呂山町都市計画マスタープラン・毛呂山町立地適正化計画の推進	まちづくり整備課
		開発許可事務	まちづくり整備課
2	道路の整備・管理	町道整備・維持管理事業	まちづくり整備課
		地域情報写真配信事業	まちづくり整備課
		東武越生線第55号踏切道拡幅改良事業	まちづくり整備課
		道路照明施設等整備事業	まちづくり整備課
		橋梁点検事業	まちづくり整備課
		道路台帳の更新	まちづくり整備課
		道路・水路の美化サポート事業	まちづくり整備課
	建築物の耐震化	既存建築物耐震診断・耐震改修補助事業	まちづくり整備課
		危険ブロック塀等撤去費補助事業	まちづくり整備課
	町が運行する公共交通の利便性向上	毛呂山町コミュニティバス運行事業	企画財政課
	公共交通網の充実による住民移動手段の確保	鉄道網整備促進事業	企画財政課
		毛呂山町地域公共交通活性化協議会	企画財政課
	町営住宅の適正な管理運営	町営住宅改修事業	管財課
		子育て世帯住宅支援事業	管財課

節	施 策	事務事業	担当
3	交通安全施設の整備	交通安全施設整備事業	生活環境課
		放置自転車対策事業	生活環境課
	通学路安全対策の推進	交通安全支援事業	生活環境課
	交通安全推進体制・交通安全意識の向上	交通安全関係団体の支援	生活環境課
		自転車ヘルメット購入費補助事業	生活環境課
		自転車通学用等ヘルメット補助事業	学校教育課
4	計画的な公園整備と緑地の保全	都市公園遊具等整備事業	管財課
		地域の公園への支援	管財課

第6章 生活環境整備			
節	施 策	事務事業	担当
1	再生可能エネルギーの利用拡大	家庭用再生可能エネルギー設備等設置補助事業	生活環境課
	町の温室効果ガス排出量削減	地球温暖化対策事業	生活環境課
		ごみの減量化・資源化事業	生活環境課
	公共施設等における脱炭素化の推進	公共施設照明ＬＥＤ化事業	管財課
		公用電気自動車整備事業	管財課
		再生可能エネルギー事業	まちづくり整備課
2	環境保全の推進・公害防止	環境美化活動事業	生活環境課
		不法投棄防止パトロール	生活環境課
		環境測定	生活環境課
	老朽空き家の解消	空き家等解体補助事業	生活環境課
	新たな空き家の発生抑止	空き家等予防支援事業	生活環境課
	水路等の整備・管理	都市下水路・調整池管理事業	まちづくり整備課
	上水道施設の基盤強化	水道施設改修事業	水道課
		老朽管更新事業	水道課
		重要給水施設配水管整備事業	水道課
	農業集落排水施設の管理	農業集落排水施設管理事業	産業振興課
	暮らしを支える生活基盤の整備	浄化槽施設設置補助事業	生活環境課
		毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合実施事業	まちづくり整備課
		埼玉西部環境保全組合実施事業	生活環境課
		坂戸地区衛生組合実施事業	生活環境課
	斎場施設の整備	広域静苑組合実施事業	生活環境課

第7章 産業振興

節	施策	事務事業	担当
1	商工業の振興	商工会の支援	産業振興課
		産業まつりの支援	産業振興課
		商店街におけるイベントや販売促進	産業振興課
	経営体質の強化	中小企業融資対策事業	産業振興課
	起業・創業の支援 (若者の就労促進)	創業支援対策事業	産業振興課
		空き店舗利活用創業チャレンジ支援事業	産業振興課
	ふるさと納税の推進	ふるさと納税推進事業	まちづくり整備課
2	観光PRの推進	観光情報の発信	産業振興課
		毛呂山町観光協会の支援	産業振興課
	観光施設やルートの整備	観光拠点整備事業	産業振興課
	特産品開発や地場産業の育成支援	毛呂山町特産品・加工品開発支援事業	産業振興課
		桂木ゆずの支援	産業振興課
		農産物加工センター事業	産業振興課
	協働による観光の推進	観光地美化清掃活動の支援	産業振興課
3	優良農地の保全	中山間地域等直接支払制度	産業振興課
		多面的機能支払制度	産業振興課
	農業生産基盤の整備及び維持管理	かんがい排水事業	産業振興課
	遊休農地の集積化	農地中間管理事業	産業振興課
		地域計画の策定	産業振興課
	農業の担い手の育成と確保	新規就農支援事業	産業振興課
		明日の農業担い手育成塾	産業振興課
	森林の保全	林道維持管理事業	産業振興課
		森林整備事業	産業振興課
		町有林整備事業	管財課

第8章 地域振興			
節	施 策	事務事業	担当
1	持続可能なコミュニティの形成	相談支援事業	総務課
		コミュニティ活動の周知啓発	総務課
	地域活動の支援強化	相談支援事業	総務課
		区運営費補助事業	総務課
		集会所用地等借地料補助事業	総務課
		コミュニティ施設特別整備事業	総務課
		地域イベント助成事業	総務課
		コミュニティ協議会活動の支援	総務課
2	人権教育・啓発活動の充実	人権擁護委員による人権相談事業	総務課
		講演会等の開催	総務課
		国や県、市町村協議会との連携	総務課
		人権教育指導者養成研修事業	生涯学習課
		生涯学習人権教育講座	生涯学習課
	男女共同参画の意識づくり	男女共同参画推進会議	総務課
	犯罪被害者等の支援と適切な情報発信	犯罪被害者等支援事業	生活環境課
3	多言語での行政情報の提供	わかりやすい言語に対応した情報媒体の提供	秘書広報課
	地域の多文化共生の推進	多文化共生キーパーソン活用事業	秘書広報課
	国際交流活動の支援	ワンナイトステイ事業	秘書広報課
4	防犯体制の確立と住民の防犯意識の向上	防犯ボランティア活動支援	生活環境課
	防犯対策の推進	防犯灯整備事業	生活環境課
		防犯カメラ整備事業	生活環境課
	消費者相談体制の充実	消費生活相談事業	産業振興課

第9章 危機管理

節	施 策	事務事業	担当
1	防災体制の充実	避難行動要支援者支援体制の整備	総務課
		防災備蓄事業	総務課
		防災行政無線施設整備事業	総務課
		毛呂山町地域防災計画改訂	総務課
		国土強靱化事業の推進	総務課
	防災意識の高揚	防災訓練	総務課
		自主防災組織の育成	総務課
2	消防力の強化と火災予防啓発	西入間消防組合実施事業	総務課
	救急医療体制の確保	自動体外式除細動器（A E D）設置事業	総務課
		救急医療対策事業	保健センター

第10章 行政管理

節	施 策	事務事業	担当
1	ライフサイクルに応じた支援制度の充実	未来応援奨学金返還支援事業	企画財政課
		定住促進補助事業	企画財政課
		婚活支援事業	企画財政課
		結婚新生活支援事業	企画財政課
	子育てしたいまちづくりの推進	子ども・子育てサポート事業	こども家庭センター
		魅力ある遊びの場整備事業	企画財政課
		毛呂山町ステップアップ教室	学校教育課
		I C T 教育推進事業	学校教育課 教育総務課
	町の魅力の効果的な発信と交流の促進	地域間交流事業	総務課
2	広報の充実	広報もろやま等発行事業	秘書広報課
		ホームページ活用事業	秘書広報課
		S N S 活用事業	秘書広報課
	積極的な住民意見聴取と住民参画機会の拡大	広聴事業	秘書広報課
		パブリックコメント制度の運用	企画財政課
		子どもタウンミーティング	企画財政課
3	自治体フロントヤード改革の推進	マイナンバーカード活用事業	企画財政課
		自治体D X 計画の推進	企画財政課
		S N S オンライン申請サービス事業	企画財政課
		自治体情報システムの標準化・共通化対応	企画財政課
	情報セキュリティ対策の徹底	セキュリティの強靱化	企画財政課
4	未来につなぐ行財政運営	能力・組織力向上を目指す人材育成	総務課
		実施計画の策定	企画財政課
		毛呂山町振興計画審議会	企画財政課
		毛呂山町まち・ひと・しごと創生有識者会議	企画財政課
		毛呂山町行政改革推進委員会	企画財政課
		財務書類作成事業	企画財政課

節	施 策	事務事業	担当
	公共施設マネジメントの推進	毛呂山町公共施設等総合管理計画・個別施設計画の推進	企画財政課
		庁舎施設整備事業	管財課
		福祉会館施設整備事業	管財課
		保育園整備事業	子ども課
		保健センター施設整備事業	保健センター
		社会教育施設整備事業	生涯学習課 公民館 歴史民俗資料館
		学校給食提供設備等更新事業	学校給食センター
	適正かつ公平な賦課徴収による 税収確保	毛呂山町町税収納向上計画	税務課
	広域行政による施策の推進	広域行政推進事業	企画財政課
		一部事務組合の合理化	企画財政課

リーディングプロジェクト掲載事業について

リーディングプロジェクト掲載事業については、政策分野を跨いだ横断的な取組を推進するという趣旨のとおり、第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画主要事務事業一覧（以下、「主要事務事業一覧」とします）に掲載のうち、複数の事務事業を一事業として掲載しているものがあります。

リーディングプロジェクト掲載事業のうち、複数の事務事業で構成される事業と策定時点における担当は以下のとおりです。このうち、担当についてはリーディングプロジェクトで目指すまちづくりの推進のため、前期基本計画期間内に新規事業などを検討、実施する場合が想定され、それに伴い変更が生じる可能性があります。

リーディングプロジェクト事業名	担 当（◎は取りまとめ課）
子ども・子育てサポート事業	◎こども家庭センター、子ども課
産前産後サポート事業	◎こども家庭センター
魅力ある遊びの場整備事業	◎企画財政課、管財課、子ども課、生涯学習課
みんなでウォーキング事業	◎生涯学習課、保健センター、企画財政課

第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画 策定過程

年月日	内 容
令和5年 4月26日(水)	第六次毛呂山町総合振興計画基本構想及び前期基本計画策定方針書決定
令和5年 6月 1日(木)	第1回策定委員会
令和5年 6月12日(月)	第1回検討委員会
令和5年 7月18日(火)	第1回毛呂山町まち・ひと・しごと創生有識者会議 (総合戦略の実施状況、住民意向調査票(案)について)
令和5年 8月 1日(火)	子どもタウンミーティング
令和5年 8月 1日(火)～ 令和5年10月31日(火)	転入・転出者アンケート
令和5年 8月 9日(水)	第1回振興計画審議会 (策定の諮問、策定方針、住民意向調査(案)について)
令和5年 9月 6日(水)～ 令和5年 9月29日(金)	住民意向調査
令和5年10月 2日(月)	埼玉医科大学の学生と町長との意見交換会
令和5年10月 4日(水) 令和5年10月 6日(金) 令和5年10月11日(水) 令和5年10月13日(金)	町内4小学校に就学予定の保護者を対象としたアンケート
令和5年10月13日(金)	川角中学校3学年生徒と町長との意見交換会
令和5年10月19日(木)	毛呂山中学校3学年生徒と町長との意見交換会
令和5年10月31日(火)	泉野小学校PTA本部役員との意見交換会
令和5年11月 8日(水)	城西大学の学生と町長との意見交換会
令和5年11月 9日(木)	日本医療科学大学の学生と町長との意見交換会
令和6年 1月17日(水)	第2回策定委員会
令和6年 1月23日(火)	第2回検討委員会(書面開催)
令和6年 1月30日(火)	毛呂山小学校PTA本部役員との意見交換会
令和6年 2月 5日(月)	人口推計報告書完成 財政分析報告書完成 住民意向調査及び住民意見聴取結果報告書完成 後期基本計画実施状況報告書完成
令和6年 2月14日(水)	第2回振興計画審議会 (各種調査報告、基本構想骨子(案)について)
令和6年 2月22日(木)	第3回検討委員会(書面開催)
令和6年 3月19日(火)	第4回検討委員会

年月日	内 容
令和6年 3月19日 (火)	第2回毛呂山町まち・ひと・しごと創生有識者会議 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業 の効果検証、各種調査報告及び基本構想骨子について)
令和6年 4月 5日 (金)	第5回検討委員会
令和6年 4月24日 (水)	第6回検討委員会 (書面開催)
令和6年 4月24日 (水)	第7回検討委員会 (書面開催)
令和6年 5月13日 (月)	第3回策定委員会
令和6年 5月27日 (月)	第8回検討委員会 (書面開催)
令和6年 6月 7日 (金)	第9回検討委員会 (書面開催)
令和6年 6月12日 (水)	第4回策定委員会
令和6年 6月26日 (水)	第3回振興計画審議会 (前期基本計画 (案) について)
令和6年 7月 3日 (水)	第10回検討委員会 (書面開催)
令和6年 7月19日 (金)	第11回検討委員会 (書面開催)
令和6年 8月14日 (水)	第12回検討委員会 (書面開催)
令和6年 9月13日 (金)	第13回検討委員会 (書面開催)
令和6年10月 3日 (火)	第14回検討委員会 (書面開催)
令和6年10月10日 (木)	第5回策定委員会
令和6年10月28日 (月)	第4回振興計画審議会 (基本構想・前期基本計画 (案) について)
令和6年11月 5日 (火) ~ 令和6年12月 4日 (水)	パブリックコメント実施
令和7年 1月 6日 (月)	第6回策定委員会
令和7年 1月17日 (金)	第5回振興計画審議会 (第六次毛呂山町総合振興計画基本構想・前期基本計画 (案)、 諮問に対する答申について)
令和7年 1月17日 (金)	振興計画審議会答申

※ 上記のほかに、町内6小中学校のPTA役員を対象としたアンケートを随時実施

毛呂山町振興計画審議会条例

昭和43年3月22日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、町の行財政施策の総合的な振興を図るため、毛呂山町振興計画審議会の設置、組織に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の行財政施策の総合的な振興計画の策定に関し必要な調査及び審議を行うため、毛呂山町振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において町長が委嘱する。

- (1) 町の議会の議員 5人
- (2) 町教育委員会の委員 1人
- (3) 町農業委員会の委員 1人
- (4) 町内の公共的団体等の役員又は職員 3人
- (5) 学識経験を有する者 2人
- (6) 町内に住所を有する者の内から公募による者 3人

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が審議会に諮つて指名する。

(部会長)

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

2 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、それぞれ会長又は部会長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 毛呂山町新町建設審議会条例（昭和32年毛呂山町条例第18号）は、廃止する。

附 則（昭和61年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第2号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

審議会への諮問・答申

毛企発第427号

令和5年8月9日

毛呂山町振興計画審議会
会長 吉田勝美様

毛呂山町長 井上健次

第六次毛呂山町総合振興計画・総合戦略の策定について（諮問）
第六次毛呂山町総合振興計画・総合戦略を策定したいので、貴審議会のご意見を伺います。

毛振審発第4号

令和7年1月17日

毛呂山町長 井上健次様

毛呂山町振興計画審議会
会長 吉田勝美

第六次毛呂山町総合振興計画の策定について（答申）
令和5年8月9日付け、毛企発第427号で諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

第六次毛呂山町総合振興計画（案）については、おおむね妥当なものである。
なお、計画の実施にあたっては、次の事項に配慮されたい。

- 1 基本構想で示されたまちの将来像「みんなでつくる 住みやすいまち 住み続けたいまち もろやま」の実現に向け、計画内容に沿った施策の着実な推進を図るとともに、各施策の成果指標において設定した目標値が達成されるよう努めること。また、毎年度の進捗管理や評価検証を十分に行い、改善等を図ること。
- 2 町の最重要課題である少子化の進行に伴う人口減少対策に的確に対応していくため、前期基本計画において設定した「少子化対策プロジェクト」「未来を担う子ども育成プロジェクト」「健幸づくりプロジェクト」の3つのリーディングプロジェクトについて確実な推進により、さらなる町の魅力向上に努めること。
- 3 今後も厳しい財政状況が続くことが想定されているため、将来の人口規模を想定した上で、優先順位に基づく事業選択や行財政改革を推進していくこと。また、持続可能なまちづくりを目指すためにも、住民との信頼関係に基づく町政運営を心がけ、身の丈に合った行財政運営に努めること。

毛呂山町振興計画審議会委員名簿

令和5年度毛呂山町振興計画審議会委員名簿

役 職	氏 名	選出区分	選出団体
	堀 江 快 治	町議会議員 (第3条第2項第1号)	
	長 瀬 衛	町議会議員 (第3条第2項第1号)	
	岡 野 勉	町議会議員 (第3条第2項第1号)	
	荒 木 かおる	町議会議員 (第3条第2項第1号)	
	佐 藤 秀 樹	町議会議員 (第3条第2項第1号)	
	寄 崎 順 子	教育委員会の委員 (第3条第2項第2号)	
	初 野 健 一	農業委員会の委員 (第3条第2項第3号)	
	麻 原 敏 子	公共的団体等の役員又は職員 (第3条第2項第4号)	商工会
副会長	高 橋 丙 午	公共的団体等の役員又は職員 (第3条第2項第4号)	区長会
会 長	吉 田 勝 美	公共的団体等の役員又は職員 (第3条第2項第4号)	社会福祉協議会
	小野寺 亘	学識経験を有する者 (第3条第2項第5号)	埼玉医科大学
	庭 田 文 近	学識経験を有する者 (第3条第2項第5号)	城西大学
	荒 田 沙 紀	公募による者 (第3条第2項第6号)	
	渋谷 辨 洋	公募による者 (第3条第2項第6号)	
	杉 田 小百合	公募による者 (第3条第2項第6号)	

令和6年度毛呂山町振興計画審議会委員名簿

役 職	氏 名	選出区分	選出団体
	堀 江 快 治	町議会議員 (第3条第2項第1号)	
	長 瀬 衛	町議会議員 (第3条第2項第1号)	
	岡 野 勉	町議会議員 (第3条第2項第1号)	
	荒 木 かおる	町議会議員 (第3条第2項第1号)	
	佐 藤 秀 樹	町議会議員 (第3条第2項第1号)	
	寄 崎 順 子	教育委員会の委員 (第3条第2項第2号)	
	小 川 収 一	農業委員会の委員 (第3条第2項第3号)	
	麻 原 敏 子	公共的団体等の役員又は職員 (第3条第2項第4号)	商工会
副会長	高 橋 丙 午	公共的団体等の役員又は職員 (第3条第2項第4号)	区長会
会 長	吉 田 勝 美	公共的団体等の役員又は職員 (第3条第2項第4号)	社会福祉協議会
	小 野 寺 亘	学識経験を有する者 (第3条第2項第5号)	埼玉医科大学
	庭 田 文 近	学識経験を有する者 (第3条第2項第5号)	城西大学
	荒 田 沙 紀	公募による者 (第3条第2項第6号)	
	渋谷 辨 洋	公募による者 (第3条第2項第6号)	
	杉 田 小百合	公募による者 (第3条第2項第6号)	

策定委員会委員名簿

令和5年度第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画策定委員会委員名簿

職 名	氏 名	備 考
副町長	関 本 建 二	会 長
教育長	高 沢 佳 弘	副会長
議会事務局長	酒 巻 義 一	
秘書広報課長	大 澤 邦 夫	
総務課長	大 野 勉	
企画財政課長	小 峰 一 俊	
管財課長	小 泉 雅 昭	
税務課長	田 邊 和 宏	
住民課長	吉 田 茂 雄	
福祉課長	小 室 永 治	
高齢者支援課長	串 田 和 佳	
子ども課長	小 川 賢 三	
保健センター所長	皆 川 謙一郎	
生活環境課長	小 峰 浩	
産業振興課長	宮 寺 定 幸	
まちづくり整備課長	山 口 貴 尚	
会計管理者兼会計課長	田 口 雄 一	
水道課長	渡 邊 昭	
農業委員会事務局長	堀 越 和 英	
教育総務課長	石 田 麻里子	
学校教育課長	土 屋 浩 一	
生涯学習課長	岩 下 幸 一	
スポーツ振興課長	波 田 裕 一	
学校給食センター所長	笹 川 博 嗣	
毛呂山町社会福祉協議会事務局長	渡 邊 守 明	

令和6年度第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画策定委員会委員名簿

職名	氏名	備考
副町長	関 本 建 二	会長
教育長	高 沢 佳 弘	副会長
議会事務局長	波 田 裕 一	
総務課長	酒 巻 義 一	
企画財政課長	小 峰 一 俊	
管財課長	高 沢 孝 仁	
税務課長	高 木 洋	
住民課長	吉 田 茂 雄	
福祉課長	田 邊 和 宏	
高齢者支援課長	串 田 和 佳	
子ども課長	中 村 美奈子	
保健センター所長	渡 邊 守 明	
生活環境課長	小 峰 浩	
産業振興課長	山 口 貴 尚	
まちづくり整備課長	大 畑 俊 文	
会計管理者兼会計課長	小 室 永 治	
水道課長	渡 邊 昭	
農業委員会事務局長	堀 越 和 英	
教育総務課長	皆 川 謙一郎	
学校教育課長	岩 瀬 和 也	
生涯学習課長	岩 下 幸 一	
歴史民俗資料館長	佐 藤 春 生	
学校給食センター所長	笹 川 博 嗣	
西入間広域消防組合次長	宮 寺 定 幸	

検討委員会委員名簿

令和5年度第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画検討委員会委員名簿

課 名	氏 名	備考
秘書広報課	坂 口 尊 恵	
総務課	森 村 早 苗	
企画財政課	石 塚 宗	
管財課	内 野 益 穂	
税務課	横 山 幸 乃	
住民課	大 野 直 子	
福祉課	市 川 秀 人	
高齢者支援課	細 井 英 司	
子ども課	中 村 美奈子	委員長
保健センター	下 田 秀 樹	
生活環境課	荻 野 睦	
産業振興課	木 村 正 樹	
まちづくり整備課	岩 上 弘 樹	
水道課	小 室 良 浩	
教育総務課	市 川 正	
学校教育課	三 浦 正 夫	
生涯学習課	横 溝 明 彦	
スポーツ振興課	山 崎 幸 雄	

令和6年度第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画検討委員会委員名簿

課 名	氏 名	備考
秘書広報課	坂 口 尊 恵	
総務課	森 村 早 苗	
企画財政課	波 田 仁 美	
管財課	内 野 益 穂	
税務課	堀 口 将 由	委員長
住民課	串 田 静 代	
福祉課	市 川 秀 人	
高齢者支援課	細 井 英 司	
子ども課	増 村 早 苗	
保健センター	栗 原 弥 生	
生活環境課	荻 野 睦	
産業振興課	長 島 秀 夫	
まちづくり整備課	秋 馬 純 一	
水道課	木 村 正 樹	
教育総務課	市 川 正	
学校教育課	三 浦 正 夫	
生涯学習課	長 谷 川 晃	
歴史民俗資料館	植 田 雄 己	

毛呂山町まち・ひと・しごと創生有識者会議条例

平成28年3月24日

条例第12号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事項について審議するため、毛呂山町まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 有識者会議は、委員10人以内をもって組織し、まち・ひと・しごと創生に関し見識を有する者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

(会長及び副会長)

第3条 有識者会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 有識者会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 有識者会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 有識者会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 有識者会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

(最初の会議の招集)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(毛呂山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 毛呂山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年毛呂山町条例第23号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

毛呂山町まち・ひと・しごと創生有識者会議委員

※令和6年3月31日まで

役職	氏 名	選出分野	選出団体等
会 長	関 本 建 二	行政機関	毛呂山町
副会長	麻 原 健 一	産業界	麻原酒造（株）
	西 村 泰 広	金融機関	埼玉りそな銀行
	佐野島 敬 史	金融機関	埼玉縣信用金庫
	山 下 兼太郎	労働関係 産業界	毛呂山町商工会
	杉 田 小百合	労働関係	一期一会會
	荒 田 沙 紀	労働関係	毛呂山町観光協会
	宮 山 徳 司	学識経験者	埼玉医科大学
	青 柳 龍 司	学識経験者	城西大学
	尾 内 あゆみ	メディア	ゆずの里ケーブルテレビ

※令和6年4月1日～

役職	氏 名	選出分野	選出団体等
会 長	関 本 建 二	行政機関	毛呂山町
副会長	麻 原 健 一	産業界	麻原酒造（株）
	西 村 泰 広	金融機関	埼玉りそな銀行
	佐野島 敬 史	金融機関	埼玉縣信用金庫
	山 下 兼太郎	労働関係 産業界	毛呂山町商工会
	杉 田 小百合	労働関係	一期一会會
	荒 田 沙 紀	労働関係	毛呂山町観光協会
	小野寺 亘	学識経験者	埼玉医科大学
	青 柳 龍 司	学識経験者	城西大学
	尾 内 あゆみ	メディア	ゆずの里ケーブルテレビ

第六次毛呂山町総合振興計画 基本構想・前期基本計画

令和 7 年 3 月

発行：毛呂山町

編集：毛呂山町企画財政課

〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央 2 丁目 1 番地

電話：049-295-2112（代）

FAX：049-295-0771

電子メール：kizai@town.moroyama.lg.jp

第六次毛呂山町総合振興計画

基本構想・前期基本計画



毛呂山町マスコットキャラクター
もろ丸くん